

インターネット活用 ガイドブック

モラル・
セキュリティ編





はじめに

江戸川大学 浦川 朋司

新学習指導要領の実施にともない、平成13年度までに、すべての小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校をインターネットに接続するなど、学校教育にインターネットを活用する計画が進んでいます。

インターネットは情報の発信、受信、いわば双方向性をもった情報通信手段で、教育での活用において「生きる力」の育成に貢献するなど、大きな可能性を秘めています。すでにインターネットを活用している学校も、これからという学校も、この新しい情報通信手段を教育へ活用し、人間形成に役立てて欲しいと思います。

しかし、インターネットのすばらしい機能ゆえに陰の部分もあり、情報モラルやセキュリティの面で注意が必要です。インターネットで情報を発信する場合、そのつもりがなくとも、相手に嫌な思いをさせたり、中傷したりする加害者にならないとも限りません。また、インターネットを使った様々な危険な罠にはまり、被害者になるかもしれません。

このガイドブックはそうしたインターネット上の影の部分を知り、また、どうしたらその問題が避けられるか、さらにはインターネットを有効に活用するためのモラル・セキュリティ教育はどうしたらよいかなど、教育現場の先生方の気持ちになって親切に解説しています。特にインターネットをこれから活用される学校や、先生方には、ぜひ一読してもらいたいと思います。



*はじめに

③

第1章

Q インターネット活用の光と影とはどんなことでしょうか？

~ネットワーク社会の光と影~ ⑥

学校はインターネットでどう変わるの？ ⑧

情報活用能力の育成は？ 8

問題解決能力の育成は？ 9

豊かな人間性の育成は？ 10

開かれた学校づくりは？ 11

モラル育成・セキュリティ対策はなぜ必要な？ ⑫

インターネットの有効活用のためには？ 12

子どもが被害者や加害者にならないためには 14



第2章

Q 影の問題ってどんなことなのでしょうか？

~影の問題の把握~

⑯

ホームページ検索・Eメールの受信等に関する問題とは？ ⑯

有害情報サイトへのアクセス問題とは？ 18

商品の購入問題とは？ 20

禁制品販売等の有害情報問題とは？ 22

虚偽広告、詐欺情報等の問題とは？ 24

ホームページ作成・Eメール等の発信に関する問題とは？ ⑯

著作権・知的所有権の侵害問題とは？ 26

プライバシーの侵害・いじめ・誹謗・中傷問題とは？ 28

個人情報の流出問題とは？ 30

セキュリティに関する問題とは？ ⑯

なりすまし問題とは？ 32

不正アクセス問題（ハッカー問題）とは？ 34

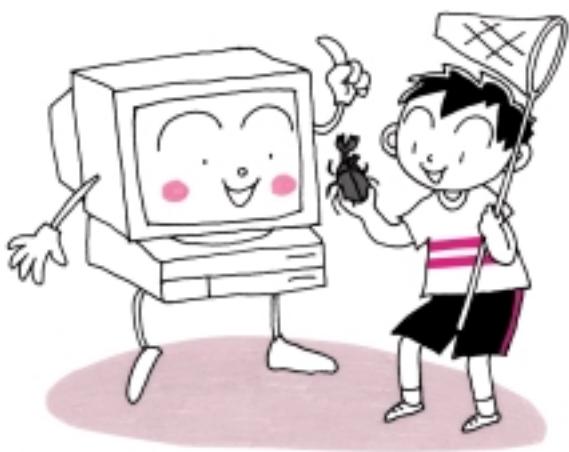
ウイルス問題とは？ 36

人間関係や心身の健康に関する問題とはどんなことなの？ ⑯

人間関係の希薄化の問題とは？ 38

生活・自然体験の不足、

仮想現実問題とは？ 40



第3章

**Q 学校や先生は
どのように
取り組んだら
よいのでしょうか？**

~学校・教師の対応~

42

**学校はどのように
取り組むの？**

44

- 教育課程、指導計画への位置づけは？ 44
- 校内組織、体制づくりは？ 46
- 運用規定の作成は？ 48
- 家庭・地域との連携をどう図ればいいのでしょうか？ 50
- システム的な対応の方法について教えてください 52

**先生はどのように
指導するの？**

54

- ホームページ検索・メールの受信等に関する指導 54
- ホームページ作成・E-メール等の発信に関する指導 60
- セキュリティに関する指導 68
- 生活・自然体験の不足に関する指導 74

第4章

**Q こんな事態になつたら
どうすれば
いいのでしょうか？**

~問題発生時の対応~

76

**学校や教師が
対応できることは？**

78

問題が起きたらどうするの？
(小学校編) 78

問題が起きたらどうするの？
(中学校・高等学校編) 80

**学校や教師が
対応できないことは？**

84

高度な技術的知識が
必要な問題 84

法律的な知識が必要な場合 86

扱いが微妙な問題 88

第5章

資料編

90

- 資料1 インターネット運用規定 90
- 資料2 ホワイトリスト作成 94
- 資料3 ネチケット 96
- 資料4 子ども用検索エンジン 98
- 資料5 情報モラルセキュリティ指導 100

Question

どんなんことでしょうか？
～ネットワーク社会の光と影～

A インターネットの普及は、今日私たちの生活様式を大きく変え始めています。学校でのインターネット活用は、必要な情報の収集や情報交換等を適時行うことで、子どもたちの学習素材を豊かにしたり、興味・関心を広げるなど、子どもたちの学びや学校の教育活動を大きく変える可能性を秘めています。一方、疑似体験の増加、人間関係の希薄化、有害情報の増加や犯罪など、インターネットの「影」の部分も指摘されており、今後ネットワーク社会の「光」と「影」を冷静に見つめ、影を克服し光を活用するためにも、正しい情報教育を推進する必要があります。

●光の部分とは？●

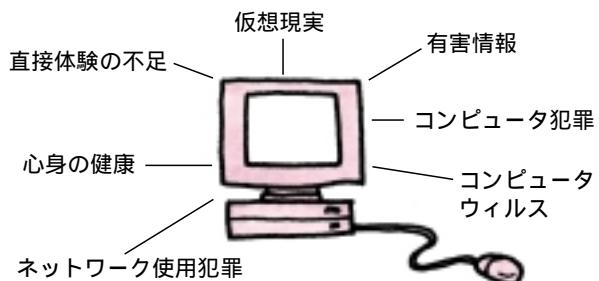
光の部分を知り、積極的に活用することにより、プラスの効果をあげることができます。



● 影の部分とは？ ●

影の部分を直視し、マイナスの要因を減じるように対応することが必要です。

- 誤った情報や不適切な情報の受信・発信**
- ・誤った情報や作為的に変造された情報の存在
 - ・健全な育成を妨げる違法・有害情報の存在



- 子どもたちの心身の健康に与える影響**
- ・人間関係の希薄化や子どもたちの生活体験・自然体験の不足
 - ・仮想社会と現実社会との区別
 - ・人々とのふれあいや心の交流の欠乏
 - ・人間が機械に使われるかのような状況

- 被害者や加害者になる可能性**
- ・いたずらメールなどの迷惑行為の発生
 - ・個人情報が目的外の用途に流用される可能性
 - ・他人が本人になりすまし、犯罪を犯す可能性

● 影の部分への対応 ●

インターネット上で公開されているホームページは、子どもにとって有益なものばかりではありません。子どもたちが安全にインターネットを利用できるようにしなければなりません。そのためには、指導に当たる教師が、インターネットを正しく理解しておくとともに、子どもには自分の身を守る方法を教えておく必要があります。また、コンピュータやインターネットが家庭にも普及している現在、影の部分についての課題は、学校だけでなく、家庭や地域社会と相互に連携・協力しあって取り組まなくてはいけません。

光があたればあたるほど影が目立つんだよ。影の部分をよく知ることが、正しい使い方につながるんだね。



- 情報モラル・マナーの育成
- インターネット上の違法・有害情報への対応
- ネットワーク犯罪への対応
- 情報発信への対応（知的所有権やプライバシーの保護）
- 家庭・地域社会への啓発活動



学校はインターネットでどう変わるの？



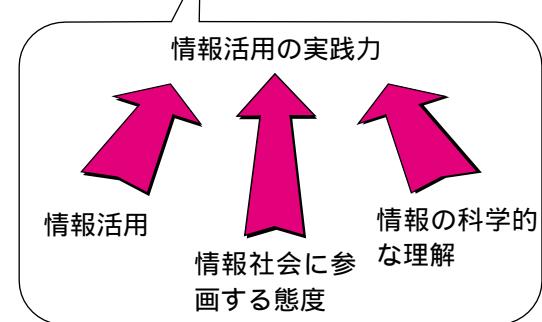
インターネットの効果的な活用で、子どもは学びの世界を大きく広げ、学習への意欲や関心を大いに高めることができます。また、授業も従来のように、すべての知識を頭に詰め込む知識習得型の学習から、情報を駆使して自分が知識をつくり上げていく知識構成型の学習へ重点が置かれていきます。教師側にも、柔軟で創意工夫する心構えが一層求められます。

comment
1

情報活用能力の育成は？

新しい教育課程は、子どもたちの「生きる力」を育成することをめざしています。社会の変化に対応し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を含めた総合的な力です。コンピュータやインターネットを活用した学習は、いろいろな面で、この「生きる力」の育成に貢献することができます。

学校教育においても、あふれる情報の中で、子どもたちが誤った情報や不要な情報に惑わされることなく、真に必要な情報を集め、判断し、情報を見極める力が求められています。それが情報活用能力なのです。情報を集め・読み取り・考えて判断する力を育てるためには、多くの情報を教材として子どもたちに活用させが必要です。



情報活用能力とは

情報活用能力は、「情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質」であり、文部省の「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」の第1次報告（平9.10）では、次の3つの能力に整理されています。

「情報活用の実践力」

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力。

「情報の科学的な理解」

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評

価・改善するための基礎的な理論や方法の理解。

「情報社会に参画する態度」

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度。

comment
2

問題解決能力の育成は？

インターネット

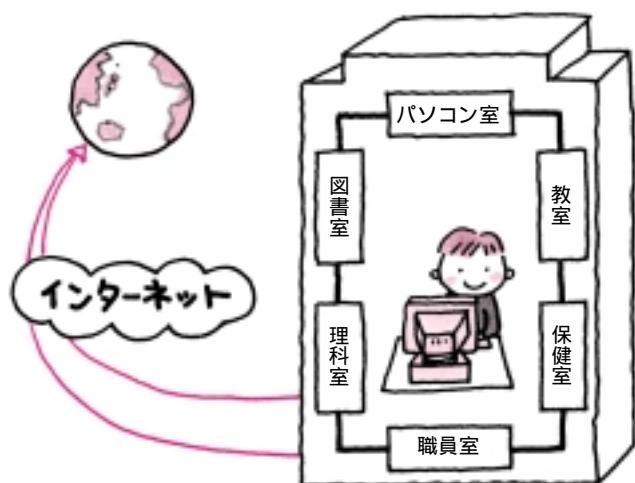


コンピュータやインターネットは、調べ学習や問題解決学習などに大きな力を発揮する情報手段であり、子どもの自ら学ぶ力や考える力の育成に役立ちます。その際、情報の適不適を判断し、適切に対応できる判断力と態度を育成することも必要です。

新学習指導要領では、「総合的な学習の時間」が新設されました。ここでは、インターネットなどを利用した情報活用も混じえて「生きる力」の育成を図ります。課題解決のためには、多くの情報を活用することが求められます。そこでインターネットと結びつくのです。インターネットの活用は、「自分で課題を見つける力」を育成し、コミュニケーションや表現活動を高めることができます。



コンピュータやインターネットの導入は、子どもたちをコンピュータに縛り付けたり、コンピュータですべてを教育するためのものではありません。あくまでも、子どもたちが課題解決の「道具」や「手段」として活用するためのものです。情報化と自然体験の関連でも、自然のすばらしさに目覚めるようなコンピュータの活用、また自然体験で得たものをコンピュータの中に情報として取り組むなどの重層的な活動を期待しています。

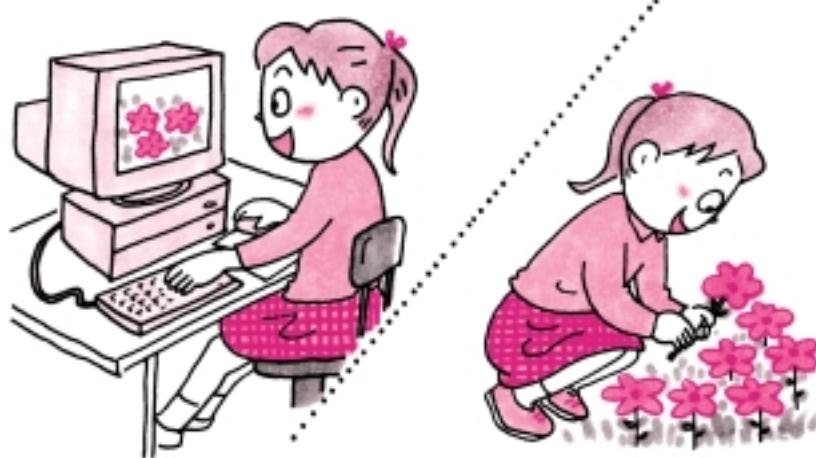


comment
3

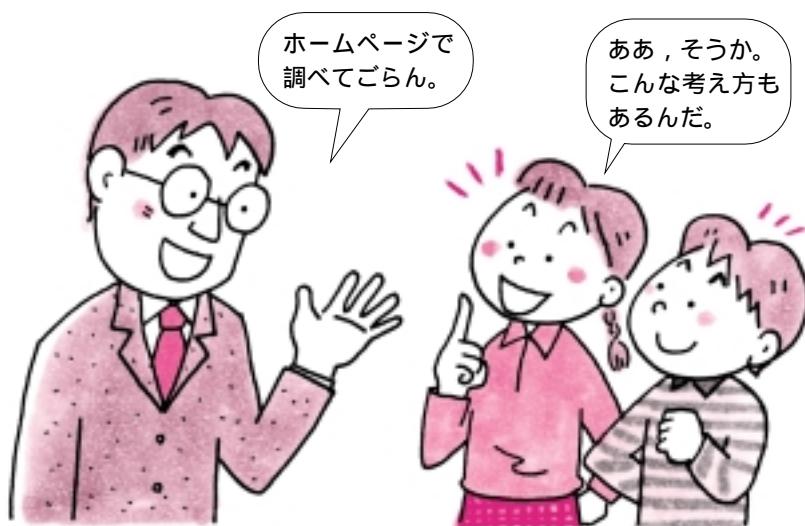
豊かな人間性の育成は？

インターネットの普及は、一方で直接体験の不足、人間関係の希薄化、情報手段の悪用などが指摘され、情報モラルの充実が一層求められています。

私たちは、より豊かな社会の実現を目指して情報手段を活用しています。情報手段に依存し過ぎて、仮想の世界と現実の世界との区別がつかなくなったり、処理された情報を疑うことなく信じ込んだり、人が機械に使われるような状況は、あってはならないことです。直接体験と間接体験、事実と解釈、生の情報と切り取られたり加工された情報とを見分ける感覚の育成が大切であり、人がコンピュータやインターネットを活用するという視点を見失うことがないようにすることは、極めて重要なことです。



インターネットを使った授業では、子どものみずみずしい感性や豊かな人間性を育てるために、子ども同士のふれあいや子どもと教師がじかに顔を合わせて、会話し、学び合っていくことが大事で、人と人の交流が促進されるような配慮が必要です。机上の学習に終わらせないために、日々の授業の中で実践と結びつけて、著作権やプライバシーの問題、情報の見分け方、心身の健康など具体例を取り上げながら、学校の教育活動全体を通して適切な指導を通じて、豊かな人間性が育っていくものです。



**comment
4**

開かれた学校づくりは？

開かれた学校への転換が一層求められている今日、日頃から地域、家庭との交流に努め、授業、学校行事を積極的に公開するなど、保護者や地域住民に学校の教育活動を見やすくしていく、広報活動の充実や参加機会の拡大、あるいはさらに地域社会の人材や施設を活用していくことも期待されています。このようにインターネットは、とかく閉鎖的といわれる学校を家庭や地域社会と結びつけ、広い地域に開かれたものにする可能性をもっています。



学校のコンピュータ教室や機器の開放、ホームページによる地域社会への情報発信は、学校と地域社会とを結び付ける絶好の機会となります。次のように様々な取り組みが可能となります。

【学校、コンピュータ教室の開放】

- ・市民対象の学校開放講座、インターネット体験講座などの開催

【ホームページによる学校紹介】

- ・特色ある学校づくりのPR
- ・電子メールによる「意見箱」の設置
- ・電子メールによる就学についての相談
- ・卒業生向けの同窓会ページ



また、急速に家庭にインターネットが普及したことにより、学校におけるインターネット活用は、子どもだけでなく保護者の関心も集めています。授業参観、家庭訪問、PTAの会合という形で行われてきた従来の情報交換の方法に、インターネット利用が加わることで、情報の内容を豊富にし、有益な効果をもたらすと考えられます。インターネットによる情報交換では、保護者や地域の人々の積極的な参加も期待できます。





モラル育成・セキュリティ対策はなぜ必要なの？



学校のインターネット活用が推進されている今日、インターネットの活用から子どもたちが意図的、無意識のうちに加害者になるなど、モラルに関する問題等が増加しています。また、不正アクセスによる情報の改ざんやウィルスなどのセキュリティ問題も起きるなど、学校のインターネット環境は常に危険な状況にさらされています。言うまでもなく、学校は子どもたちにとって安全な生活の場でなければならず、学校や教師は影の問題を正しく認識すると共に、子どものモラル育成やセキュリティ対策等、教育的配慮に基づく対応が急務になっています。

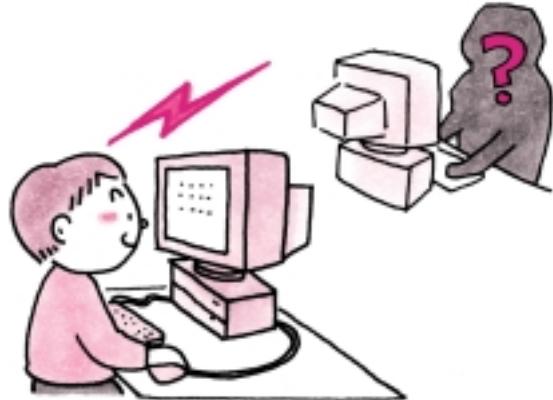
comment
1

インターネットの有効活用のためには？

● モラルの育成を ●

インターネットは顔の見えない、また相手がどんな人かわからないといった匿名性、覆面性を持っています。例えば、子どもの好奇心を餌にする手口で、わいせつ画像や悪徳商品を販売する罠を仕掛けているインターネットショップなどもあり注意が必要です。

有害情報の誘惑に子どもたちが陥らないようにするには、子ども自身が情報活用について正しく理解し、子どものモラル(倫理意識)を育成することが、なにより肝要です。



● 目的を持った活用を ●



子どもたちが影の部分に陥るきっかけは、無目的に長時間にわたってホームページの拾い読みをしているような状況(無目的なネットサーフィンなど)におかれたりといえるでしょう。単にインターネットの受信や発信の仕方を教えるだけでなく、いろいろな情報に触れて、子ども自身に判断する力を付けさせ、自分の安全は自分で守るという意識をしっかり身につけさせることが大切です。

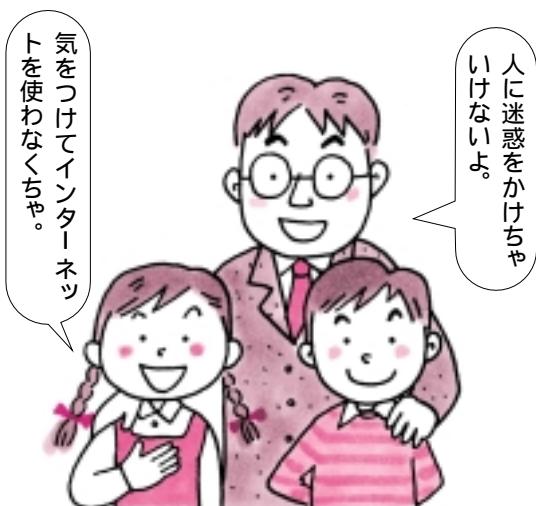
また、子どもたちが目的を持って情報に働きかけ、活用するよう導くことも極めて重要です。

● 罪悪感の低下防止を ●

特にインターネットの場合、使用者が罪悪感を実感しにくいといわれます。人に迷惑をかけない、人のものは絶対に盗まないといった基本的なことを意識させて、不正行為に対する心理的抵抗感の低下を防ぐ必要があります。

● 情報の発信に責任を ●

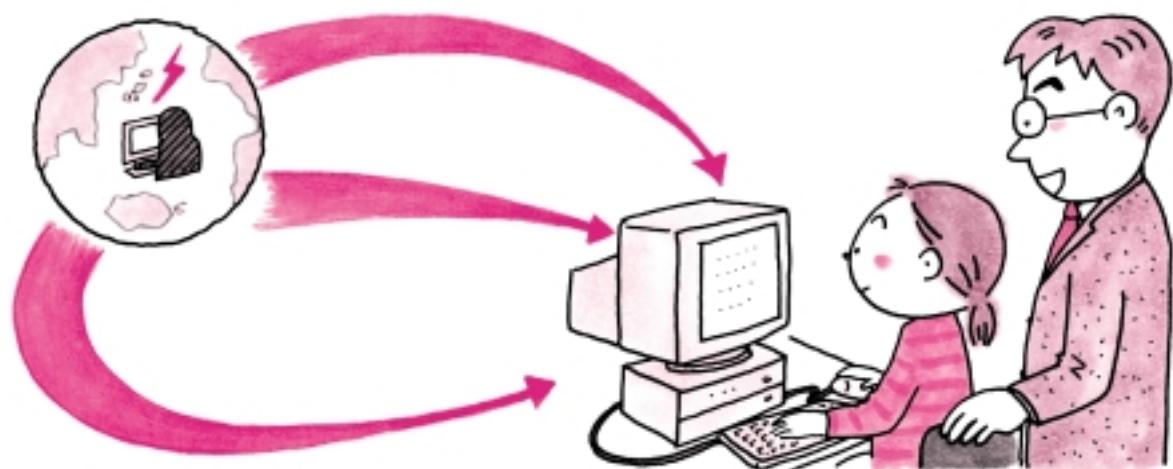
誤った情報や不要な情報の受発信、特に情報発信に対する責任や相手への配慮についても、子ども自身が理解し行動できるようにすることが大切です。インターネットの社会も市民一人ひとりが責任を持つ、自己責任の社会であることを自覚することが必要です。



● セキュリティ対策を ●

インターネットでは世界中の人々と情報の伝達、共有が可能になる反面、さまざまな脅威にさらされます。したがって、インターネットを活用するためには、セキュリティ対策は必要不可欠のものです。また、それでも100%の安全はないという認識も必要です。

また、学校や教育委員会は子どもたちが安全にインターネットを活用できるように、セキュリティ対策に十分な取り組みをすることが必要です。



comment
2

子どもが被害者や加害者にならないためには

情報の受け手としての問題から

子どもがインターネットを利用する場合、犯罪や不正行為の被害者にならないように心がけることが大切です。被害を受ける可能性があるのは、インターネットショップ（物品販売広告）を掲載しているホームページや電子掲示板などで、わいせつ・自殺を称賛する内容などの閲覧、薬物など禁制品の購入、詐欺、誹謗、中傷、不正アクセス、ネズミ講、悪徳商法などがあります。インターネットを利用する上で被害者にならないようにするには、自分の行為が犯罪や社会的非難を受ける行為であるかないかを自ら判断できるようにすることが必要です。

● インターネットを特別視しない ●

指導上の重要な考え方の基本として、現実社会において犯罪や社会的非難の対象となる行為は、インターネットを活用する上においても同様であり、他人に迷惑をかけたり、法に触れる行為は絶対に行なってはならないことを身に付けさせることです。学校の教育活動全体を通して、そして、インターネットを使った学習の際にも、善惡の判断、社会生活上のルールを守ろうとする態度が育成されるよう配慮しなければなりません。

人の悪口を言わない（中傷）、だましたりすることもいけないね。ウソもだめだめ。これら自分で判断する力が必要なんだよ。



● 子どもが自ら判断する力をつける ●



インターネットの活用では、子どもが被害者にならないよう、子どもの発達の度合いに応じた効果的な指導を行っていくことが必要です。「インターネットを利用する上でどのような行為が犯罪や社会的非難の対象とされているか」、また、「どのような手口の犯罪等により被害を受けているか」などの実態やそれらに基づくインターネット活用上の注意事項を踏まえつつ指導を行うことです。児童生徒に対する指導に当たって、有益な情報を有する警察などの関係機関、団体などと連携をはかることも必要です。

情報の送り手としての問題から

● 情報発信の責任と相手への配慮を

インターネットでの情報伝達では、相手のことがわからないまま不特定多数とのコミュニケーションをすることになります。

直接話しをするときや電話での会話などでは、相手の顔の表情などで感情や気持ちを自然に伝えたり理解したりすることが可能ですが、インターネットで情報を発信するときは、それができません。

インターネットの画面は、多くの人がいろいろな考え方や立場で情報を見ていることを常に意識し、情報による被害者や加害者にならないため、個人情報の取り扱いなどに注意することです。

わたしの思いが正しく
伝わるかしら？



● 個人情報の取り扱いに注意を

不必要的
プライバシーの開示や
聞き出しをしない

他人のプライバシーの保護
(他人の情報を盗んだり、いたずらしたり、また得た情報を勝手に公開しないこと)

著作権の尊重
(ソフトウェアや画像データなどには必ず著作権が認められており、たとえ善意であっても勝手に利用できないことや送信したりアップロードすることが禁止されていることを理解すること)

やってはいけないとちゃんと知っているとね。



人のいやがることをしない
(インターネットなどの情報活動でも日常生活と同じように、人を中傷したり、いたずらなどをしたりして、相手に不愉快な思いをさせることはマナー違反であることだけでなく、名誉毀損になることもある)

● 教育現場における個人情報保護を理解する

学校は公の機関であり、一人ひとりの教員は、児童生徒に関する個人情報を外部に公表してはなりません。インターネットを利用する場合には、これまで以上に個人情報の保護に配慮しなければなりません。

仲のいい友達にも教え
ちゃいけないんだ。



Q uestion

影の問題って どんなことなのでしょうか？

（影の問題の把握）

A 情報化、情報通信ネットワークの利用には、さまざまなメリットをもたらす光の部分がある一方で、使い方によってはデメリットともなるという影の部分の問題もまた指摘されています。たとえば、遠隔地の相手と通信ができたり、遠隔地にあるコンピュータ上の情報を参照できるメリットの裏側には、相手の顔が見えない匿名性の問題や、不正アクセスなどの不法行為の危険性といったデメリットがあります。この新しいメディアの活用の裏側に、どのような問題が存在するのかについて、あらかじめ把握し、対応策を検討しておくことは、事故の防止と万一の場合の備えを固める上で重要です。このようにしてデメリットを少しでも減じておくことで、メリットを十分に享受することができるでしょう。

●コンピュータ犯罪とネットワーク使用犯罪●

コンピュータシステムのデータを盗聴したり、破壊したり、改ざんするなどの行為は犯罪です。正当な利用権がないコンピュータに、他人のパスワードを盗用するなどして不正にアクセスしようとする行為も犯罪です。また、詐欺や人格権の侵害などの不法な行為に情報通信ネットワークが手段として使われることがあります。

このような犯罪の加害者には、罪の自覚がない者も多く、倫理観や道徳的態度の育成とともに、何が許される行為で何がそうではないのかといった、善悪の識別についての教育が必要視されています。また、知らずに犯罪に巻き込まれて被害者になるといったことの防止のために、生活安全教育も必要です。



● プライバシーと知的所有権の保護 ●

私的な事柄についてみだりに他人に知られないプライバシーの権利や、著作権などの知的所有権に関してトラブルが頻発しており、社会的な認識はまだ不十分であるようです。そのため、社会に出る準備として学校教育段階で取り上げる必要性が指摘されています。

個人情報を悪用する悪質な業者等もあり、個人情報の安易な漏洩の危険性については、生活安全上も備えておかなければならぬ知識となってきました。



● 心身の健康に関する問題 ●

コンピュータに没頭し過ぎるあまり、対人コミュニケーションをあろそかにする人間関係の希薄化の問題が指摘されています。また、高度情報化には、実際の事物に触れたり実感を伴う体験の機会が少ないので、生活・自然体験の不足が懸念されます。コンピュータゲームの世界やインターネット上の仮想的な社会（バーチャル・コミュニティ）では、顔の見えない相手との現実感のないコミュニケーションが引き起こす、仮想現実の問題もあります。

● 情報の見極め ●

高度情報化により手軽に利用できるようになった膨大な量の情報は玉石混交であり、有益なものもあれば、無益なもの、また有害なものもあります。特に有害情報の問題は、子どもたちの心身の健全な発達に悪影響を与える種類の情報に関して、周囲の者が必要な保護を与えると同時に、子どもたち自身が的確に見るべき情報か否かを判断できる、情報判断力を育成する必要があります。

そのほか、不正確な情報や詐欺情報などに備えて、情報を利用する際の自己責任に関する自覚を持たせたり、物品購買に関するトラブルに備えるために、契約制度の理解など消費者安全教育も必要です。





ホームページ検索・Eメールの受信等に関する問題とは？



実社会と同じように、インターネットの上にも有害な情報や誤った情報、違法な情報があります。不当な被害を受けたり誤った感化をされたりしないために、情報の内容を見きわめた上で利用することが大切です。

comment
1

有害情報サイトへのアクセス問題とは？

インターネット上には多くの有益な情報がありますが、中には、性的な行為や残虐な行為、反社会的な行為を扱っていて、子どもたちが見るように不適切なサイトもあります。

また、人は一般に、活字や画面になったもの、マスコミで紹介されたものを無条件に信用しやすい傾向があります。さらに、一方の立場からのみ見た、偏向している情報も多く、そのような情報の扱いには注意が必要です。

【児童生徒に有害と考えられる情報の例】

社会的安全保障	兵器（爆弾）製造、違法な薬物製造、テロ活動、排他的政治結社、カルト信仰
犯罪、不法行為	犯罪の奨励、犯罪手口の開示、詐欺行為、不正販売
人権	人種差別、性差別、中傷、著作権侵害
安全性信頼性	デマ、誤報、誤解や偏見を与える情報、不正確・未確認情報
身体的精神的健康	薬物乱用、暴力、ポルノ、過度の恐怖、退廃的嗜好



●著作権法に違反したサイト、悪意あるサイト●

著作権者に無断でコピーした商用のソフトウェアや音楽データ、写真や本のコピーをダウンロードできるサイトなどもありますが、これらはみな違法な行為であることを子どもたちに理解させる必要があります。同時に子どもたち自身も他人が作った著作物を無断で利用しないように、著作権意識を高めていかなければなりません。しかもそれらの中には、そのページを見に来た人に対して意図的に犯罪的な行為を行おうとする、悪意のあるサイトもあります。例えば、違法コピーのソフトウェアをダウンロードできるサイトで、そのソフトウェアの中にコンピュータウイルスが仕込まれていた事件が現実に起こっています。

●「無料」といいながら無料でなく、大きな被害が起きた例●



過去に、アダルト情報のサイトで「ダウンロード無料」とうたっているソフトウェアによって大きな被害が発生したことがあります。この事件では、「画像を見るためには専用のビューアソフト（閲覧ソフト）が必要」という説明があり、「そのソフトウェアのダウンロードは無料」とも書いてありました。確かにそのソフトウェアのダウンロードは無料なのですが、ダウンロードしたソフトウェアを起動すると、ユーザーに気づかれないようにパソコンのモデムの音を消した上で勝手に国際電話をかけ、その先にあるサーバ（コンピュータの親機）にアクセスして画像をダウンロードしていました。しかもそのサーバへのアクセスが終わった後も接続を切ることなく、それ以降のインターネットのアクセスを国際電話を経由してそのサイト経由で行っていました。その結果として、国際電話の料金に加え、そのサイトの利用料が電話料金に加算され、莫大な金額の被害が発生しました。

comment 2

商品の購入問題とは？

最近、インターネット上で商品の売買を行えるようになってきました。自宅にいながらにして遠くの店舗から商品の売買が可能なので、今後ますます盛んになっていくと思われますが、現段階ではまだ完全に安全とはいえないで注意が必要です。

● 信用のおける取り引きの問題

通信販売などでもいえることですが、ネットワーク上の情報からだけでは、売買を行おうとする相手が、本当に信用のおける企業であるかを判断するのは困難です。さらにインターネットの場合は、ホームページを持ち、メールアドレスさえあれば『店舗』が持ててしまいます。このため、従来以上に相手の身元や信用に注意しないと、思わずトラブルに巻き込まれることがあります。一方これは、軽い気持ちで加害者になってしまふ可能性があることも意味しています。生徒に対し加害者にも被害者にもならないよう、指導していくことが大切です。

【インターネット上のサギ行為事件の紹介】

必要なソフトを必要な人へ

貴方の必要なソフトをお申し出ください。貴方に代わって入手します。貴方は下記カタログの送料だけでお安くご利用頂けます。貴方の便利なソフトバンクとしてご利用下さい。ご利用は、Eメールの見出に注文と記入してお願いします。ソフトの発送は代金引換郵便にてお送り致します。代金と引換にソフトをお受け取り下さい。郵便でご注文の場合は現金書留、又は一割増の切手同封で、お支払い頂けます。配達方法にご指定がございませんと、すべてお届け先ご住所に到着いたします。

アドレス*****@*****.jp宛

郵便番号、住所 氏名 商品ナンバー 商品数 合計金額をご記入の上メールまたは（郵便）にてご利用下さい（尚送付手数料は一律1000円加算）

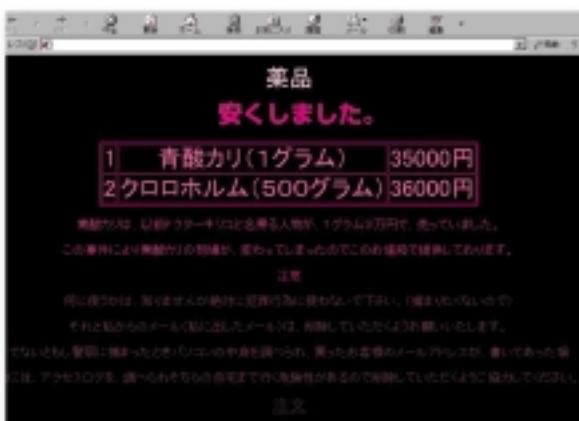
送り先 〒***** * * 市 * * 区 * * * *****
***** * * * * 宛

お買い得 1500円の商品は5枚セットなら5000円です。
A1 ワープロ（*****） 2000円

[一部改変]

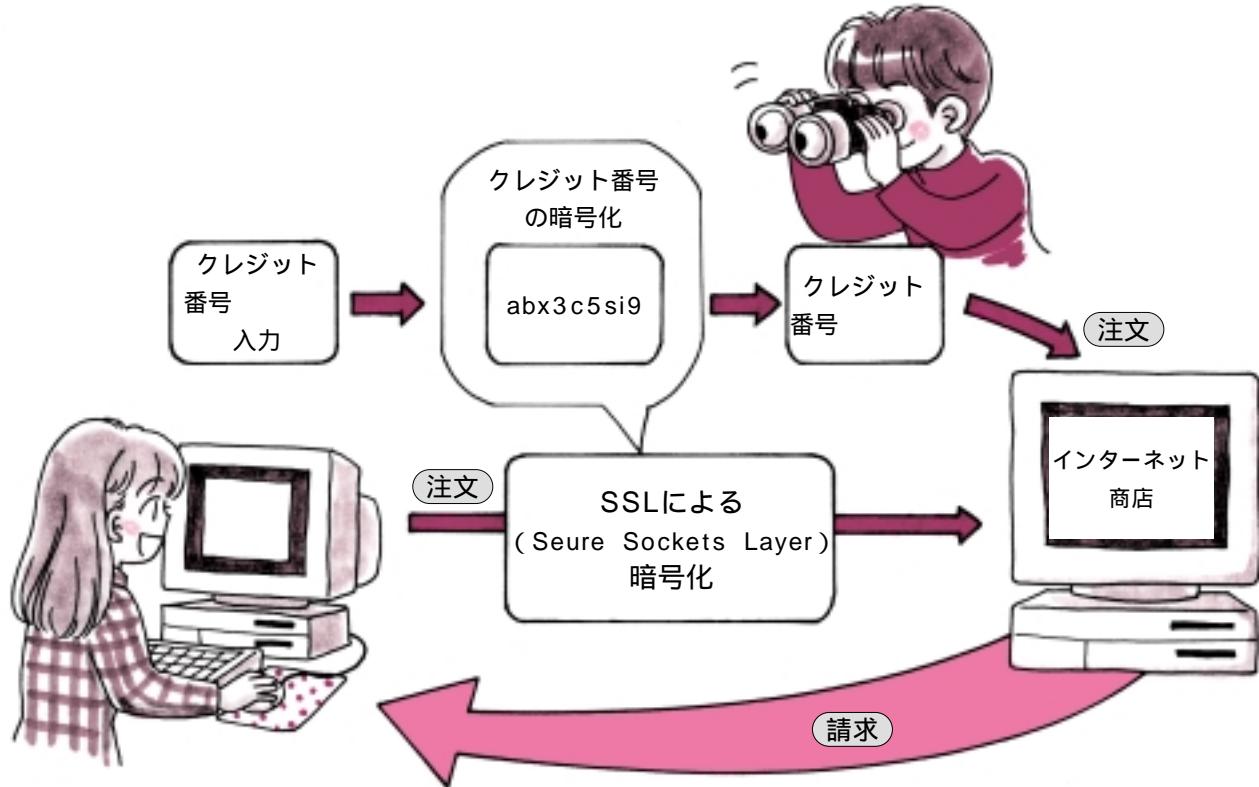
● 違法な品の購入問題

【違法なWebの例】



インターネット上にはさまざまな品を売っているサイトがありますが、中には麻薬や凶器など、非合法な品々を販売しているところもあります。販売している国では合法でも、日本国内に持ち込むと違法になる品もあります。インターネットを経由した「賭け」は、たとえ相手のサーバがある国で合法であっても、日本からそれに参加すると違法であると判断され、摘発の対象となることがあります。これらは現実にはまだ法律的な解釈が確立されておらず、本当に犯罪行為なのか定まっていない部分もありますが、少なくとも良識のある市民として行ってはならない行為であることは明らかです。

● クレジットカード番号を伝える危険性 ●



クレジットカードを使って物を購入すること自体は欧米で広く行われており、最近では日本でも一般的になってきました。インターネット上でもクレジットカードの番号を教え、それによって物品購入の支払いを行うことが多くなっています。しかし、クレジットカードの番号の管理には、細心の注意が必要であることを認識する必要があります。インターネット上でクレジットカードを使う場合には、実際の店舗での購入と異なり、手書きのサインを確認してそのカードの持ち主が本人であるかどうかをチェックすることができません。このため、店舗は、入力された番号が正しい番号であれば、そのカードを有効なものと判断し、売買契約を結んでしまいます。しかし、インターネット上を流れるデータは、特に対策を施さない限り、その中身を盗み見ることが可能です。このため、インターネットを通じて送ったクレジットカードの番号を第三者に盗み見られ、その番号を使われてしまう危険性があります。このため、SSL (Secure Sockets Layer) と呼ばれる暗号技術を用いて通信の中身を盗聴されないようにする店舗も現れています。

● 相手サーバのセキュリティ対策 ●

たとえ暗号通信を行っていても、相手のサーバが正しいセキュリティ対策を行っているかが問題です。せっかくクレジットカードの番号を暗号通信で送っても、相手のサーバが不正アクセスを受けて、そのデータを盗み出されてしまえば同じことです。これを防ぐには、信頼のおける相手からだけ買うようにするしか対策はありません。

comment
3

禁制品販売等の有害情報問題とは？

現実の世界では、覚せい剤などの薬物や毒劇物その他の危険な物品に触れたり、購入したりする機会は、絶対にあってはなりません。しかし、インターネットでは、こうしたものを売るという広告に接したり、使用体験談を読めることも少なくありません。そのほか、犯罪の方法を教えるものなどは、児童生徒の健全な育成に害を与える情報であり、児童生徒の保護のためにも注意が必要です。

● 麻薬・覚せい剤の販売広告、信用のおける取り引きの問題

麻薬・覚せい剤などの薬物は持っていたり、他人に譲ったり、もらったりすると犯罪となります。

しかし、インターネットでは、その匿名性を悪用して、こうした広告が公然と出されることがあります。そして、この広告を見て毒物を購入した人が自殺したり、購入した薬物を犯罪に利用する事件が起きたりしています。また、近年は薬物乱用の問題が青少年への広がりを見せており、学校においても薬物乱用防止のための教育を充実しなければなりません。

このように、インターネットには、違法な情報や、児童生徒に有害な情報が多数流されています。

● 麻薬等の使用体験談等

このほかには、例えば、

麻薬等の使用体験談、痴漢の体験談、その他犯罪の方法を教えるものなど、犯罪をそそのかすようなものは多数あります。

また、わいせつな画像や、暴力的、残虐な画像等を掲載するものもあります。

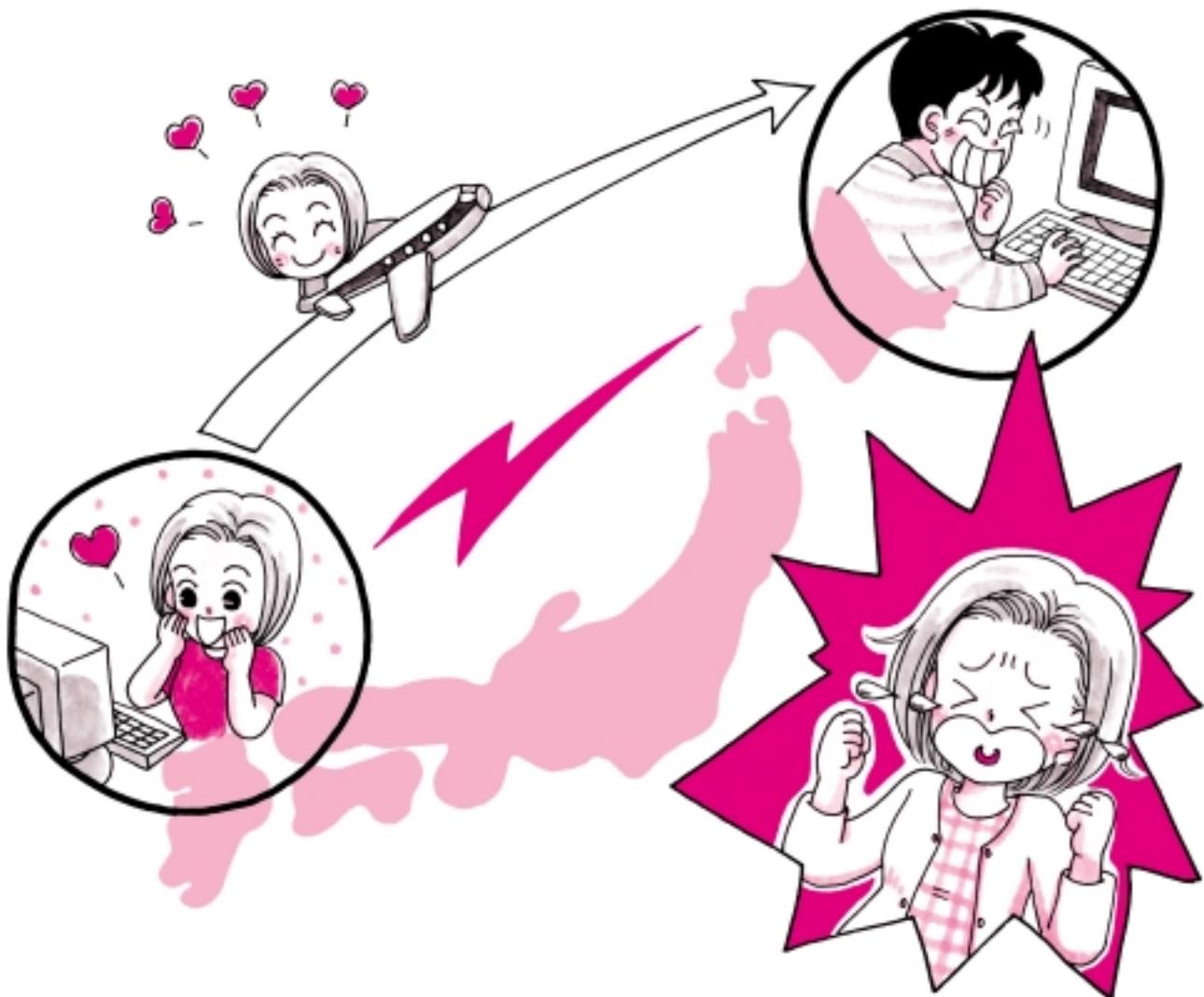
このように、インターネット上には、現実世界よりも容易に、児童生徒の健全な育成を害する情報に触れる機会が多いといえます。このようなものは、ホームページで見られることが多いのです。



● 実際に被害に遭うことも ●

また、実際に被害に遭うこともあります。例えば、18歳未満の少年少女の裸体等を掲載する、いわゆるチャイルドポルノがあります。こうした行為は、平成11年11月から施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」で処罰されます。これは児童生徒が直接被害に遭ったり犯罪に加担するケースです。

また、最近は、インターネット上の掲示板を見てEメールを送って知り合いになったり、チャット（オンライン対話）で知り合いになるというような「出会い系」があります。こうした方法で児童生徒を誘いだし、みだらな行為に及ぶ事件も起きています。このように、保護者や教師も気がつかないうちに、遠方の人と知り合い、性の逸脱行為など非行に及んだり、強制わいせつ等の被害に遭うこともあるのです。



このように、インターネットを手軽に、便利に利用するうちに児童生徒が有害な情報に接したり、被害に遭うことがあるので、どのようなホームページにどのような有害なものがあるかなどを知って、学校全体で生徒指導上の面からも適切な指導をする必要があります。

**comment
4**

虚偽広告、詐欺情報等の問題とは？

インターネット上には、子どもでも有害とわかる情報だけではなく、通常の商取引のように見え、大人でも時にはだまされるような広告を掲載するホームページなどもあります。どのようなものがあるか、指導する側も知っておく必要があります。

● 手軽で便利なインターネットショッピング ●

インターネット上には、店舗のホームページが多数出されており、そのホームページ上で商品購入ができるものも多く見られます。インターネット上の掲示板で商品販売、購入の申し出がなされることもあります。また、ふつうの売買だけではなく、珍しい品物のオークションが行われることもあります。インターネットでのショッピングは手軽で、外国の品物等入手しにくい物を探したりするのにも便利な手段となっています。



● 匿名性が高く、なりすましが容易 ●

しかし、その反面で、インターネット特有の問題点もあります。インターネットは匿名性が高く、他人になりすましたりすることが現実世界以上に容易です。その性質を悪用して詐欺等の犯罪を行う者も見られます。国際的に見ても、インターネットを利用した詐欺は大きな問題となっています。

○ 詐欺等の問題例 ○

インターネットで商品を販売する広告のホームページを出したり、電子掲示板に広告を掲載したりして、購入希望者から代金を受け取っても商品を送らなかったり、無価値な物を送ったりする例。

商品購入の申し込みをして、商品を受け取っても代金を支払わない例。

外国のホームページで商品購入申し込みをしてクレジットカード番号を打ち込んだところ、その後身に覚えのない請求が来るようになった例。

無料会員登録にクレジットカード番号を要求され、入力したら毎月請求がくるようになった例。

このように常識的に考えて、おかしいと思えることであっても、大人がだまされることもしばしばあります。また、こうした詐欺の多くは、いろいろな方法で他人になりすまして行われます。同じような方法で、マルチ商法、ネズミ講等の悪質商法が行われていると疑われるホームページも見られます。



○ 消費者問題に関する指導 ○

児童生徒がクレジットカードで買い物をすることは通常考えられませんが、社会の一員となったときにインターネットを使った商品購入の利便性とその危険性をしっかりと認識しておかなければなりません。学校において従来から公民科における消費者問題、消費者保護、家庭科における契約、消費者信用、販売方法の特徴などの学習を中心に指導しているところですが、学校の教育活動全体を通して消費者としての正しい態度や知識を身に付けさせていくことが必要です。

また、保護者のカード番号を無断で使わせたりすることが絶対にないよう、家庭と十分に連携し、自宅でインターネットを使うときのルールを決めたり、クレジットカードやその番号の管理をしっかりしてもらいうよう依頼するなどの取り組みも必要です。



ホームページ作成・E-メール等の発信に関する問題とは？



悪意の有る情報や犯罪的な情報を発信することが許されないのは当然のことですが、著作権に関しては、本人に自覚の無いまま他人の権利を侵害した情報を発信してしまうことがあります。インターネット上で情報発信するときは、著作権の侵害に気をつける必要があります。

comment
1

著作権・知的所有権の侵害問題とは？

知的所有権には大きく分けて、特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった、発明やアイディアなどを保護する「工業所有権」と、人間の思想、感情を創造的に表現した文化的な創作物を保護する「著作権」があります。

知的所有権の分類

知的所有権

工業所有権

発明やアイデアを保護する
もの

特許権
実用新案権
意匠権
商標権 など

著作権

思想、感情を創造的に表現した文化的な創
造物を保護するもの

工業所有権は登録しなければ権利が発生しませんが、著作権は権利を得るために手続きを行わなくても著作物を創作した時点で自動的に権利が発生します。権利は著作者の死後50年まで保護されます。

文章や絵、アニメや漫画のキャラクター、新聞記事、写真、地図、講演、音楽、ビデオ、データベース、コンピュータプログラムなどは著作権によって保護されています。たとえ公知の事実を集積したものであっても、データベースは著作権の保護の対象となります。ただし、国や地方公共団体、裁判所が発する法令や条例、裁判所の判決などには適用されません。

【著作権と著作物】

著作物の種類	
言語の著作物	論文, 小説, 脚本, 詩歌, 俳句, 講演など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊, 無言劇の著作物	日本舞踊, バレエ, ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画, 版画, 剪刻, 漫画, 書, 舞台装置など。美術工芸品も含む
建築の著作物	建造物自体。設計図は图形の著作物
地図, 図形の著作物	地図と学術的な図面, 図表, 模型など
映画の著作物	劇場用映画, テレビ映画, ビデオソフトなど
写真の著作物	写真, グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム
二次的著作物	上表の著作物(原著作物)を翻訳, 編曲, 変形, 翻案し作成したもの
編集著作物	百科事典, 辞書, 新聞, 雑誌, 詩集などの編集物
データベースの著作物	データベース

資料提供 (社)著作権情報センター

● インターネットでの利用 ●

たとえ盗用する悪意がなくても、他人のホームページの図や文章などを相手に無許可でコピーして使ってはいけません。使用したい時は、ホームページの製作者から、それを使用する許可を受けなければなりません。

【著作権の対象となる著作物とその関連団体】

音楽の著作物	
(社)日本音楽著作権協会 (JASRAC)	我が国の作詞家、作曲家のほとんど全ての人たちから著作権を預かっているほか、66か国77演奏権団体、51か国58録音権団体と著作権管理の契約を結び、内外音楽著作物の演奏権・複製権などに関する著作権の管理を行っている。
言語の著作物	
(社)日本文芸著作権保護同盟	小説などの文芸の著作権を預かり、主として放送、上演、ビデオ化に関する著作権の管理を行っている。
(協)日本脚本家連盟 (協)日本シナリオ作家協会	脚本の著作権を預かり、主として放送、ビデオ化等に関する著作権の管理を行っている。

風景や建物は、自分で撮影したり描写したりしたものであれば問題なく使うことができます。ただし、一部の遊園地の建物など、それ自身に強いキャラクター性のあるものに関しては、利用形態によっては所有者からクレームがつくこともあるので注意が必要です。



● 学校での利用は? ●

学校で、教師が授業に使うことを目的とする場合は、必要と認められる限度で著作物を複製することが例外的に認められていますが、著作権者の権利を不当に害することは許されません。なお、学校での弾力的な扱いについては今後検討されることになっています。また、授業で用いたものをサーバーにアップロード(送信可能化)したり、他の教師や児童生徒が使うことは許されていません。

**comment
2**

プライバシーの侵害・いじめ・誹謗・中傷問題とは？

インターネットでは、誰でも気軽に情報発信ができ、多くの人に伝えられるようになりました。その反面、人に迷惑をかけたり、損害を与えられるような情報の発信も簡単になり、大きな問題となっています。

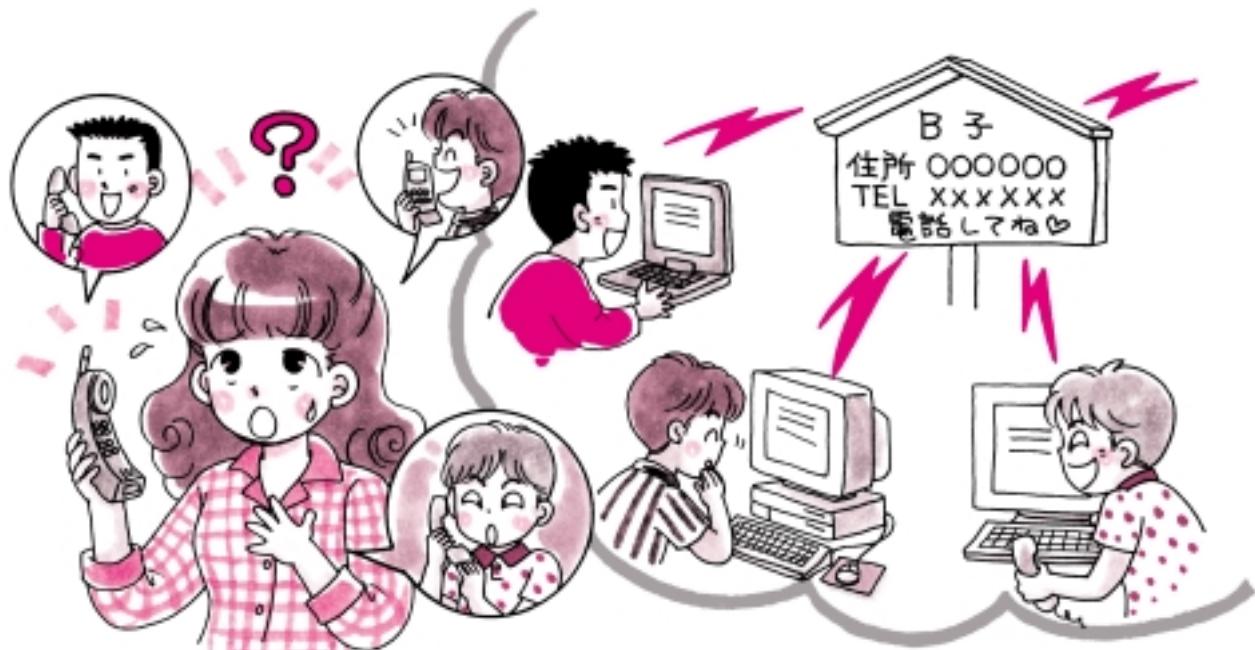
インターネットは、ホームページ、Eメール、ネットニュース、チャット、電子掲示板等、個人が情報を発信したり、集めたりするのに、非常に便利な手段を提供しています。現実世界と比べて非常に少ない費用と手間で、世界中の人々に情報を発信することができ、誰にでも開かれ、誰でもその情報にアクセスできるのです。こうしたメリットを多くの人が、仕事、学習や趣味、遊びなどに利用しています。

反面、このような便利さが、個人情報を侵害したりする手段を提供するようになっています。なぜなら、悪意を持ってインターネット等を利用する人们にも同じ便利さを提供しているからです。

例えば、以下のような事件が起きています。

「出会い系の掲示板」に実在する女性の氏名、住所、電話番号等とともに卑猥な言葉を掲載した結果、多くの人々からその女性の自宅や職場に電話がかかってきたという問題。

女性の氏名、住所等とともに「この女性に不快な手紙を出して下さい」という言葉を掲載した問題。

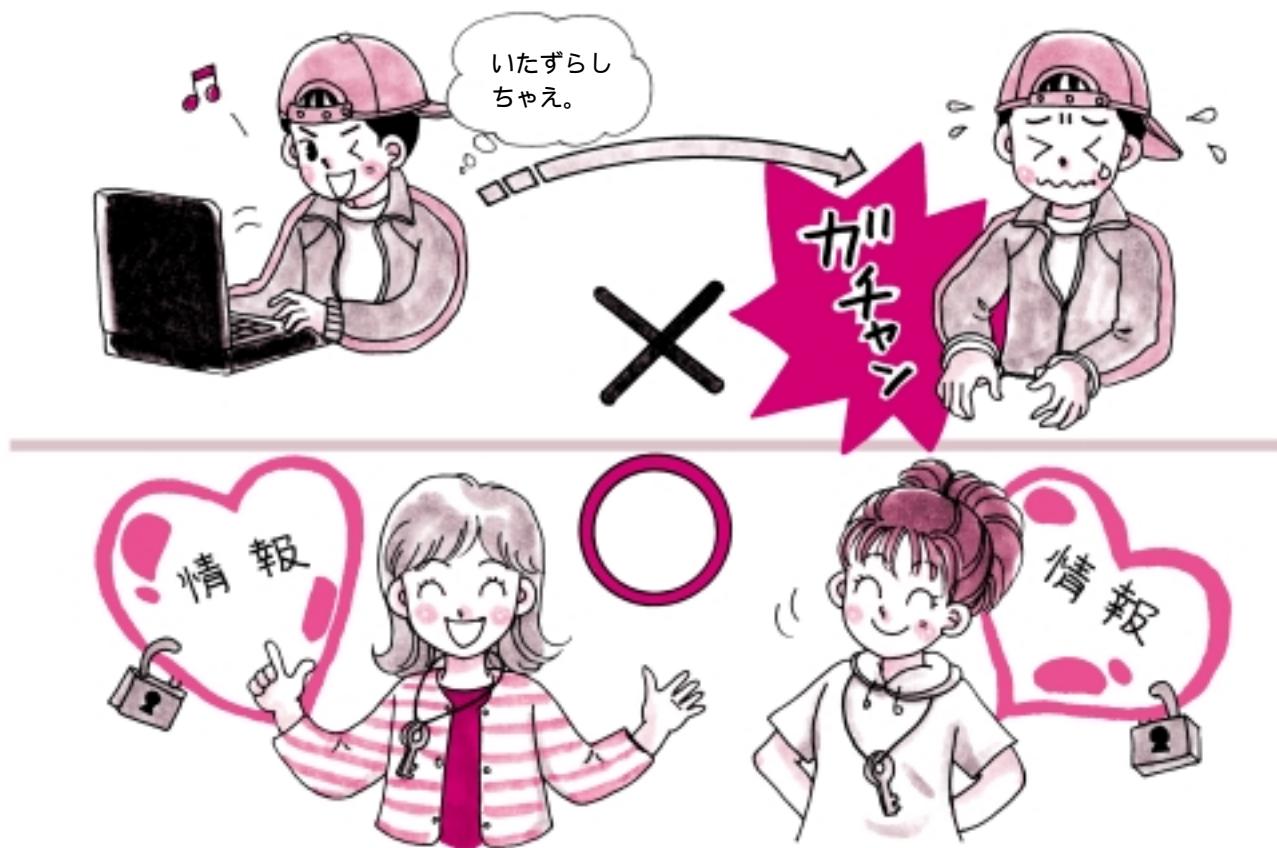


このような行為は、こうした情報を流す人と被害者との間にとどまらず、世界中の人々の目にふれる機会があることから、被害者を大変な危険にさらすもので、多くの場合、犯罪となります。

また、児童生徒が被害に遭う可能性があるだけではなく、おもしろ半分にこうしたことを行うことで、犯罪を犯すことにもなります。決して極端なたとえではなく、現にこうしたことをした生徒が検挙された事件も起きています。また、普段おもしろ半分でやっているいたずら書きを、インターネットの掲示板などで行えば、他人に大変な迷惑をかけたり、不快な思いをさせたり、名誉を傷付けることになります。

こうしたいたずらや、それを超えた誹謗中傷にあたることなどは、社会において許されないことを改めて指導するとともに、インターネットでの書き込み（電子掲示板等）や会話（Eメール、チャット等）は現実世界と同様、あるいはそれ以上に注意が必要であることを十分教えることが必要です。

また、被害に遭わないために注意すべきこともあります。例えば、女性が私的に作成したホームページに自分や家族の個人情報を書き込んだところ、いたずら電話が多数かかってきたり、家の近くを不審な男が徘徊していたなどということも起きています。私的なホームページでも、友人ばかりが見るとは限りません。インターネットは誰でも見られるのです。個人情報や写真を掲載することには、一定のリスクがあることを理解する必要があります。



インターネットは手軽で便利に情報のやりとりができる手段ですが、利用者自身が自分の情報を守るという自覚や注意が必要です。

comment
3

個人情報の流出問題とは？

最近個人情報の漏洩が問題になっています。生徒の個人情報が漏れるとプライバシーの侵害につながりますし、その情報を元にして、希望しないダイレクトメールが送られてきたり、不愉快な行為をされたりすることもあります。海外では、個人情報の漏洩が元になり、犯罪に巻き込まれたりする事件も起こっています。

【名簿屋からの「Eメールアドレス売ります」の例】

[例1]

=====

From: ***** <*****@***.***.**.jp>

Subject: 新春特別メールアドレス販売

=====

新春激安セールを行っています。

12万件 10000円
25万件 20000円

「メールアドレス」購入希望者はEメールにて「新春メールアドレス購入希望」と書いて問い合わせて下さい。
詳細及び送金方法をお知らせいたします。

[例2]

=====

こんにちは。突然のメールお許しください。

今回、貴方様の今後のビジネス活動のご発展を願い、私の持っているメールアドレスリストをお譲りしようと思い、メールを差し上げました。もし不用であったなら、申し訳ありません。

- 1.ID + @nifty.ne.jp 3万7千名 10000円
- 2.通常のメールアドレス 4万名 10000円
- 3.2は4種類あり、16万件ご購入の場合 30000円
- 4.サイドビジネス希望者アドレス 9000名 5000円
- 5.アダルト希望者アドレス 3000名 5000円
- 6.サイドビジネス希望者アドレス 7万名、交際希望者2万名、売り込み用2万名、計11万名 20000円
- 7.2の1万件単位でのご購入 1万件につき3000円



● ホームページに載せる情報に注意 ●

インターネットは不特定多数の人間がアクセスしますから、ホームページ上に住所、電話番号、氏名、Eメールアドレスなどの個人情報を載せるのは危険です。個人情報が公開されると、不必要的EメールやいかがわしいEメール、犯罪行為を誘発するようなEメールなどが送られてきたり、子どもたちに悪意を持って接近することを目的としたEメールが送られてきたり、現実にストーカー行為を受けたりする危険性があります。何者かが当人になりますして、取得した個人情報をもとに電子掲示板に嘘の書き込みを行い、犯罪行為に結びついた事件も現実に起こっています。



● アンケートに注意 ●

一見すると普通の懸賞募集やアンケート調査に見えるホームページにも注意する必要があります。もともと懸賞やアンケートは、企業がユーザーの情報を集めるために、新聞やテレビ、ラジオ、雑誌広告などを通じて従来から行なっていました。それを行うには高額な宣伝費用がかかることもありますし、社会的に信用のにおける企業が行う場合が多く、得られた情報も多くはその企業内だけで使われている場合が多かったようです。しかし、インターネットでは、非常に安い費用でこのようなアンケートのホームページを作ることができるために、中には個人情報の取得を目的としながらそれを隠し、懸賞の募集やアンケート調査を行う悪質な業者も出てきました。

● 電子掲示板の書き込みに対する注意 ●

多くの人が書き込んでお互いの意見を交換し合えるよう、誰でもが自分の意見を書き込むことのできる電子掲示板の機能を持ったホームページがあります。このようなところに意見を書き込む場合にも、住所や電話番号、個人のEメールアドレスなどの個人情報は書かないようにします。



【広島大学ホームページの画面】



セキュリティに関する問題とは？



不正アクセス、なりすまし、ウイルス問題など、最近インターネットのもつ危険性が問題になってきました。しかし、それらの問題を正しく理解した上で使えばインターネットはとても便利なものです。問題点を理解し、正しく使っていきたいものです。

comment
1

なりすまし問題とは？

インターネットでの通信等は、すべて電子的データでのみ行われます。相手の確認も電子データでだけ行われます。お互いに顔を合わせずにすむこの世界では、現実社会以上に他人になりすますことが容易で、様々な問題が発生しています。



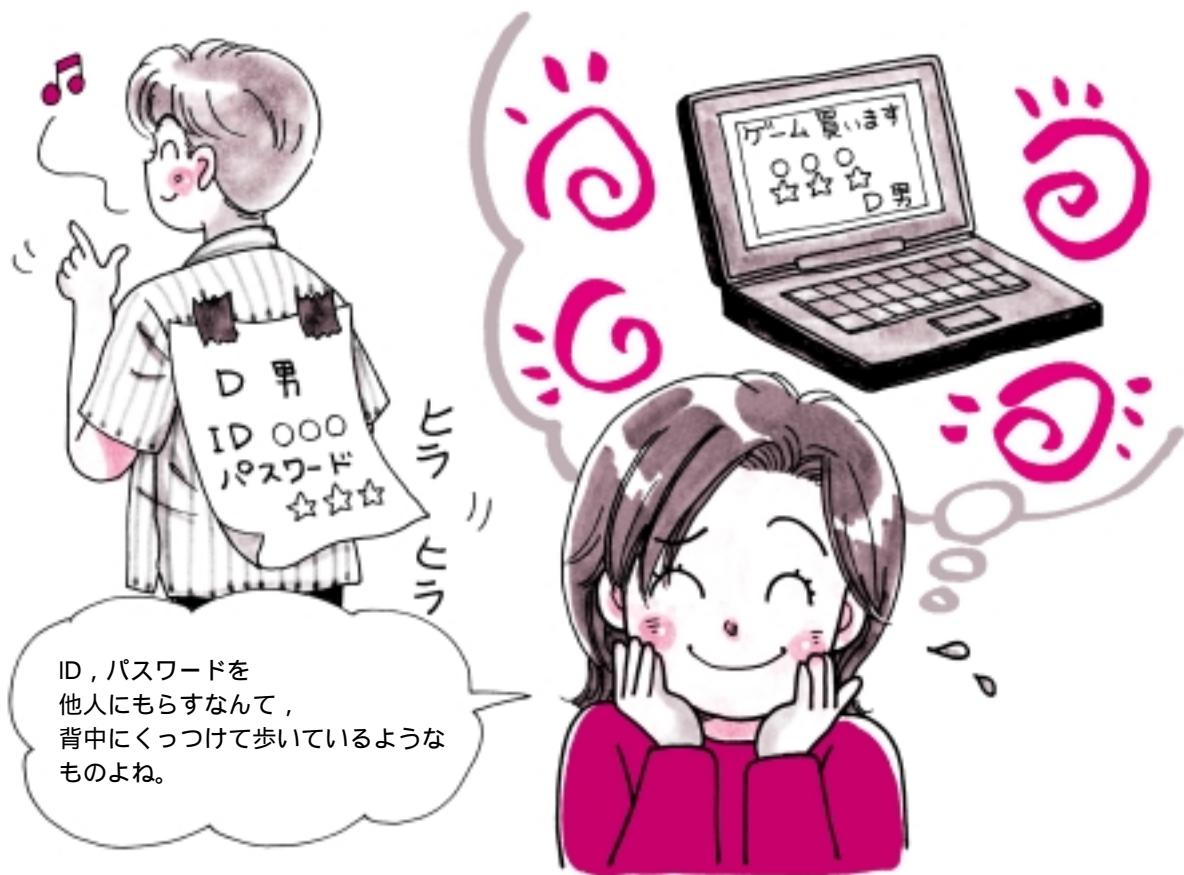
インターネットでは、顔を合わさず電子データだけでコミュニケーションをするため、相手方の確認が問題となることがあります。例えば、通常、Eメールを受け取った人が発信者を確認する場合には、相手方の氏名やメールアドレスの表示を見ることになります。知っている人の名前やEメールアドレスであれば、知り合いだと判断するわけです。

しかし、この場合でも、表示を偽ることができ、なかなか相手の確認はできません。このように、インターネットには相手を確認しにくい、自分の正体を隠しやすいという性質があります。

また、後で触れる「セキュリティの問題」に関連しますが、他人のID（利用者番号）とパスワード（暗証番号）を使ってプロバイダ（インターネット接続業者）にアクセス（接続）する「なりすまし」もあります。この方法では、正当にアクセスする権利を持つ者と同じ方法でアクセスするわけですから、その人に完全になりますことができます。他人になりすましてメールを送ったり、電子掲示板に書き込んだりできるわけです。

このような行為は犯罪者に悪用される恐れも高く、このようなことが許されることは、インターネットの安全な利用ができません。そのため、このような行為を禁止するために、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が制定され、平成12年2月から施行されました。したがって、他人のIDとパスワードを使ってアクセスすることは犯罪となる行為です。

このような問題があるので、インターネットを利用するためのIDとパスワードは非常に重要なもので、ほかの人に教えないようにするのももちろん、知られないように注意する必要があります。忘れないようIDとパスワードをメモする人が多いのですが、他人に見られないような工夫をする必要があります。



友達同士でつい、いたずらで他人のIDとパスワードを使ったりすることもあるかもしれません。家族のものを使うこともあるかもしれません。このような行為は、不正アクセス行為となり、友達に迷惑をかけるだけでなく、犯罪となることがあります。自分のIDとパスワードを他人に使わせないこと、他人のIDとパスワードを使わないことを十分に指導する必要があります。

また、ネットワーク上では、他人の名前や架空の人をかたるために、様々な手段を用いる人がいます。例えば、無料でホームページを作ったり、Eメールアドレスを取得できるサービスを提供している企業が多数あります。こうしたサービスを受ける際は、多くの場合、利用者の本人確認をきちんとしないので、架空名義で登録している恐れがあります。また、他人名義で銀行口座を作り、クレジットカードを取得して、その上でプロバイダ契約をすることもあります。

このようにして取得した虚偽のアイデンティティ（偽りの身分証明書）を利用して、電子掲示板に販売広告を出したり、ホームページ上にショッピングモールを作ったりしています。

なりすましの問題は、インターネットの性質上、常にあり得ることで、犯罪等にもしばしば利用されることを知っておく必要があります。

**comment
2**

不正アクセス問題（ハッカー問題）とは？

● 不正アクセスとは ●

利用者権限のない者によるアクセス、不正侵入、盗聴、データの書き換え、機器を使用不能状態にする攻撃など、ネットワークやコンピュータに対して行われる不正な行為全般を不正アクセスと呼びます。ただし、平成12年2月13日に「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」()が成立し、これによって不正アクセス行為の厳密な定義がなされたため、最近は不正な行為全般を指す用語として「セキュリティ・インシデント」という言葉を使うこともあります。



● 不正アクセスの現状と対策 ●

JPCERT（欄外 * 参照）への不正アクセスの届け出の内容を見ると、システムへの不正侵入、システムの弱点を探る探査、Eメール爆撃、使用不能攻撃（DoS攻撃）、盗聴等が定常的に報告されています。しかしこれらの攻撃方法は、過去にその危険性と対処方法がCERT（欄外 * 参照）等で報告されているものがほとんどです。

実際、平成12年1月に発生した官公庁のWWWページの書き換え事件や、米国のYahoo!、Amazon.com、CNN等に対して行われた大々的な使用不能攻撃も、過去にその危険性が報告された方法で行われたとみられています。

このため、不正アクセスに備えるためには、あらかじめセキュリティを考慮してシステムを設計し、ファイアウォールやルータ、各サーバ類の設定を正しく行い、きちんとした運用を行い、常に最新のセキュリティ情報をシステムに反映させる改修を行っていく、地道な努力を続けていくことが大切であるといえます。

● 不正アクセスは犯罪行為－ほとんどの場合、犯人は捕まる ●

他人のIDを使ったり、正当な利用権限の無い他人のコンピュータに侵入したり、ネットワーク上で違法な売買を行うことは法律に触れる犯罪行為であり、絶対に行ってはなりません。そのような違法な行為は、コンピュータ上に残された記録を警察やプロバイダーが協力してたどっていけば、いつどこの誰が行ったのか簡単にわかつてしまうので、ほとんどの場合は捕まります。よく、インターネットには『匿名性』があると言いますが、実はインターネットには『追跡性』もあるのです。

* CERT（セーツ）情報...米国の非営利団体で、セキュリティ情報を収集、分析し、問題点とその対策方法を公表している。日本では国内向けにJPCERTが活動している。
CERT: <http://www.cert.org/> JPCERT: <http://www.jpcert.or.jp/>

()【不正アクセス行為の禁止等に関する法律】(一部抜粋)

(不正アクセス行為の禁止)

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

2 前項に規定する不正アクセス行為とは、次の各号の一に該当する行為をいう。

- 一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）
- 二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）
- 三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

(不正アクセス行為を助長する行為の禁止)

第四条 何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかを明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。ただし、当該アクセス管理者がする場合又は当該アクセス管理者若しくは当該利用権者の承諾を得てする場合は、この限りでない。



* JPCERT/CC（コンピュータ緊急対応センター）は、インターネットを介して発生する、侵入やサービス妨害等のコンピュータセキュリティインシデントについて、日本国内のサイトに関する報告の受け付け、対応の支援、発生状況の把握、手口の分析、再発防止のための対策の検討と助言などを、技術的な立場からおこなっている。

comment
3

ウィルス問題とは？

コンピュータウィルスは、感染するとコンピュータ内部のプログラムやデータを勝手に削除したり、書き換えたり、異常な画面を表示したりして、大きな被害を与えます。ウィルスの危険性を認識し、正しく対処することが大切です。

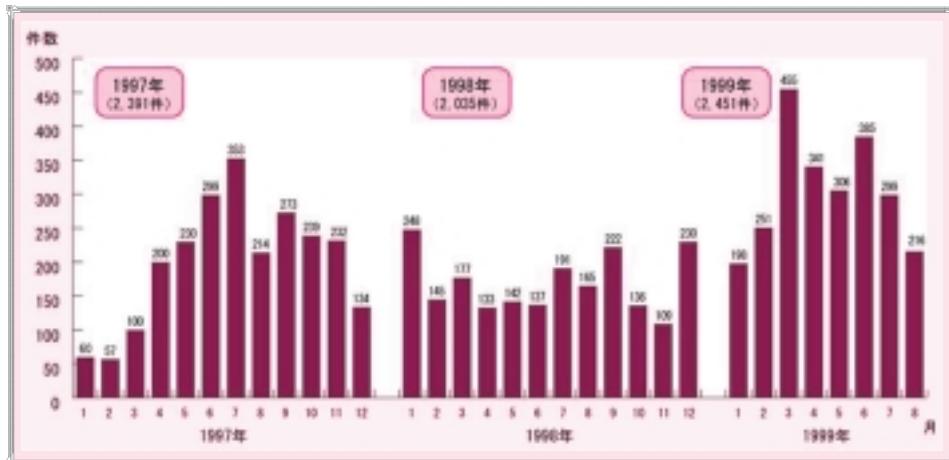
● コンピュータウィルスとは？ ●

コンピュータウィルスとは、コンピュータのプログラムやデータベースに対して、意図的に何らかの被害を与えるように作られたプログラムのことです。ウィルスは、自らをコピーして他のコンピュータに伝染する『自己伝染機能』、特定の時刻や処理回数の条件が一致するまで症状を出さない『潜伏機能』、プログラムやデータなどのファイルを破壊したり異常な動作をさせたりする『発病機能』などをもっています。生物界のウィルスにたとえ、コンピュータウィルスと呼ばれています。

ウィルスの被害は年々増えており、大きな問題となっています。

【被害届け出件数】

(情報処理振興事業協会 [IPA] より)



【ウィルスが発病したパソコンの異常画面】

(情報処理振興事業協会 [IPA] より)

● マクロウィルスとは？ ●

ワープロソフトや表計算ソフトは、毎回行う一連の操作の手順をデータの一部に埋め込み、処理を自動的に実行して操作を簡略化することのできる「マクロ」と呼ばれる機能を持っています。しかし、このマクロ機能を悪用し、コンピュータ内のファイルを書き換えたり削除したりする悪質なウィルスが現れました。これがマクロウィルスです。マクロウィルスは、ワープロソフトや表計算ソフトのファイルに取り付きます。

● ネットワーク環境の場合に注意することは？ ●

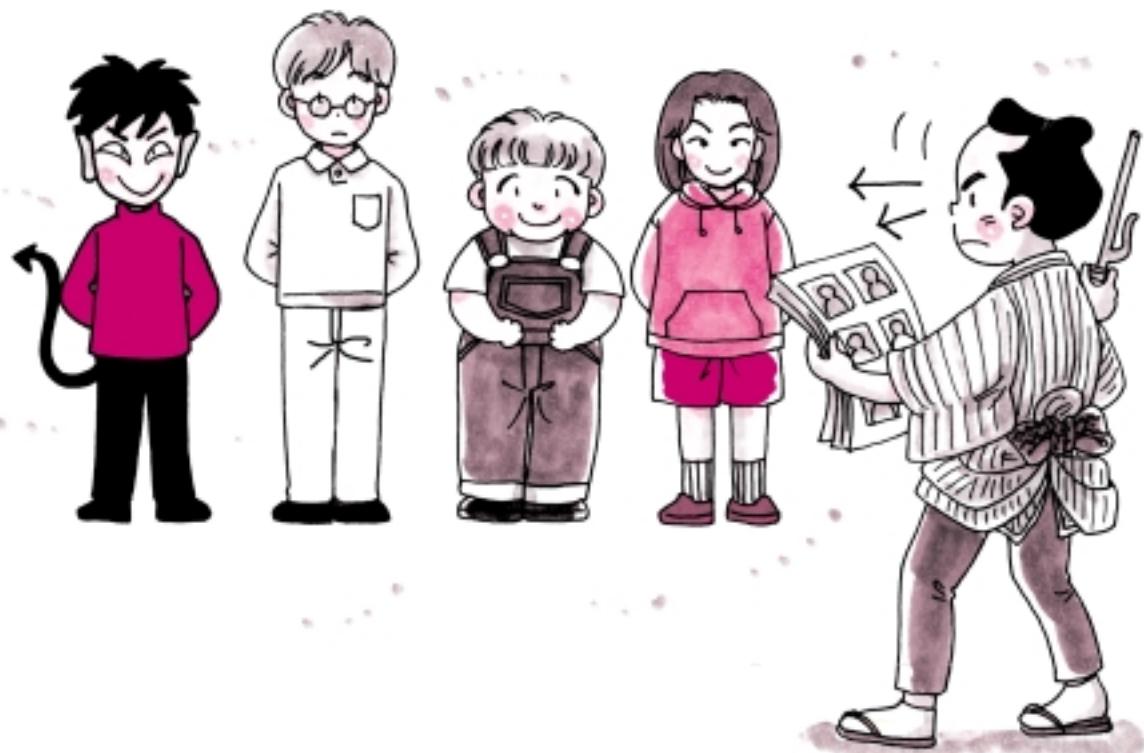
近年、E-メールが広く利用されるようになってきたため、ウィルスがE-メールによって広まることが多くなりました。このため、非常に早い速度で広い地域に感染し、大きな被害が発生しています。最近は、コンピュータのプログラムやデータを破壊すると同時に、そのコンピュータのアドレス帳を読み出して、他の多くの人にウィルスの入ったE-メールを自動的に送りつけ、次々に感染させていく悪質なウィルスも出現して大きな問題となっています。なお、ウィルスの感染経路としては、他に、フロッピーディスクやCD-ROMからの感染があります。

【勝手にE-メールを出すウィルスの画面】



● ワクチンって何？ どうやってウィルスを検出しているの？ ●

ワクチンとは、コンピュータウィルスを検出したり、ウィルスに感染したファイルを隔離したり、ウィルスの発病機能を停止させたりするプログラムのことです。ワクチンはウィルスの特徴をパターン化したデータベースを持っています。そしてこのデータベースと検査対象のファイルとを比較照合し、それが一致しているかどうかを調べることによって、ウィルスを検出します。最近は、検査の対象となるファイルの一部を読み出し、それがどのような行為を行うものなのかを解析し、不審な動きをするようなファイルであれば、それをウィルスと判断するワクチンもあります。いずれの場合でも、次々と現れる新しいウィルスに対抗するために、ワクチンの側もそれに合わせて常に新しいデータベースを持つ必要があります。





人間関係や心身の健康に関する問題とはどんなことなの？



インターネットは、従来なら出会うこともない人同士を結びつけ、豊富な情報を容易に取得することを可能にします。しかし、インターネットのみによる人間関係には、スイッチ一つで断つこともできる脆さがあります。人間関係を構築し維持していくために必要な努力や忍耐を安易に回避して、希薄な人間関係の中に安住してしまうことにより、異なる個性の衝突などを通じて人格を磨く機会までも失ってしまうおそれがあります。インターネットのみに没頭するようであれば、人格形成の上で問題が生じる可能性があります。また健康面では、眼精疲労、筋肉症やストレスなどVDT(visual display terminal)作業に伴う健康障害が発生していますので、休憩や適度な運動などの対策も必要です。

comment
1

人間関係の希薄化の問題とは？

テレビゲームに没頭して友人と遊ぶことがないなど、他人との交渉を嫌がる性向を持つ子どもが増えています。地域社会においても、隣人との親密なつきあいが薄れ、社会を構成する基礎となる人間同士の結びつきそのものが揺らいできました。また、インターネットに没頭しすぎて「インターネット中毒」と言われるよう、人間関係や社会生活に支障が生じる場合があります。

子どもの活動範囲や視野は成長に伴って拡大し、他の人と交わる範囲も、家庭から近所の地域、学校、さらに職場や、より広い社会へと広がっていきます。このような社会参加の過程で、子どもは自己を確立していくのです。傷つくことを恐れるあまり、希薄な人間関係を求める子どもが増えていますが、恐れているばかりでは成長できません。自己の確立と社会性の獲得は、人間同士の感情と個性のぶつかりあいの中から生まれるものです。勇気を持って人間関係を築く努力と忍耐の心を持たせたいものです。



○ 理解力・表現力の重要性 ○

的確な人間関係の維持のためには、互いの意思の疎通が欠かせません。その際に理解力・表現力が不足していると、的確に意図を伝え合うことができず、誤解が生じたり、不要な不信感を抱くことになります。理解力・表現力の重要性に気づかせ、学校生活の場面の中で身につけていくようにする指導が重要です。

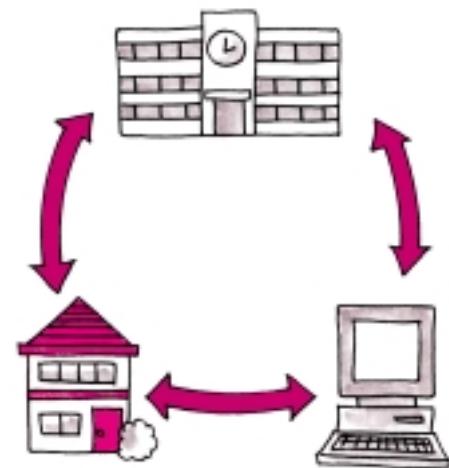
○ コミュニケーション手段の併用 ○

ネットワークによらない従来のコミュニケーション手段には、より実感を伴った交流ができるという利点があります。児童生徒がインターネットを介したコミュニケーションのみに傾倒するのではなく、新旧の手段をそれぞれの利点に応じて使い分け、活用するよう指導する必要があります。ネットワークで知り合った者同士が集まりをもったり、年賀状や暑中見舞いの葉書を交わしたりするような例があります。このように複数の手段を重ねて、人ととの間のつながりを太くすることの大切さも教えておくべきでしょう。

○ 社会参加の拡大 ○

家庭、友人関係、学校、地域社会など、私たちが参加するコミュニティ（共同体）は、いくつもの層をなして複雑化しています。インターネットにより、バーチャル・コミュニティ（ネットワーク上の仮想的な社会）という新たな共同体も生まれ、従来の共同体の在り方も変化が予想されます。

共同体が多様に発達し変化していく中で、私たちはインターネットによりそれらの間を短時間で、自由に移動することが容易になりました。インターネットは手軽に利用でき、様々な共同体への参加を容易にし、充実したものにできる可能性を持っています。個人による社会参加を促進する手段として、情報通信ネットワークを有效地に活用したいものです。また、ボランティア活動等の社会参加・社会貢献活動に発展するように導いていくことも重要でしょう。



○ 健康面への留意 ○

パソコンなどの操作をVDT作業といいます。かつて指摘された電磁波障害の危険性については、調査の結果、自然界以上の影響はないといわれています。しかし、無理な姿勢、悪い作業環境、長時間作業は疲労を蓄積させ、肩こり・手のしびれなどの筋肉症、目がかすむ・痛むなどの眼精疲労、不安感や憂うつななどの神経症状を伴うテクノストレスなど、健康障害を引き起こすことが知られています。照明や姿勢などの環境を整備し、作業に適度な小休止を設けるなど、VDT作業の留意点を一人ひとりが心がける必要があります。また、「インターネット中毒」と言われるような心身等への影響が疑われる場合には、養護教諭、学校医、カウンセラーなどに早めに相談するのも一つの方法です。

comment
2

生活・自然体験の不足、仮想現実問題とは？

インターネットを用いると、世界中から目的に合った情報を迅速に探し出すことができます。自然への疑問、生活上の疑問など、様々な問題に関して、専門家による的確な答えが用意されており、即座に見つけ出することができます。しかし、それで得られた知識は、自ら体験して獲得した知識とは、質の異なる表層的な知識にすぎないことに注意が必要です。

現代社会の様々な課題の解決にあたっては、与えられた問題をあらかじめ用意された正解に沿うように解決していくことばかりでは済みません。自ら主体的に解決すべき課題を発見し、情報を収集し、加工しながら、解決策を考案し、成果を表現していく活動において、インターネットを強力な支援ツールとして用いるべきなのです。



● バーチャル・リアリティ ●

スイッチ一つで登場人物を殺したり、復活させたりできるテレビゲームの世界は、バーチャル・リアリティ（仮想現実）の代表格です。高価な実験装置や危険な作業を伴うことなくシミュレーション（模擬実演）によって試行ができるものとして、コンピュータによるバーチャル・リアリティの技術は急速に進歩し、社会に役立っています。

しかし、生活体験や自然体験が不足したままの子どもが、仮想現実の世界のみに没頭することには、時として現実と仮想現実との区別がつかず、物事への理解を混乱させてしまう危険性があります。世の中や自然の仕組みを理解するために、仮想現実を用いた説明が有効な場合もありますが、あくまでも現実の体験に勝るものではありません。

● 過信＝過誤 ●

バーチャル・リアリティの問題の一つに、自己の存在や影響力への過信を生みやすいことがあります。バーチャル・リアリティは操作が容易になるように設計されていますから、目の前のコンピュータ端末のように現実に自分の力で操作が可能なものと、例えば自然気象のように人間の力では操作が不可能なものが、同等に操作可能なものとして誤認されてしまうことがあります。

このような自分の力に対する過信は、他人への思いやり、自然に対する畏敬の念といった豊かな感情の発達を阻害し、行動の過ちを誘発する可能性もあります。忍耐・努力の心とともに、謙譲と尊敬の心を身につけるための生活・自然体験が重要です。

● 相手を意識したコミュニケーション ●

メーリングリストやチャット、電子掲示板などで、他人を罵倒する感情的な応答をする人がいます。文字で会話しているうちに、相手の存在を忘れ、コンピュータの画面に向かって罵倒している気持ちになってしまうのです。

インターネットは、人と人とのつなぐもの。常に相手の存在を意識することで、誤解のない、現実感を持ったコミュニケーションを維持することが必要です。

● 仮想社会での暮らし ●

インターネットでは顔の見えないコミュニケーションが主体となっています。自分が通信している相手が、女性であるか男性であるか、大人であるか子どもであるか実際のところは判断できないため、相手の言うことを鵜呑みにしているとだまされることもあります。

他方、バーチャル・コミュニティには、大人も子どもも、実社会での肩書きの有無にとらわれずに、同等の参加者として加わることができ、同等に評価され得るという利点もあります。子どもの活動であっても、優れた成果は社会的に高く評価されるかもしれません。しかしながら、同等の参加者であるということは、自らの行動に対する責任もまた同等に求められるという意識が必要です。

● 実体験の大切さ ●

インターネットを通じて、情報が容易に手に入ることの裏側には、途中の過程を省略して結果のみを手に入れる「あんちよこ学習」の弊害が予想されます。このような活動では、発見の喜びや先人の思考の過程を実感しにくく、知識が体系的に身につきにくくなります。

情報として得た知識を自然や社会の中で実際に体験することは、情報の正しさを自分で検証する姿勢を育み、現実の中での情報の価値についての理解を深め、生きた知識を身につけるために役立ちます。また、その過程で、子どもたちが新たな課題を発見し、より広く深く探求を進めていくことも期待できます。インターネットで得た情報を実生活の体験と結びつけて考える習慣を身につけるよう指導する必要があります。

Q uestion

学校や先生はどうのよに取り組んだらよいのでしょうか？

学校・教師の対応

A 「生きる力」の育成をキーワードに学校や教師の在り方が変わりつつある中、教育の情報化に伴う学校や教師の意識改革が求められています。特にインターネットの活用は、その学校の変革を支える重要な道具となりえます。子どもたちのインターネット利用に際しては、技能・操作法以上に、あふれる情報を主体的に選択・活用し、自ら情報を発信できるとともに、人間尊重の考え方や、プライバシー、知的所有権・個人情報の保護といったモラルやマナーを身につけることがとても大切なことです。そのためには、情報の活用を通して子どもたちの心の成長を支援するため、教員の情報リテラシーが急務となっています。

● 教育課程、指導計画に位置づける ●

情報社会に生きる子どもたちに対して、倫理意識を持った心の育成、生きる力の育成が大切です。

このためには、インターネット活用におけるモラル育成について、組織的、計画的に教育課程や指導計画に位置づけ、実践していくことが大切です。

● 校内組織・体制をつくる ●

従来のコンピュータの活用にインターネットの機能が加わると、ガイドラインの作成、セキュリティ管理、インターネットの利用計画の作成、教科や学級間の連絡・調整など、従来の係ごとの個別的な対応では間に合わなくなることが考えられます。

学校内の体制とそれを外部から支える体制も含めて、新たな校内組織の構築が急務です。



学校の情報化を推進するためには

● 運用規定をつくる ●

インターネットの活用により、情報の受信・発信がきわめて容易になりました。しかし、だからこそ、個人情報の保護、著作権の保護、知的所有権の保護はしっかり守らなければなりません。

そのためには、地方自治体や教育委員会と連携をとりながら、「学校等におけるコンピュータの運用・管理に関する規定」「インターネットの利用に関する規定」「ホームページ作成における校内規定」等を制定することが大切です。

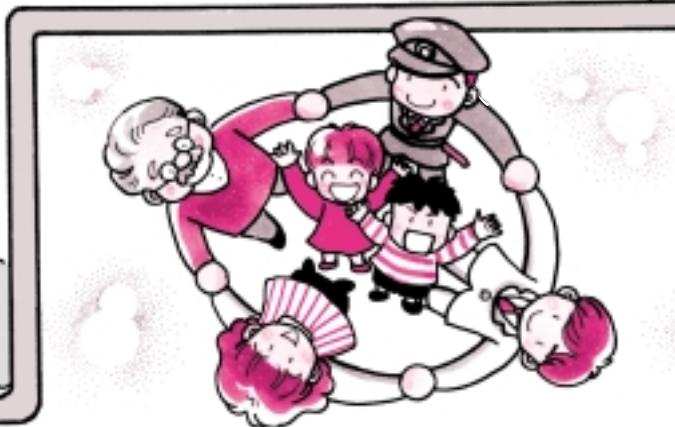


● システム的な対応を図る ●

インターネットに接続することで生じる脅威は、ざっと挙げるだけでも、不正アクセス、改ざん、なりすまし、盗聴、ウィルス、有害情報等があります。（詳細は32～37頁参照）

子どもたちの倫理観を育成するなどの指導とは別に、それぞれの脅威に対応するシステムの構築が必須です。ハッカー（ネットワークへの不正侵入者）による官公庁のホームページの書き換えは記憶に新しいところです。

● 家庭、地域との連携を図る ●



有害情報との接触は、学校生活だけでなく家庭での生活行動や地域社会の環境等から受ける影響力は大きく、学校は保護者・家庭のみならず地域社会に対して情報の適切な活用や発信のマナー等についての理解を図る必要がある。特に、有害情報に対する指導の意義と必要性について十分な理解を求め、学校と家庭・地域が互いに連携して進める必要がある。



学校はどのように取り組むの？



子どもの学習活動において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の適切な活用を図っていくためには、まず教育課程や指導計画に正しく位置づけることが大切です。次いで、従来の校内組織を見直し、インターネットの活用も含めた情報教育全般に対応できるよう、新しい組織を構成することが必要となります。さらに、インターネットを活用して、学校や地域の枠を超えて、広く情報の受信・発信を行う場合には、新たな運用規定の制定も必要になってきます。このような校内体制の整備は、教師の子どもへの指導を効果的にする支援につながります。

comment
1

教育課程、指導計画への位置づけは？

インターネットの活用は、学習活動に必要な情報を学校外からも収集でき、子どもたちの学習素材を豊かにすると同時に、学習成果を外部に発信することも可能とし、学習に対する興味・関心を広げることこれが実証されています。

また、教師自身もインターネットの活用により、指導計画の立案や教科の指導等に必要な情報の収集、情報交換等が速やかに行え、学校運営や教科指導の改善・充実を図ることができます。そのためには、教員研修や子どもの情報モラル育成等、影の部分への対応、内容を含めた情報教育を教育課程や指導計画の中にしっかりと位置づけることが大切です。



○ 教育課程への位置づけ ○

豊かな授業の実践

マルチメディアやインターネットの活用は、教育における情報提供の効果と能率を最大限に引き出す可能性を秘めています。日々の教育活動の中で「豊かな授業」を実践するために、学習指導や活動の過程を構造的に組み立て、随所に映像情報、音声情報やリアルタイムな情報を配置するなど、一人ひとりの教員の多様な指導力を、一層、また確実に向上させることが大切です。

倫理意識を持った心の育成

情報社会に生きる子どもたちに対して、倫理意識を育成することの大切さが唱えられています。インターネットを通して、容易に有害情報の紛れ込んでくる現代社会に生きる子どもたちに、心豊かな映像や音声の情報を与え、子どもたち自身のもつ感性にも訴え、人間としての倫理意識や判断力を育んでいくことが大切です。

子どもたちの「生きる力」の育成

教育活動の全ての場面を通して、子ども自身が判断し、その判断に基づいて行動する機会を多く持たせるよう、組織的、計画的な指導を実践することが大切です。このような指導を通し、児童生徒は自ら判断し、行動する「生きる力」を身につけることができます。これまでありがちだった、ややもすると教師主導の画一的な指導を改め、子どもが主体になり、個々の力を引き出すことができる指導の展開に向けて全力を傾けなければなりません。

● インターネット・オリエンテーションの指導計画例 ●

インターネットを活用するためには、コンピュータの基本操作に慣れ、モラル・マナーを身につけなければなりません。以下は、基本的なコンピュータの基本操作を習得していることを前提にした、オリエンテーションの指導例です。教師対象の研修にも活用することができます。

第1時 インターネット

- インターネットって何
- インターネットの仕組み
- インターネットの使い方（起動と終了方法）
- アドレスの管理とセキュリティ

第2時 検索エンジンの使い方

- 使い方（リンク、検索、ブックマーク）
- 便利な使い方（コピー、ファイルのダウンロード）
- 「ホワイトリスト方式」による検索方法と活用
- 検索エンジンの使い方（カテゴリ型と全文検索型）



第3時 電子メール

- メールを受信して読む
- メールの作成と送信
- メール作成上のマナー

第4時 ネチケット

- ネットワーク上のエチケット
- インターネット情報の活用の在り方（誤った情報、不適切な情報の扱い）
- 個人情報の取り扱い
- 著作権の保護
- 身体への影響について考えよう

comment
2

校内組織、体制づくりは？

インターネットの活用が急速に進んでいる一方で、コンピュータやインターネットを専門に担当する組織を校内組織に明確に設置している学校は、まだ多くありません。今までの視聴覚機器の延長に位置づけ、視聴覚部（係）でコンピュータを扱っている学校が多いようです。

従来のコンピュータを担当する組織の役割を取り上げてみても、下記のようにかなり広い範囲にわたっています。

● 従来のコンピュータを担当する組織の機能 ●

- ・コンピュータの維持、管理
- ・利用計画、手順、関係部、教科等との連絡・調整
- ・ソフトウェアの購入、保管
- ・研修（校内研修、個別研修）
- ・涉外（教委、コンピュータ・メーカー等）
- ・コンピュータ活用のガイドライン作成など

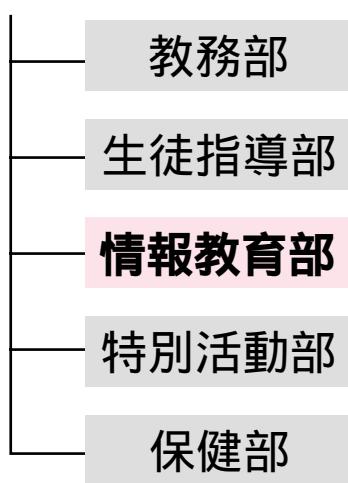
どんなソフトを購入
しようか？
どんなふうに研修を
進めようか？



これらにインターネット活用の機能が加わると、少なくとも下記のような内容が新たに付け加わると考えられます。

これら多くの機能を全うするためには、新たに情報教育部（仮称）や情報処理部（仮称）等の名称で、今までの教務部や生徒指導部等と同様に運営していくことが必要になると考えられます。

● インターネット活用が加わった新たな組織の機能 ●

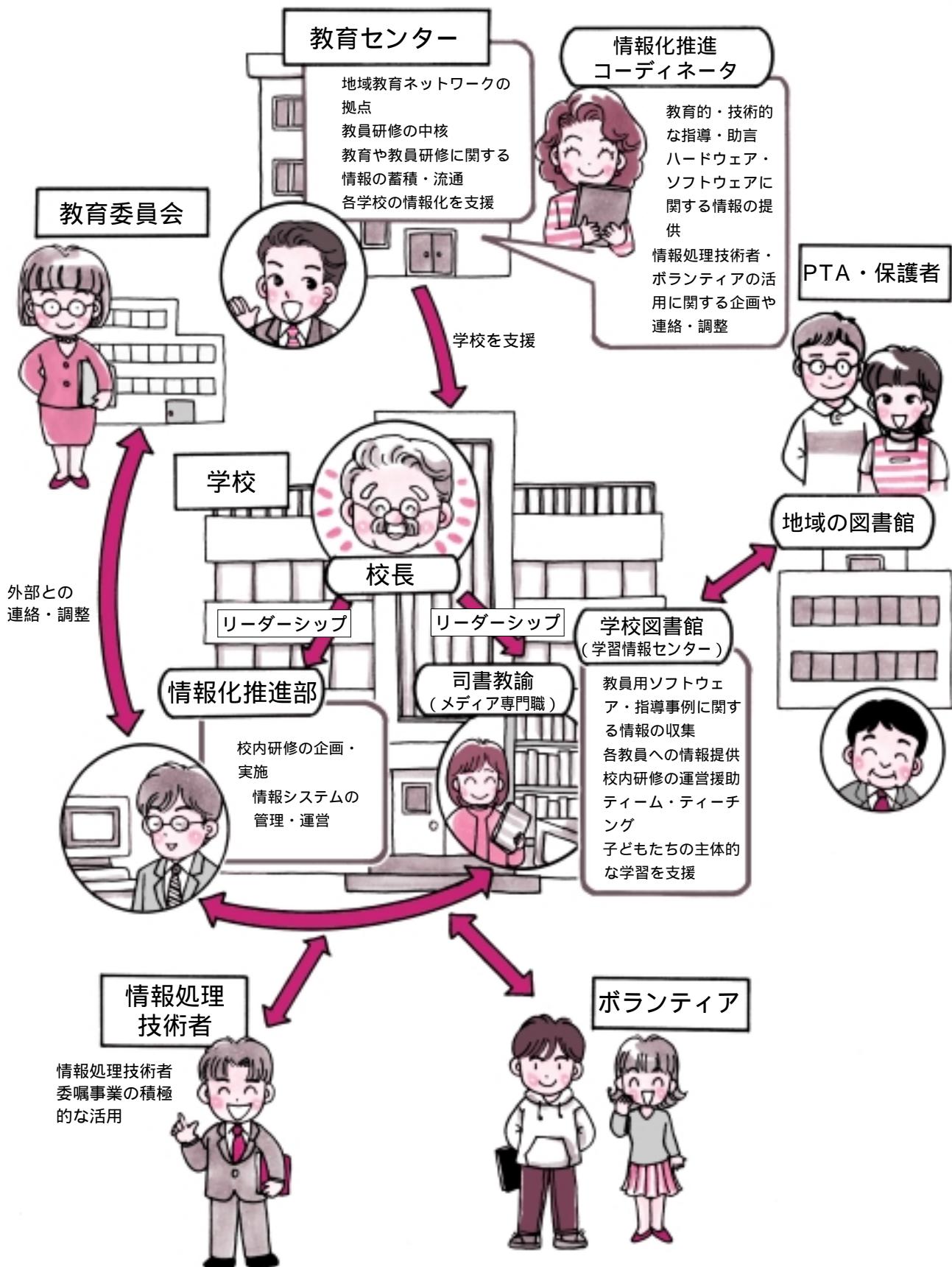


従来の機能に加えて

- ・情報モラル育成のための指導計画作成
- ・インターネット活用のガイドライン作成
- ・セキュリティ管理（IDやパスワードの管理）
とシステムの構築
- ・校内インターネットの構築と活用
- ・インターネットの利用計画の作成、教科、学級
間の連絡・調整
- ・ホームページの維持・管理
- ・地域図書館等、地域の教育機関との連携など

また、先進的に取り組んでいる学校のホームページでは、PTA活動を紹介するページを設けているケースも多く見受けられます。インターネットの活用を通して、学校間交流など外部との新しいかかわり方、取り組み方の展開が始まっているといえます。

下の図は、校内の体制と外部からの支援体制も含めたイメージ図です。



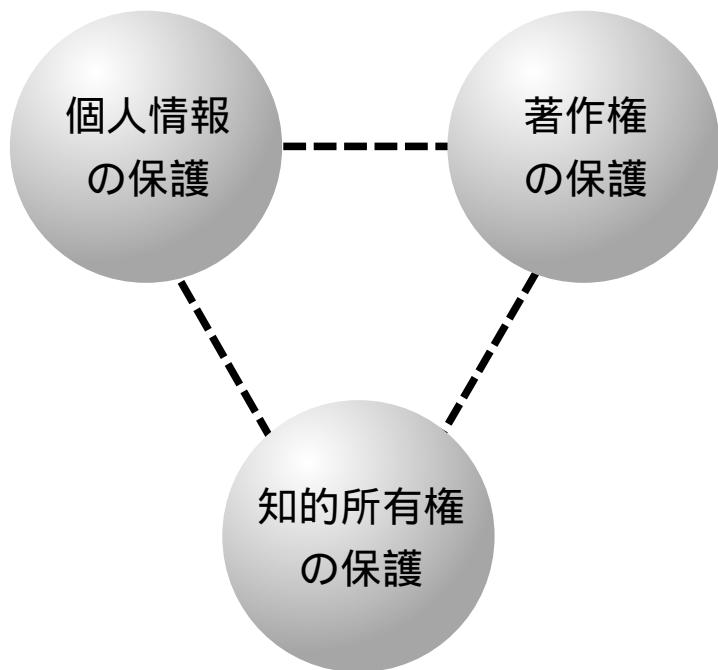
comment
3

運用規定の作成は？

多くの地方自治体や教育委員会では、コンピュータを活用する際、その程度の差はあるものの個人情報の保護を目的に情報通信ネットワークとの接続の制限を設けています。

加えて、前述（26頁）の著作権、知的所有権の保護も大切な課題です。

これらの趣旨から逸脱することのないよう、学校でのコンピュータやインターネットの活用に当たっては、組織・体制づくりだけではなく、運用規定やガイドラインを設けて、情報の受信・発信をしっかり管理していくことが必須となります。



○ 学校等におけるコンピュータの運用・管理に関する規定 ○

新しい教育課程では、小学校から高等学校までの各学校段階を通して、各教科や領域、総合的な学習の時間において、コンピュータやインターネット等を積極的に活用した学習の展開が望まれます。

そのためには、すべての教師が児童生徒の指導に当たることができるよう研修等を進めるとともに、コンピュータの運用・管理に関する規定を全員で理解し、円滑な運用に努めなければなりません。

学校等におけるコンピュータの運用・管理に関する規定において、備えておくべき内容を示したのが右下の表です。

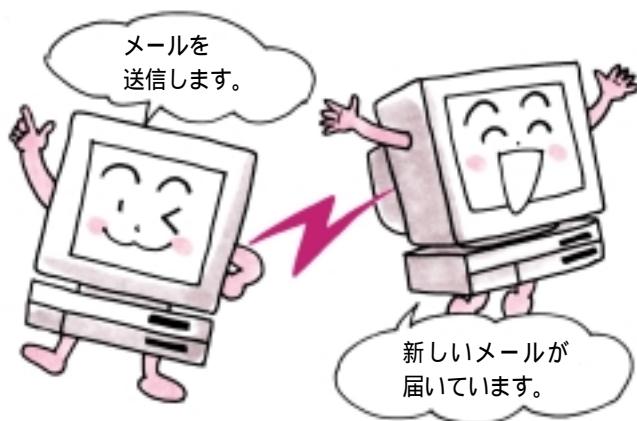


学校等におけるコンピュータの運用・管理に関する規定において備えるべき内容

- ・運用管理者、取扱い責任者の設置
- ・運用管理者、取扱い責任者の職務
- ・個人情報の保護について
- ・情報の活用と保護について
- ・災害及び障害発生時の対策
- ・過失及び不正アクセス、ウィルス対策
- ・インターネット等の利用について
- ・コンピュータの利用状況の把握と報告

● インターネットの利用規定 ●

インターネット等の情報伝達では、相手がわからないまま不特定多数の人とコミュニケーションを進めることとなります。直接向かい合って話をするときや、電話で会話をするときなどでは、お互いの表情や語気の強弱などで微妙な感情を伝えたり理解したりすることができます。



インターネットの利用規程において備えるべき内容

- ・運用管理者、取扱い責任者の設置
- ・運用管理者、取扱い責任者の職務内容
- ・有害情報等へのアクセス制限等利用にかかる禁止事項
- ・ホームページの開設と運用について
- ・メールの受発信について
- ・ウイルス対策について
- ・利用状況の把握と報告

インターネットを利用して情報を受発信するときは、お互いの感情や気持ちを感じ取ることが難しいことを踏まえ、特に注意が必要であることを指導する必要があります。

● ホームページ作成規定 ●

各学校での活用に当たって、さらに校内の運用基準や規定を設けているケースがあります。

ここでは、IDの管理、ホームページに掲載する場合の児童生徒、保護者への周知の方法についてなどがあります。

前述の校内組織の編成と、その組織の下に利用の調整を図ったり、教員の研修をプランニングすること等がこれに当たります。また、児童生徒の利用の「きまり」の制定もあります。

ホームページ作成において備えるべき内容

- ・ホームページ作成の目的
- ・ホームページの内容について
- ・個人情報の保護と取扱いについて
- ・肖像権、著作権の保護について
- ・掲載情報の修正・訂正について
- ・本人・保護者への情報発信の周知について
- ・入出力の管理について

個人情報の8つの原則

(OECD理事会勧告)

* 欄外参照

この勧告は「国内適用における基本原則」として以下の8つの原則を示し、加盟国の国内法（法律や条例）の中で考慮することを求めており、我が国における個人情報保護を考える上で重要な根幹をなしています。

収集制限の原則
データ内容の原則
目的明確化の原則
利用制限の原則

安全保護の原則
公開の原則
個人参加の原則
責任の原則

comment
4

家庭・地域との連携をどう図ればいいのでしょうか？

まず、保護者・地域・学校それぞれの役割を周知することが第一です。そのためには、学校だよりに掲載したり、PTAの会合で話したり、地域の会合に出席したりして理解を深めていただくことを地道に継続していくことが大切です。その取り組みの中で、“子どもの健全育成のためには、家庭・学校・地域社会の連携が不可欠である”ことを啓発していく必要があるのです。インターネットの有害情報は、オープンにならないで密かに楽しめることができてしまうので、学校や家庭の知らないうちに被害にあってしまうことから、今まで以上に親子のコミュニケーションを求められているといつても、過言ではないでしょう。

そのとき、「伝えたのだから伝わっているはず」という思いこみを捨てることが大切です。何回も話したり書いたりして、粘り強く取り組む姿勢が問題解決の近道です。

● 学校の役割をどう伝えればいいのでしょうか



まず、保護者に学校の限界を周知すべきです。

これには、学校だよりの仮題「インターネット特集号」を配布することなどから始めたいものです。そこでは、日頃の親子のコミュニケーションの重要さやインターネットの“光”の部分だけでなく、“影”的な部分もわかりやすく強調して取り上げるとよいでしょう。学校はどうしても枠にはめる教育になりがちな傾向があります。保護者の意識を今まで以上に子どもに注目させることがポイントです。この特集号は、町会や自治会などにも配布することで一層の成果が期待できます。

● インターネット講習会（仮称）で知らせることとは何でしょうか

学校あるいはPTA主催でインターネット講習会を開催することも考えられます。例えばテーマとして「インターネットの光と影」と題してポルノや暴力などの有害情報の実情を体験を通して知らせることや、また、個人の中傷・誹謗あるいは、幸福の手紙に代表されるものなどに見られるインターネット上での悪質な行為などに言及することも必要です。さらに、保護者の有害情報への関心を高めるために、下記のような取り組みがあります。

インターネットの有効活用を紹介したうえで

- ・有害情報に関する学習の参観を計画する。
- ・有害情報リーフレットを作成し配布する。
- ・青少年のインターネット犯罪例を知らせる。



● 有害情報から青少年を守るための連絡会は、どんなメンバーで構成すればいいのでしょうか ●

各学校の実情に応じてやりやすい形から入るとよいでしょう。まずPTAとの連携を図る場合、例えばインターネット研修会を企画立案する部門が中心となって立ち上げるのも一法です。この研修会に招聘した講師の方や地元警察の方、地域の方を入れて協議会といったものを作り、発展的に連絡会にしていくと無理がないと思います。

年に何回しなくてはならないというような縛りはなくして、授業参観に来校するときに併せて会合を開き、その席上で「今日のインターネット犯罪」「どんな有害情報があるか」等、時に応じたテーマで懇談するとよいと思います。



● インターネットをしている家庭に、どんな協力を呼びかけばいいのでしょうか ●

このような家庭には、モニターをお願いするのも一つの方法です。有害情報について親子で話し合った内容を学校に知らせてもらうのです。

これらの内容を整理蓄積しておき、学校だより等に掲載して必要に応じて様々な手段で周知するのです。



● 学校のインターネット運用規定を知らせるときの注意事項は何ですか ●

インターネットの利用に関する校内運用基準
品川区立日野中学校

(本基準のねらい)

第1条 この基準は、「品川区立学校等におけるOA機器の運用および管理に関する要項」(平成11年4月1日)及び「品川区立学校等におけるインターネット利用規程」(平成11年7月15日)に基づき、品川区立日野中学校におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

⋮

校内の運用規定は、市民が守るべき社会一般道德規範と位置づけは変わらないと思いますので、大いに周知したほうがよいでしょう。もともと運用規定そのものすら知らない人が多いと思われる所以、かえって好都合でしょう。

繰り返し伝えることがポイントです。

comment
5

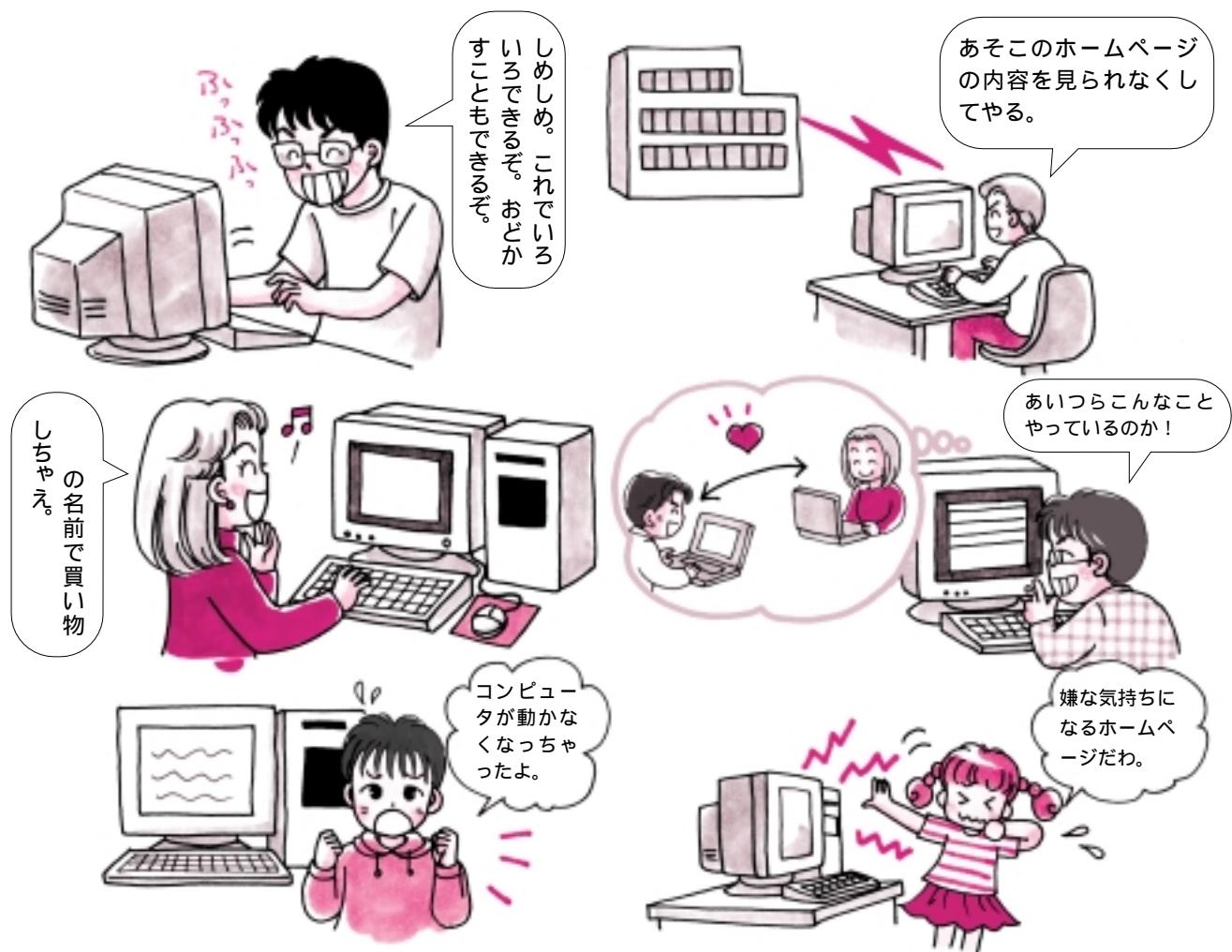
システム的な対応の方法について教えてください

インターネットに接続することで、豊かな成長の可能性とともにさまざまな脅威に遭う確率も高まります。教師として、例えば不正アクセスの種類等を知ることは、これからの中知識となることでしょう。セキュリティに関する知識は「知らないことはならない知識」となったのです。以下に示す“脅威”は、安易に対応するといろいろな場面で困難な問題に発展し、後始末に膨大な費用と時間がかかってしまいます。



● どんな脅威があるのでしょうか ●

ざっと挙げるだけでも、
不正アクセス 改ざん なりすまし 盗聴 ウィルス 有害情報
等があります。



● システム的に対応がなされていれば安心していいのでしょうか ●

運用者の意識で左右されます。

フィルタリングソフト（他者からの攻撃を防ぐことのできるソフトのこと）で守られているからといって、安心することはできないのが現状です。管理職の意識や管理者の運用、あるいは子どもたちのセキュリティ意識によっては、有害情報にさらされることは十分あり得るのです。

フィルタリングソフトは、学校からのダイヤルアップ接続、学校専用線接続、教育センターなどで一括接続等、レベルによって負担などが異なりますので、自分の学校はどの接続なのか知る必要があります。



● フィルタリングソフトの活用例を紹介してください ●

URLアクセス制御、レポート機能、ホワイトリストなどがあります。

【URLアクセス制御】



【レポート機能】



【ホワイトリスト】

あらかじめ教師が推奨するホームページをリストアップしておき、それ以外はアクセスできないようにしておくこと。



● フィルタリングソフト利用上の留意事項は何ですか ●



留意事項としては、下記の4点が挙げられます。

- 1 システム上の抜け穴（バックドア）防止
- 2 最新URLリストへの更新
- 3 エラーメッセージへの配慮
- 4 完全なアクセス制御は困難

* フィルタリングソフト（URLアクセス制御、レポート機能、ホワイトリスト）…ネットワーク上を流れるデータを、ある判断基準により取捨選択してブロックするソフトウェアのこと。特に最近は、有害なWWWページの閲覧を阻止する、URLアクセス制御ソフトの事を指すことが多い。URLアクセス制御ソフトには、アクセスをさせないURLのリスト（ブラックリスト）と一致したページを制限する方式と、アクセスを許可するURLのリスト（ホワイトリスト）のページ以外を制限する方式がある。



先生はどのように指導するの？



何といっても基本は「相手の立場に立って考える」です。問題が起きたら、問題を把握する 話し合う 自分たちで守れる具体的な行動を確認し合う。という順に対応することが必要です。インターネット社会の“落とし穴”(直接人と話す感覚がマヒする。自分の思いとは関係なく起きてしまうなど)に目を向けさせることが大切です。

comment
1

ホームページ検索・メールの受信等に関する指導

● 有害情報サイトへのアクセスに立ち向かう ●

① 校 種 中学校

② ねらい ホームページを閲覧したり作成したりする体験を通して、情報を適切に判断する能力を身につける基礎を培う。
適当でないと思われる情報を受信したときの行動の基本的構えを培う。

③ 展 開



- 1 誰もいない時に見る。 2 何とか見ない努力をする。 3 20歳になったら見る。 4 今は決められない。



このような有害情報で、実は犯罪に巻き込まれる中学生もいるのです。

例1：中学生による架空口座販売による詐欺事件

例2：中学生による向精神薬による「闇の薬局」事件

これらは、いずれも“加害者”になった例です。また、被害者になった例も数多くあります。



4まとめ

有害情報がインターネット上に現れてから、その無差別性によって、一層青少年問題を複雑化させましたが、最終的には青少年のモラルに頼ることになります。しかし、微妙な心の揺れの時代にある中学生なので、時にははめをはずすこともあります。性的な関心を押さえようがない時もあります。

ところで、ホームページを見たり作成したりするときの落とし穴は、意図するしないにかかわらず、有害情報に接する可能性があることです。したがって、全ての分野にわたって大人になろうとする段階にいる生徒にとって、有害情報の種類によっては必ずしも“のぞかない”とは限らないと想定するほうが普通です。むしろ“のぞいている”と想定して不思議ではありません。人間は弱い面もあり、欲望に負けてしまうこともあります。ですから有害情報に接しないよう、もし接したとしたらそれを拒む勇気が必要です。

● 商品の購入の指導 ●

① 校 種 中学校・高等学校

② ねらい インターネットショッピングは、すべて個人の責任で行われなくてはならないことを理解させる。また、正当な手続きによる購入でも、その利便性の裏側に潜む問題に対して注意することを知る。

③ 展 開

インターネットショッピングって、とても便利だって聞いたんだけど…。

こんなことに注意すればよいのではないか

安全に利用するためには、一体どんなことに注意したらよいのかしら。

ちょっとこわい気もするわね。

インターネットを使っていろいろな物を購入できるんでしょう。

こんな会話を聞いてどんなことを考えますか

商品の破損事故などの補償について、しっかり確認しておきましょう。

こんなことに注意するといいのではないか

購入手続きの確認を確実にしましょう。

代金の返済計画をしっかり立ててから購入ましょう。

クレジットカードに関して、よく知っておきましょう。

不要品の購入、粗悪品の購入などしないように、事前の検討を十分にしましょう。

詐欺などの加害者になることはもちろん、被害者として犯罪に巻き込まれないような注意をしましょう。

無計画な購入について考えてみましょう

- ・商品の魅力的な写真が載っていて、つい欲しくなってしまう。
- ・現金での購入でないので、手軽に買ってしまいたくなる。
- ・無計画に購入すると、不必要的物まで購入してしまうことが多い。
- ・計画をきちんと立てて購入することが大切だと、自覚させることが大切。



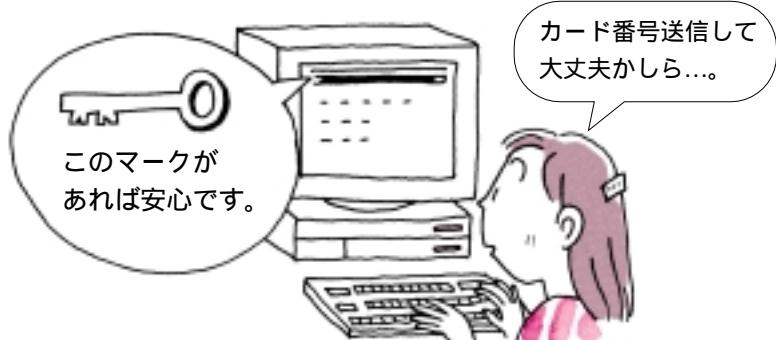
クレジットカードの扱いについて話し合う

- ・クレジットカードで物を購入することは大変便利だ。
- ・直接現金による支払いをしなくてすむので、「代金を払う」ということの実感が乏しくなる。
- ・最近、他人のカードを使って、物を買ってしまう人がいることが社会的な問題になっている。
- ・クレジットカード番号は人に教えない、盗難には気をつけないといけないことを知る。



クレジットの番号は慎重に

代金の支払いには、クレジットカードが利用されます。カード番号の漏洩や盗聴には、十分な注意を払わなくてはなりません。SSL (Secure Sockets Layer) という暗号通信をサポートするサイトが安全です。



4まとめ

便利なオンラインショップでは、カード番号の管理や売買契約は、自己の責任のもとに行わなくてはなりません。しかし自己の責任において、慎重に対処すれば問題がないかというとそうともいえません。サイトを開設している側に悪意が潜んでいる場合、こちらの購入意識を逆手にとって、何らかの方法（詳細は20～21頁参照）で支払代金をだまし取ったり、知らず知らずのうちに犯罪グループに加入させられ、気がついたときには、犯罪の片棒を担がされていたなどということはないとはいえません。インターネットは非常に便利ですが、法的に管理している組織はありません。ネット管理としてプロバイダはありますが、プロバイダはあくまでインターネットにパソコンを接続するための管理を業務としています。商品の購入に限らず、インターネットの世界に参加する場合には、あくまで個人としての責任が問われるということを肝に銘じなくてはなりません。

● 不正確な情報に関する指導 ●

① 校 種 小学校

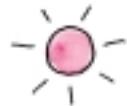
② ねらい ホームページの情報がすべて正しいと思い込みます、多くの情報と照らし合わせ、正しい情報を得る力を育てる。

③ 展 開

天気予報についてインターネットの情報と新聞記事の情報を比べながら、調べる力を養う。

あらかじめ不正確なインターネット画面を用意しておく。
調べた内容は互いに教えないようにしておく。

私はインターネットの情報よ。



ぼくのは新聞。



それぞれの情報をもとに調べて、まとめてみる。

その情報まちがっているよ。

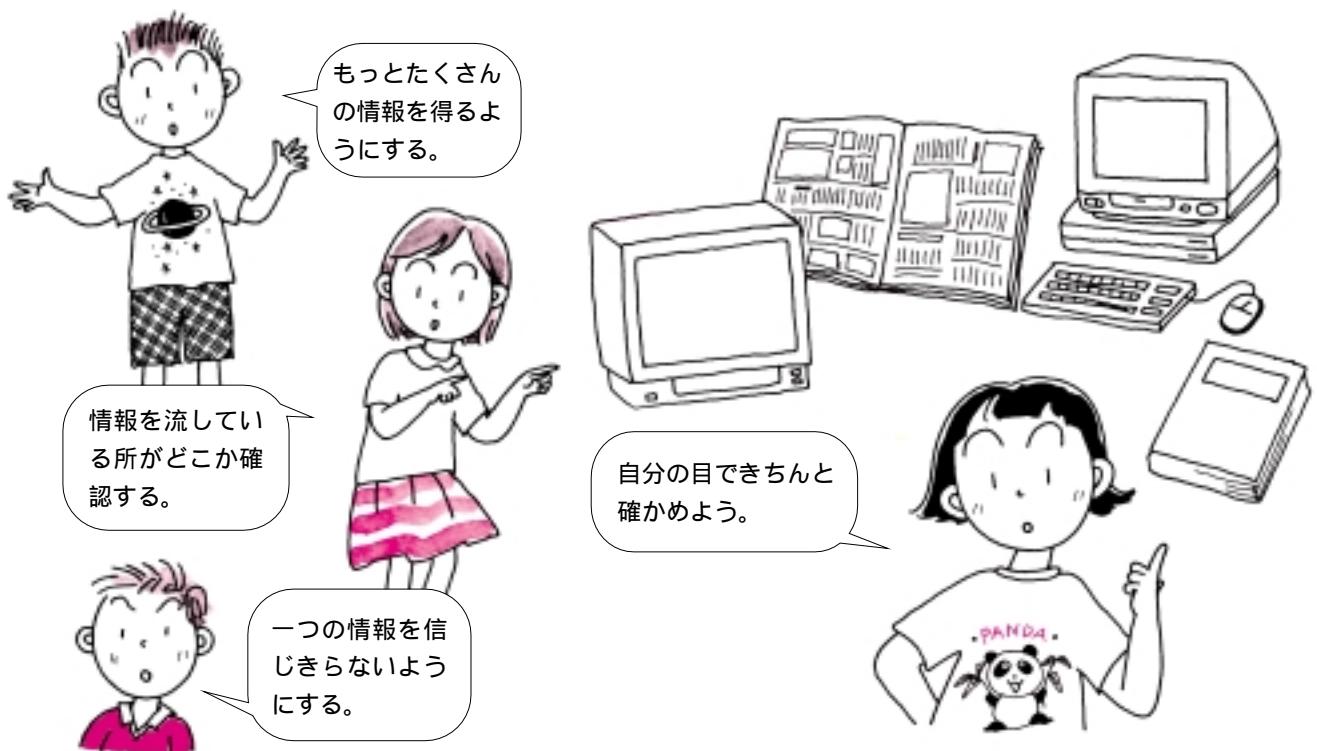


当たっているものとはずれているものに分けて、掲示する。
インターネット派と新聞派のグループで調べる。

なぜ情報の内容に違いがおこったかを話し合う。



どのようにすれば正しい情報を得ることができるか考え、意見を述べ合う。



④まとめ

多くの情報がいろいろなメディアを通じて、無造作に流されています。ややもすると、一つの情報のみを信じてしまい、だまされる危険性はどこにでもあります。インターネットをはじめTV・新聞・雑誌などから流される情報をうのみにせず、上手にその情報を使うために、教育の場でも様々な場に応じた情報の読み取りをする指導が必要です。

comment
2

ホームページ作成・E-メール等の発信に関する指導

●著作権・知的所有権の侵害に関する指導●

① 校種 小学校

② ねらい

ホームページを作成するときは、自分の作ったものを使うことが大切であり、無断で他の人が作った絵や写真・文章などを使ってはいけないことを知り、著作権や知的所有権を尊重できるようにする。

③ 展開

マンガのキャラクターをコピーして作ったホームページの画面と、自分たちのキャラクターを使ったホームページの画面を比べてみて、話し合う。



ホームページが著作権の侵害をしていることを知り、どんな時、どうなるかを考える。



著作権を侵さないようにするには、どんなことに気をつけたらよいかを話し合う。



話し合った事柄を守りながら、ホームページを作ってみる。

わたしの作ったキャラクターが世界中の人見てももらえるのね。



自分の発想やアイデアを大切にして作るよう指導する。素材集の使い方も指導する。

④まとめ

ホームページの作成をするとき、絵、写真、文章、演奏などをコピーして自分のホームページにはりつけることが容易にできます。また、コピー機やビデオ、テープなどにより他の人が創りだしたものを、あたかも自分のもののように手にすることができます。こうした、他の人が創りだしたものを無断で使うことは、物を盗むことと同じであることをはっきり認識させることが大切です。また、そうしたことを防ぐためにも、自ら創造し自分のアイデアを生かして表現できる、教育の機会を広げることが大切になります。

● いじめ・誹謗・中傷のE-メールへの指導 ●

① 校 種 小学校

E-メールを発信をするとき、書き方によって相手を傷つけたりすることがあることを知り、相手のことを考えてE-メールを書くことができる。

③ 展 開

パソコン室や校内のLANを使って、自由にE-メールのやりとりをする。



自己紹介や自分の好きなことについて自由に書いてみましょう。E-メールをもらったら返事も出してみましょう。

突然、傷つくE-メールが送られてきました、どんな気持ちになるか考えてみましょう。

イタズラはいけないと思った。

いやだ、どうしてこんなことをするんだろうと思った。

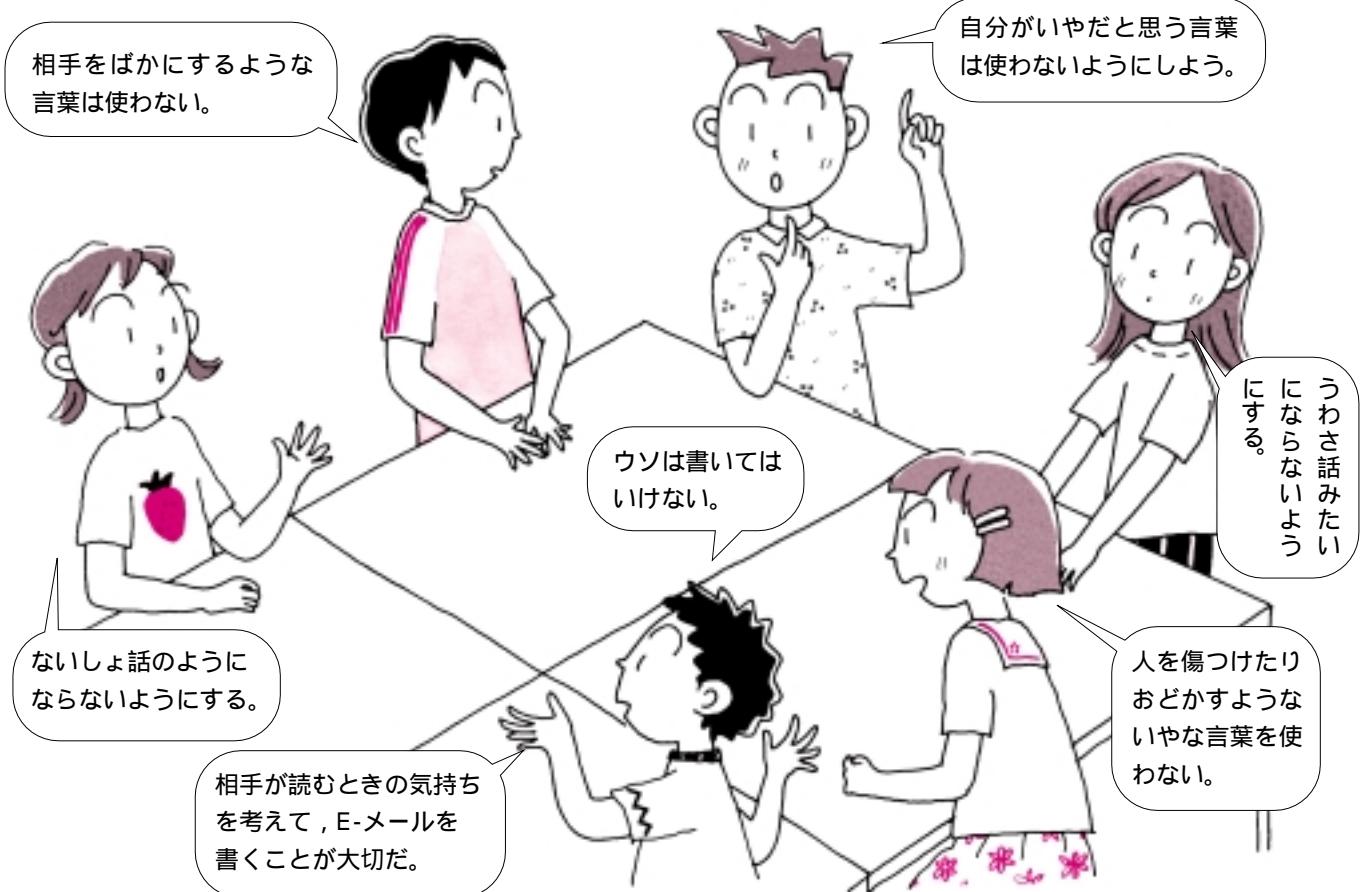
誰だろうと思った。

突然人を傷つけるような手紙を受け取ったら、皆さんはどんな気持ちになりますか？

こわくなった。



相手を傷つけないようにするには、どんなことに気をつければよいか話し合う。



Eメール以外でも、
人から言われていや
だったことを思い出
してみましょう。

④まとめ

Eメールは、言葉だけで相手に物事を伝えるため、その書き方や内容によっては相手を傷つけたり、相手に不快感を与えることが起こりやすくなります。そこで、Eメールを送るときは十分相手の気持ちを思いやり、尊重するようていねいな言葉遣いを心がけるよう指導することが必要です。これは、Eメールの指導だけでなく、低学年の生活科で学校郵便局を開いたときや、中学年の国語の時間の手紙の書き方などの指導でも、併せて行っていくとよいと思います。

● 個人情報の収集に利用される懸賞・アンケートの指導 ●

① 校 種 小学校

② ねらい 懸賞やアンケートに隠された意味を知り、対応を考えさせる。

③ 展 開



インターネットのホームページを見ていたら、

**抽選で 1万円の商品券をプレゼント！
何でも好きなものを買ってね！**

とありました。皆さん、どうしますか。

もらえたなら、お母さんに喜ばれそうだ。



ただでもらえるんだからやってみたい。

この先があるので、見てくださいね。

当選したときの連絡先がわかるように、次のことを入力して発信してください。

お名前

年齢

住所

電話番号

E-メールアドレス

どうしますか？？

以外と簡単だね。
すぐに申し込めるよ。



簡単に、名前とか電話番号は教えちゃいけないって、家の人が言っていたわよ。





④まとめ

アンケートや懸賞で得られた「電話番号」「住所」「Eメールアドレス」は、一部の業者ですが、情報を売って金儲けもしているわけです。それをもとに、ダイレクトメールやインターネットでの宣伝メールとなって皆さんのもとに届くようになります。悪質な手口として、迷惑メールをたくさん送りつけてきたり、商品を勝手に送りつける被害もあります。

すべての懸賞やアンケートが悪いというわけではありません。家庭には、保護者の監督下でアンケートの目的がはっきりしていることや、責任ある企業が主催しているという判断基準を伝えるのもよいでしょう。しかし、学校のコンピュータは公的なものです。企業の懸賞やアンケートに答えるのは慎まなければなりません。

● 無意味なメールへの指導 ●

- 1 校種 小学校
- 2 ねらい 無意味なEメールを発信しない態度を育てる。
- 3 展開

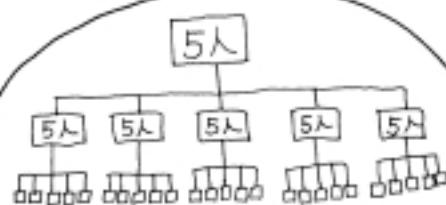


24時間以内に、あなたの友達5人に、この手紙文をEメールとして出すと、あなたは幸せになれます。さあ、すぐ出しましょう。

このEメールの内容は、正しいといえるでしょうか。話しません。

1日で5人、2日で25人、3日でクラス全部、回ってしまう。たった3日で125人が幸せになれるんだ。

幸せが来るならやってみたいわ。
正しいかどうか、やってみなくてはわからないわ。



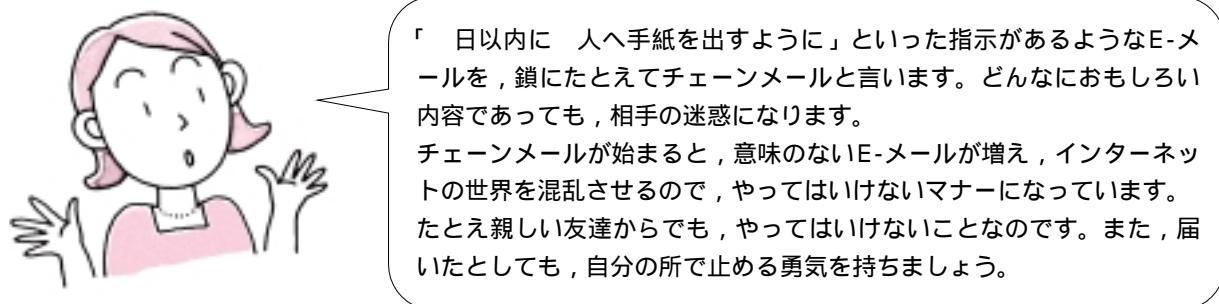
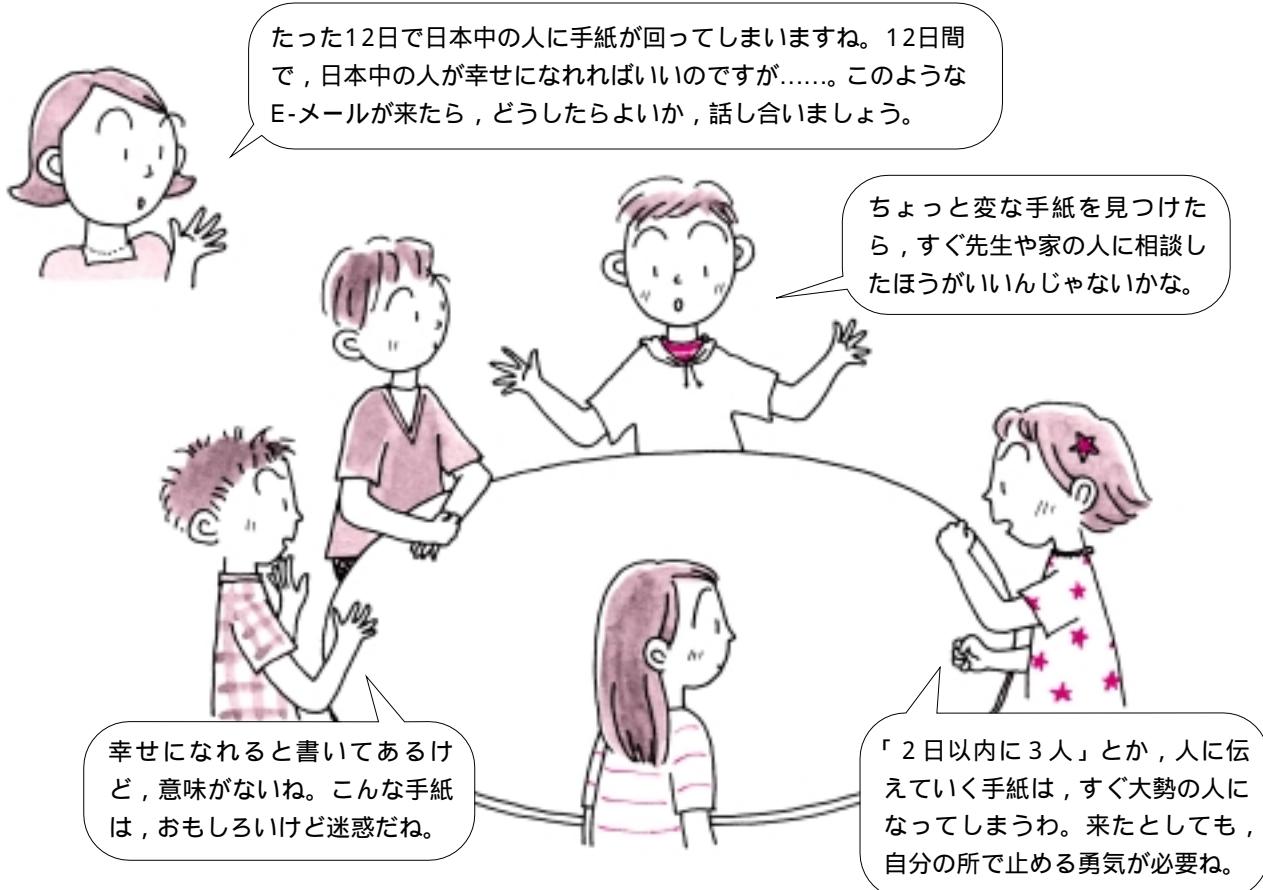
ねずみ算



おもしろそうだからやってみたいね。5人ぐらいならできるよね。



電卓で計算したら10日で約970万人、12日で2億人以上、日本の人口以上だわ。この手紙、変だわ。



④ まとめ

Eメールにも、一般の手紙のように「不幸な手紙」「出所不明なうわさ話」が流れることができます。このようなEメールをチェーンメールと言い、インターネット上に不必要的意味のない手紙の往来を増やし、サーバーに負担をかけたり、時にはサーバーをダウンさせてしまうことがあります。ですから、インターネット上でやってはいけないマナーの一つとなっています。

チェーンメールを受け取ったら、すぐに削除するように指導しましょう。子どもたちはこういったことに興味を持ちがちですから、誰かがチェーンメールを始めたら、いつの間にか、クラスや学校中にチェーンメールが流れているといった状態も考えられます。このような混乱が起こらないように、チェーンメールに対する指導を行うとともに、子どもたちの活動から目を離さないようにしたいものです。

comment
3

セキュリティに関する指導

●なりすまし問題の指導●

① 校種 中学校、高等学校

② ねらい なりすましの例から、ID、パスワードの設定や管理について考えさせる。

③ 展開



紙には、次のように書かれてありました。

ID	s3s5m***
パスワード	7777777
E-mail	syouta@**.ed.jp

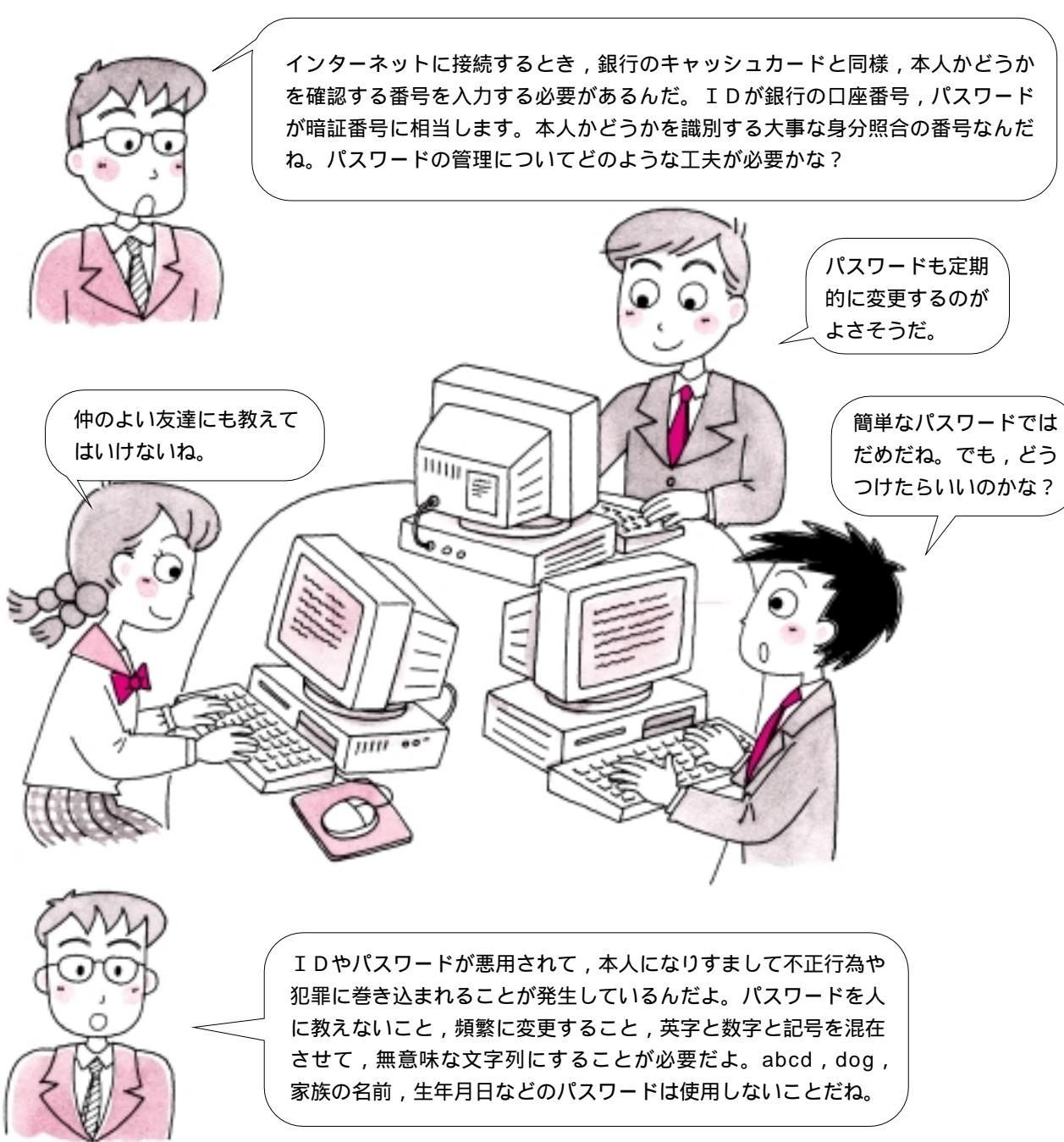
パスワードの設定の仕方について、どう思いますか？



パスワードが簡単で覚えやすいね。

IDとかパスワードって聞くけど、どんなことなのかな？





まとめ

インターネットは、ID、パスワード等の電子情報のみによってしか行為者を特定できないため，“匿名”の世界だといわれます。インターネットではこの匿名性を利用した事件が、大小を問わず起こっています。特に他人になりすましていろいろな悪さをする手口が一般的です。他人になりすましての嫌がらせメール、電子掲示板へのいたずら投稿、他人のIDやパスワードを用いた「なりすまし」などの事件が発生しています。パスワードを知られることによりネットワーク上では、誰でもそれを悪用して本人になりますことが可能となり、犯罪や不正行為に巻き込まれるなどいろいろなトラブルが発生することがあります。生徒たちを被害者や加害者にしてはいけません。新聞の記事など具体的な事例を生徒に示し、考えさせていくことが大切です。

● 不正アクセスの指導 ●

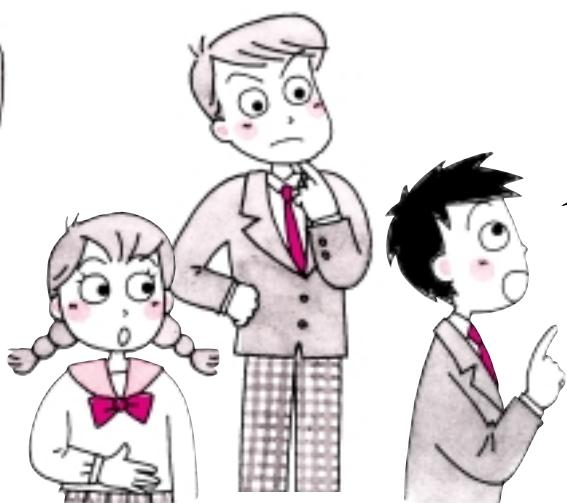
① 校 種 中学校、高等学校

② ねらい 不正アクセス行為の事例を示し、ネットワーク社会での危険性について考えさせる。

③ 展 開



新聞記事に次のような記事が載っていました。
さて、皆さんはどんなことを感じましたか？



省庁のホームページ
にハッカーが侵入

日夜、ハッカーが不
正侵入しホームページを
書き換える事件が発生し
た。
侵入防止のため、セキュ
リティを強化。

でも、他人のコンピュータ
に侵入するって、少し興味
あるな。おもしろそう。



ひどいことをする人が
いるんだね。



最近の新聞でも、大人だけでなく、中学生・高校生のインターネットを使った事
件報道がされています。

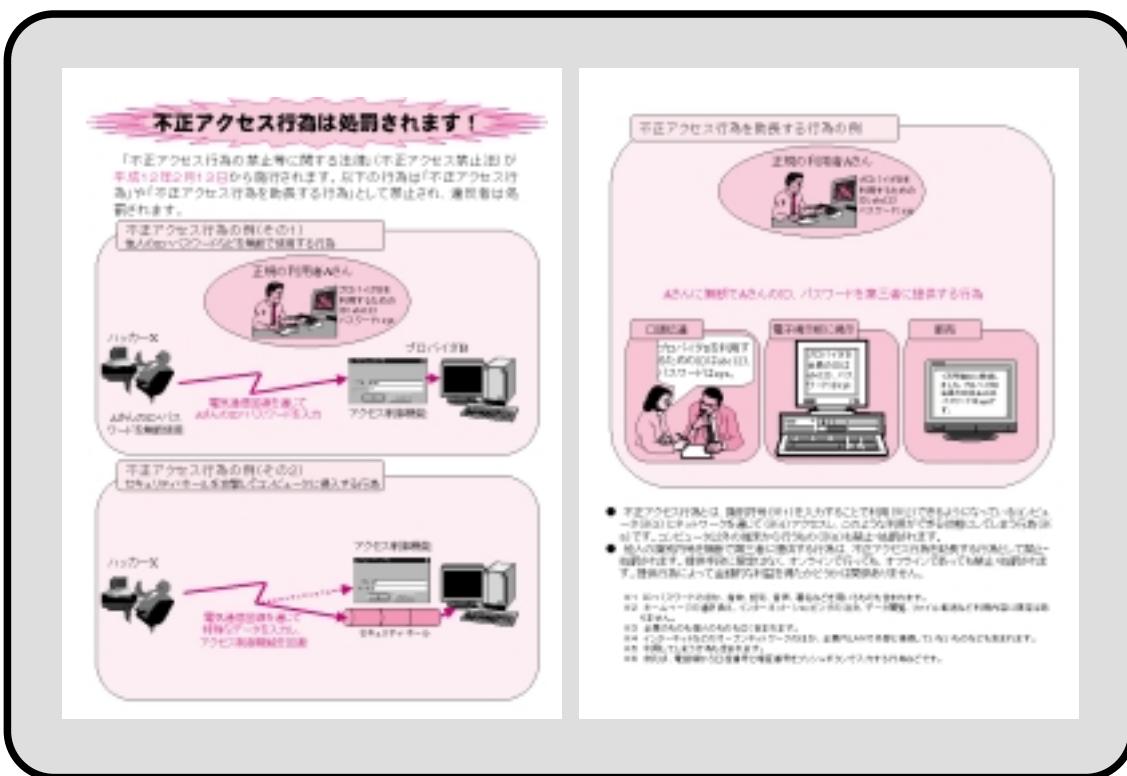
他人の家に侵入し、悪さをする行為が犯罪行為であることは、もちろん知っていますね。ネットワーク社会でも他人のコンピュータに侵入することは全く同様で犯罪行為になります。中学生・高校生も罰せられますよ。

不正アクセス行為（他人の識別番号を悪用する行為）を防止し、高度情報社会の秩序を維持するため、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が新たに施行されました。また、日本でも警察庁に、ハイテク犯罪に取り組むサイバーポリス(Cyber-Police)が設置されます。不正アクセス行為など絶対に行ってはダメですよ。

まとめ

ネットワーク上の不正行為の多くは、ネットワークにおける匿名性（IDとパスワードによってのみ個人を識別するという性質）を悪用するものです。最近においても、中央省庁のホームページがハッカーにより書き換えられた事件、盗み取ったID及びパスワードを用いてインターネットに接続し、他人に使用料金を課金する事件、他人のID及びパスワードを悪用して他人の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする事件など、多種多様な不正行為が発生しています。いたずらにマイナス面や事件ばかりを強調する必要はありませんが、ネットワーク社会では、個人に関する情報が本人の知らない間に収集・蓄積され、あるいは本人の予想しない目的に利用・悪用される可能性があることを生徒たちにきちんと指導することが大切です。

【「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成12年2月13日施行）】



警察庁ホームページ「ハイテク犯罪対策」より引用 <http://www.npa.go.jp/seianjis8/main.htm>

不正アクセス行為の禁止等に関する法律の罰則

不正アクセス行為

一年以下の懲役又は50万円以下の罰金（8条）

不正アクセス行為を助長する行為

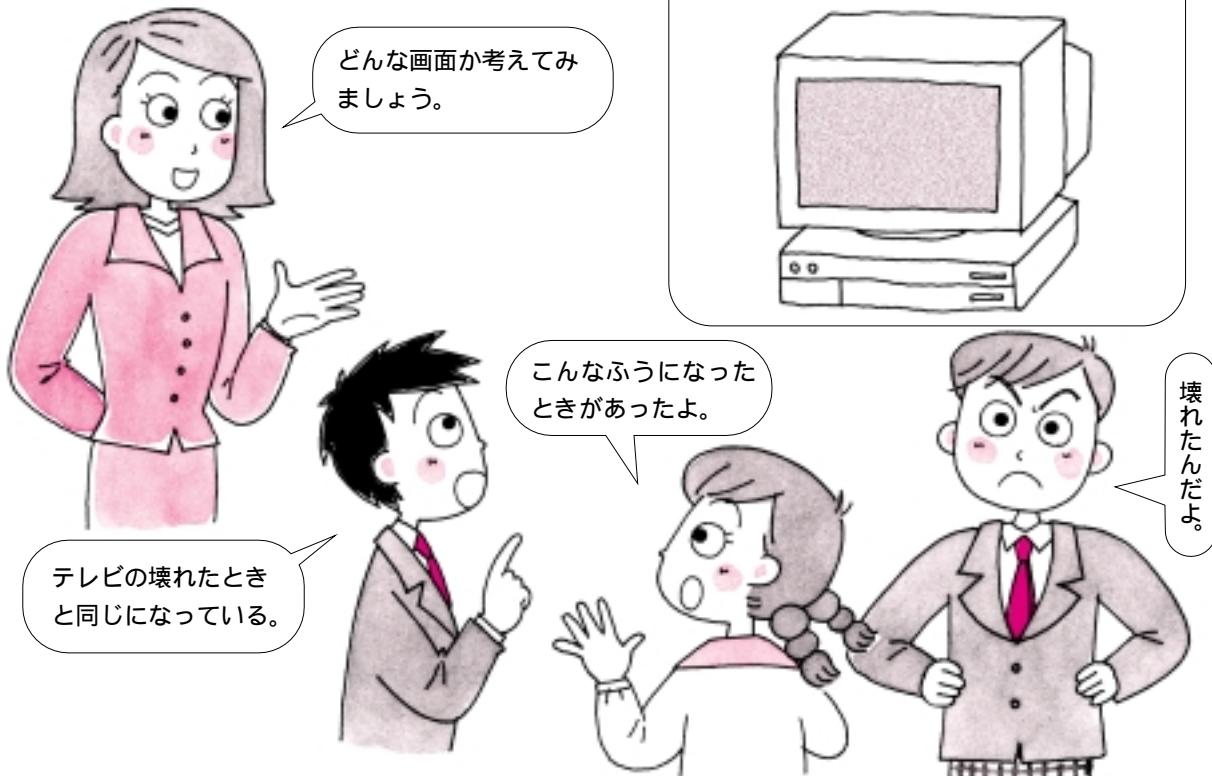
30万円以下の罰金（9条）

● ウィルス問題への指導 ●

① 校 種 中学校

② ねらい コンピュータウィルスの基本的知識とウィルス対策の重要性を知る。

③ 展 開



これは，“ウィルス”に入り込まれたコンピュータです。これ以外にも、突然音楽が流れる、変な声が流れるときもウィルスに入り込まれたと思って間違いありません。





④まとめ

ウィルスについての理解は、このような学習を通して深まっていく。外部情報の取り入れについても慎重に取り扱っていくことの大切さを知らせる。しかし、ウィルスそのものの対策は生徒側に求めるのではなく、学校としての態度を明確にしておく必要がある。

comment
4

生活・自然体験の不足に関する指導

● 実体験の大切さについての指導 ●

① 校 種 中学校・高等学校

間接体験と直接体験を通して、現実体験の必要性を考えさせる。

③ 展 開

(1) オリエンテーションを通して、活動テーマを決める



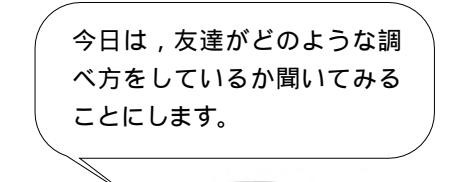
(2) 個人テーマを決め、グループごとの活動内容を決める



(3) 調査活動 インターネットの検索ソフトで京都関係のホームページを探す



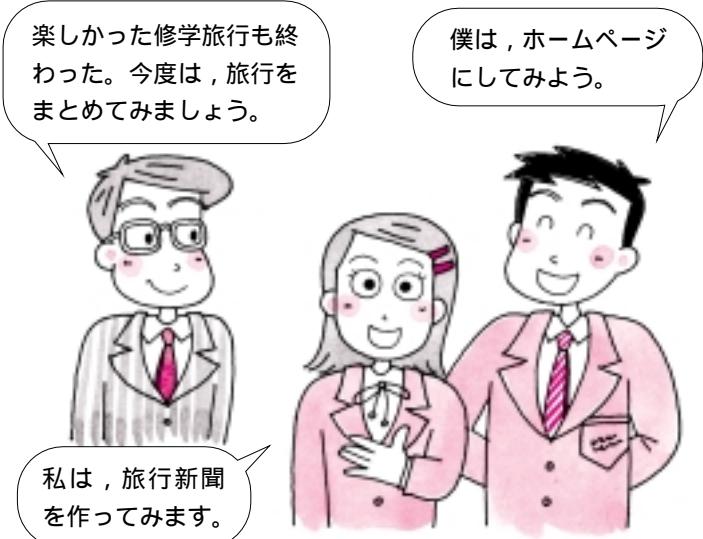
(4) 調査内容の交流



(5) 修学旅行現地見学



(6) 見学を整理し、まとめる



(7) 修学旅行報告会

ただ見るだけでなく、京都の人と話してみたり、カメラに記録を残したりしてみましょう。

修学旅行の事前調査と現地調査で学んだことを、自由に発表してもらいます。

私は、下級生に伝えたいことがあります。実際に体験しないとわからないことたくさんあったわ。



④まとめ

ここでは、修学旅行の事前学習と事後学習を関連させた展開例を取り上げましたが、校外学習、職場体験、教科等の学習でも工夫して実践が可能です。教育の情報化が子どもたちの心身の健康に与える影響を指摘していますが、これらを克服するには次のような観点から指導していくことが必要です。

实物を見たり、触れたりする直接体験の場を大切にする。

人と人の関わり合いや心の交流を意図的に教育活動に位置づける。

情報を整理し取捨選択する能力を高める。

情報の価値や扱い方、課題解決の方法や過程を互いに学びあう場を設定する。

これから学習では、生徒一人ひとりが課題に取り組む場面では、インターネットや図書資料だけまとめるのではなく、体験学習と関連させた取り組みがポイントになります。コンピュータを活用することで自然体験の不足につながるといったことではなく、自然のすばらしさを認識するようなコンピュータの活用、また自然体験で得たものをコンピュータの中に情報として取り組むような教育活動を展開していくことです。特に義務教育の段階では、直接体験や経験を重視し、疑似体験と実体験との違いに気づかせて本物感覚を育成することが必要になります。

Q uestion

（問題発生時の対応）

こんな事態になつたら
どうすればいいのでしょうか？

A 学校におけるインターネット利用にかかわって発生する諸問題の原因は、子どもたちの意志により意図的に引き起こされたものと、インターネット利用に不慣れなため、リンク集や検索エンジンなどからたまたま偶発的に発生するものと考えられます。前者は、インターネットについての知識や技術に習熟してきている子どもたちが陥りやすい状況にあるでしょう。そして、後者への対応について学校として深くかかわる必要があります。つまり、問題が発生してしまったほとんどの場合、専門的な技術者や対応機関の支援やアドバイスを必要とする事態が多く、学校として対応できる事柄は、子どもたちの意識や情報モラルに関する指導や心理的なケアなど、教育的な指導と再発防止のための指導・援助が中心となるからです。

● 発生が予想される問題 ●

いたずらメール

- ・いじめ
- ・中傷
- ・無駄

有害情報への接触

- ・個人情報の漏洩
- ・ポルノ、暴力情報
- ・違法品の購入



有害情報の発信

- ・なりすまし行為
- ・ハッカー

著作権の侵害

- ・情報データの無断使用
- ・知的所有権の侵害

安易なファイルの受け取り

- ・コンピュータウィルス
- ・システムの破壊

● 問題が発生したらどのように対応したらよいでしょう ●

○ 教育的対応

【情報モラルを高める】

- ・教師や家庭によるマナーの指導と同様に、インターネット利用の目的を理解して、有益な情報を求める態度を養いましょう。
- ・インターネット以外の場でも共通する正しい情報選択能力を高めましょう。

【学習の目的を意識する】

- ・学校での教育活動はしっかりしたねらいを持つことが大切です。インターネット利用の目的をしっかり理解させましょう。

○ システム的対応

【フィルタリングソフト^{*}の利用】

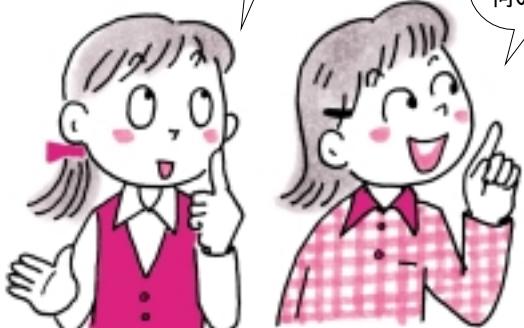
- ・有害情報の排除だけでなく、効率的な学習に必要な情報を精選できることも大切です。
- ・フィルタリングすることへの子どもたちの疑問、万全な防御でないことなども配慮すべきです。

みんなが気分よく
インターネットを利用するためのものだよ。



フィルタリングって
何かしら？

フィルタリングって
何のために必要な？



【人的なシステムも考える】

- ・機械的なシステムだけでなく、子どもたちの指導に当たる教育システムも極めて大切です。

○ 対外的な対応

専門的知識や技術の
支援が受けられる機関
の選定

法律的知識や対応の支援
が受けられる機関
の選定

問題発生についての情報
交換（学校間の）システム
の構築



学校や教師が対応できることは？



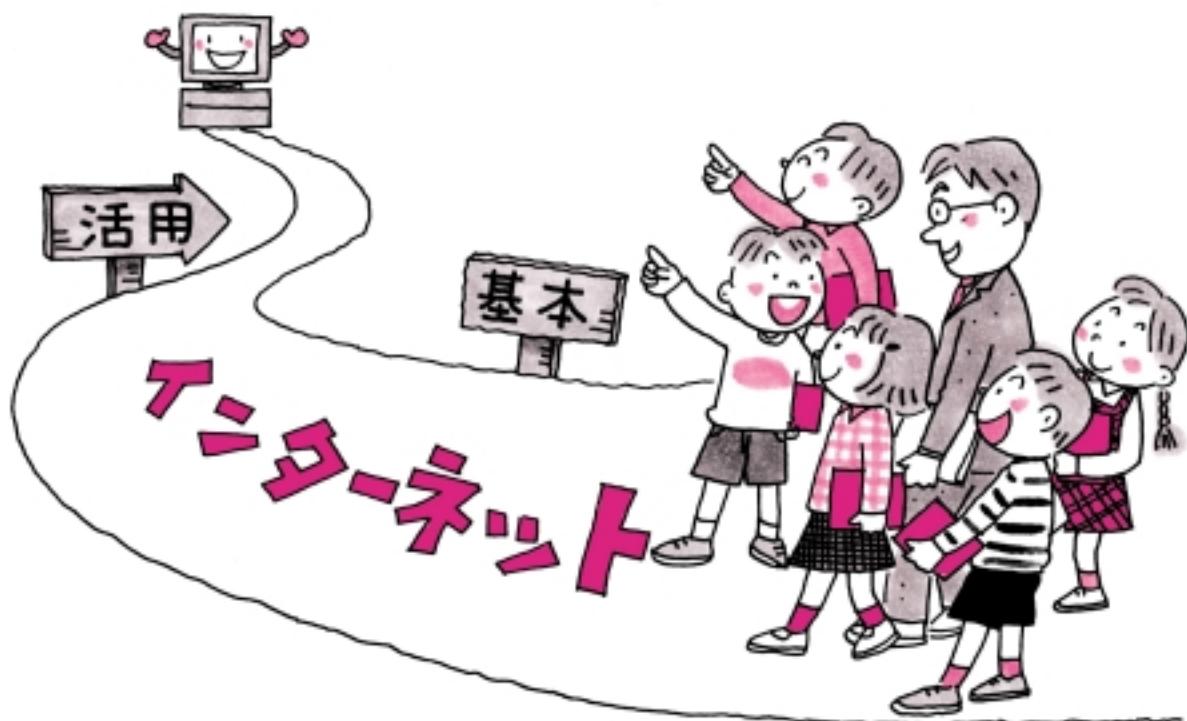
起きた問題についての詳しい状況と把握、子どもたちの情報モラル、活用についての意識高揚のための指導などです。

インターネット利用に関する日常的な学校の実態や子どもたちの知識・技能についても学校として把握しておく必要があります。高度な技術や知識などが必要な問題については、専門家や機関の支援を受けたほうがよいでしょう。

comment
1

問題が起きたらどうするの？（小学校編）

小学校で起こりうる諸問題は、インターネットの利用について「不慣れ」であることがその原因の多くであると考えられます。また、問題が起きたとき、その状況を教師や担当者に正しく伝えられないといったことも、小学校における特徴でもあるでしょう。つまり、小学校におけるインターネットの利用は、教師の指導のもとで子どもがコンピュータを操作することが基本となります。教師がインターネット活用の「整理役」「案内役」を務めるわけです。また、学習への有効利用を図りながら、情報モラルを身につけていく場としたいものです。



● 問題が起きたら ●

何が問題なのか（困ったこと、嫌なことは何か）

何を、どのようにしていたか（操作の手順や状況を詳しく聞く）

何を指導すべきか（指導、注意、対応、再発防止など）

対処することは何か（校内、保護者、外部機関など）

例1 ある日、子どもの自宅に「学習帳」（資料集）が代金の振込用紙と共に宅配され、「心当たりがない」と保護者から学校に連絡があった。子どもから事情を聞いたところ、社会科の時間に「日本の水産業」について調べ学習をした際、「資料を受け取るためのアンケート」に答えたことがわかった。

後日、保護者から「断り」の連絡をし、商品を返却することでことなきを得たが、学校におけるインターネットの利用について考えてほしいと言われた。

早速、職員会議でインターネット利用の課題について研修した。そして、家庭や地区内の小中学校に注意を促す通知を配布するとともに、学校のホームページに「インターネットを利用するとき」（学校のガイドライン）をつくり、提示した。特に、住所や電話番号、顔写真など個人情報を書き込まないこと、勝手にファイルをもらわないこと、インターネットで困ったことや嫌な思いをしたときには、先生や親に必ず相談することなどを徹底した。

例2 校内LANが設定されたため、いつでも自由にインターネットが利用可能になった。

ある日、地方の役場観光課から「同じような質問メールが多数届き、困っている。何とか学校内でまとめてくれないだろうか。」と苦情を言われた。

状況を調べたところ、自由に接続できるようになったため、休み時間にたまたま発見したEメールアドレスに、子どもたちの質問が集中したことがわかった。

新しいシステム構成をした際に、その利用についての検討が不足していたことが原因であった。子どもたちの交流学習や情報収集を活発にさせるためには、様々な場合を想定した活用の仕組みを考えることが大切である。

● 問題対応の前提として考えておきたいこと ●

インターネット活用の手続きが煩雑になると、情報検索や交換の即時性といった、インターネットの特性が生かせなくなってしまうため、校内における「ガイドライン」作成にあたっては、十分な教育的配慮が必要です。

**comment
2**

問題が起きたらどうするの？（中学校・高等学校編）

小学校と違って、中学生・高校生が起こす問題は、時には大人顔負けのものもあります。社会的に大きな問題は、直接警察に依頼することになりますが、ここでは、まず校内で対応することができる問題が起きたという前提で、速やかな対応例について述べます。

○ 問題が起きたら以下の手順で対応しましょう ○

1 4W1Hを確認します。

いつ : When 例／授業中 休み時間 部活動中 放課後 その他

どこで : Where 例／校内 LAN上 その他

だれが : Who 例／一人で 複数で 他校生と一緒に その他

何を : What 例／ホームページ無断借用 他人の誹謗・中傷 その他

どのように : How 例／作成した 迷惑をかけた 教師に訴えた その他

2 問題の程度を把握します。

事実を確認した後、問題の程度を下記の表に従って把握します。

		単独の問題行動	複数での問題行動	他校生と一緒に問題行動
本人に注意すればいいもの		A 1	B 1	C 1
方がいいに伝えた 保護者 に伝えられた もの	(1)伝える程度のもの	A 2	B 2	C 2
	(2)直接面談して協力を依頼するもの	A 3	B 3	C 3
教育委員会、他校、警察 にも伝えた方がいいもの		A 4	B 4	C 4

3 問題の程度及び質に応じて以下の対応を決定します。

(1)
指導する
教師への
指導・注意等

(2)
生徒指導委員会を
開催しての
該当生徒への指導・注意等

(3)
学年担当者による
保護者への
協力依頼・説諭等

(4)
教育委員会、他校
あるいは
警察への報告・連絡・相談



● 問題の具体的な例を以下に示しましょう ●

例1 Eメールに悪口

ある日の放課後、A君がEメールにB君の悪口を「つきあうな。あいつは汚い。テストの時にカソニングをしている。本当だ。」と入力した。それを受けたC君は他の友達にEメールを転送した。その結果パソコン部だけではなく、学級の半数以上の生徒もその事実を知り、B君との接触を避けるようになった。B君は孤立したわけである。

1週間後、パソコン部の他の生徒が、消し忘れられたB君の悪口を偶然発見した。その生徒は友達に相談した後、勇気を出して教師に訴えた。

早速顧問教師は担任及び、学年教師の手を借り、A君、B君、C君から同時に事情を聴取した。この件は左ページの表の「B3」程度と認定され、その結果は生徒指導委員会や学年会にも報告され、その対応が進められた。



例2 ホームページ無断使用やデジタル合成

班別自主学習体験活動で鎌倉に行く計画を立てるため、コンピュータ室でホームページを開いて調べ学習していた生徒が、無断でそのホームページの資料を借用して、まとめを作成した。提出された「まとめ」を見た社会科の教師がそのことに気づいた。この件は「A1」に該当すると判断され、社会科教師が無断使用をやめるよう本人に直接指導した。本人が著作権違反だとも思わないために起きた問題だった。早速、許可を取って事なきを得た。

例3 もぐり込み（不正侵入）

Aさんは、「ねえねえ、C君がもぐり込んじゃったって言ってるの知ってる？」と友人のBさんから聞かれた。知らなかったAさんは、何人かの友人にそっと聞いてみたら、何となく知っている感じだった。

同じ部活動のメンバーであるAさんは、C君のことが心配になり、入り込まれる可能性のある部活の数人の仲間に聞いたら、入り込まれたので困っていて、どうしたらいいか悩んでいたんだと打ち明けられた。

顧問教師は、部活動に参加している生徒の会話などから上記の事実を把握した。すぐに、C君に直接聞いてみた。C君は友人以外のコンピュータにももぐり込んだことを認めた。顧問教師は、「これは大変なことだ」と判断し、緊急に生徒指導委員会で報告した。この件は「A4」だと認定され、A4に相当する対応が施された。

パソコンにもぐり込まれるのって、自分の部屋に勝手に入られるみたいで嫌な気分だ。



例4 個人情報の無断借用

高校生になったS君は、かねてから念願の自分のホームページを立ち上げることにした。

ある日、ホームページの電子掲示板を開いたら、抗議文が入っていた。それは中学時代の友人からだった。ここに使われている写真は許可を取りましたかという内容だった。抗議はそれだけではなかった。自分が通っている高校の同級生からも、許可を取れというものもあった。



しかし、S君は忙しいこともあってそのままにしていた。ところが、そのことをホームページで話題にされてしまったのである。軽く考えていたS君は、法律的な問題点も指摘されて、深く反省しホームページを改善するとともに許可をしっかりと取った。

この“事件”は生徒指導委員会に「A1」相当程度と報告され、担任教師は本人に口頭で二度としないように注意した。

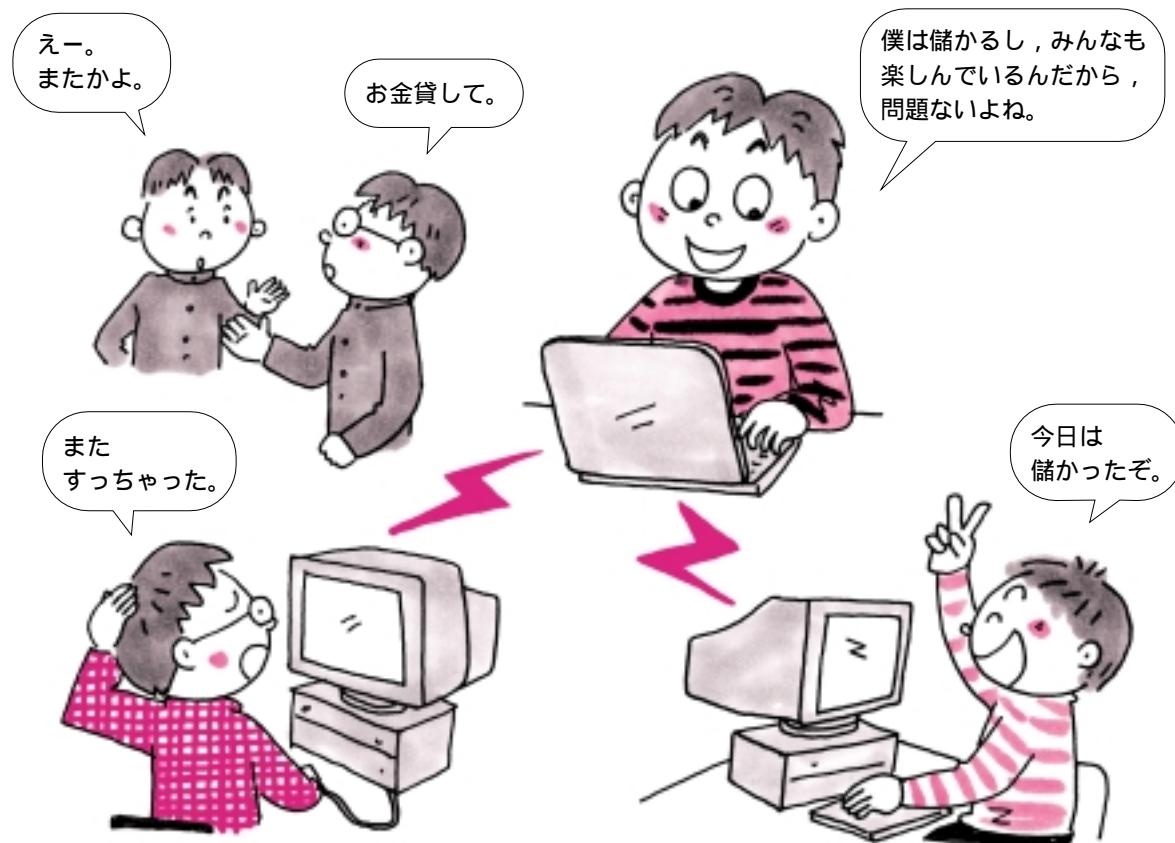
例5 懸賞を自分で作り儲ける

「ねえ、お金貸してよ。」「いいよ、もうこれで　円だよ。」「わかってるよ。すぐ返すからさ。」「頼むよ。大きくならない内にな。」「でも、俺たちはまだ少ないからいいけど、Rはこの前　円だったよ。」「うん。まずいと思うよ。何をやって儲けているのかな。それとも、そんなにお金が必要なのかね。」「わかんないよ、俺たちには関係ないしね。」

あるクラスでこんな会話がはずんでいた。お金儲けの話なのですぐに広がり、グループに入れろ入れないのもめごとも起きていた。この段階で複数の教師は問題に気がついた。

早速、発起人のW君を呼んで事情を聞きました。その結果、あるホームページを見ていてひらめいたこと。自分でクラスの友人相手に懸賞をやり始めたこと。Eメールのグループ登録メンバーは11人であること。他校生にも広がっていること。会費は1回　円、掛け金は当初　円までだったが、参加者からの希望もあって今は制限なしということ、などが判明した。

このような問題は、「C3」相当と認定され、相応の処置が取られた。

**● 学校や教師が全ての問題に対応できないこともあります ●**

学校・教師が対応できることとできないことがあります。できることは、「生徒の意識高揚やモラルに関する注意など」で特に校内で起きた問題でもすみやかに保護者や関係機関に相談した方がよい場合もあります。



学校や教師が対応できないことは？



高度な技術的知識が必要な問題や、法律的な知識が必要な問題、扱いが微妙な問題などです。

コンピュータやネットワークに関する高度な技術的知識が必要な問題や、刑法、民法などの法律の知識が必要となるような問題、社会的な影響が大きかったり、人権にかかわるような扱いの微妙な問題であったりした場合には、専門家の力を借りたほうが良いことがあります。

comment
1

高度な技術的知識が必要な問題

- ・学校内のコンピュータにウィルスが蔓延して駆除できない。
- ・外部の人間が勝手に学校内のコンピュータにアクセスしている。
- ・インターネットから攻撃を受けている。
- ・インターネットと接続するための電話料金が異常に高額である。
- ・誰かが勝手にコンピュータ上のデータを読み取っている。

などといった問題が発生し、自分たちだけでは解決が難しい場合は、専門の技術者の力を借りることが必要です。

● 事前の予防措置や一般的な対処方法 ●

セキュリティに関する問題相談を受けてくれるIPAやJPCERT（34, 36, 88頁参照）が情報を公開しているので、それが参考になります。



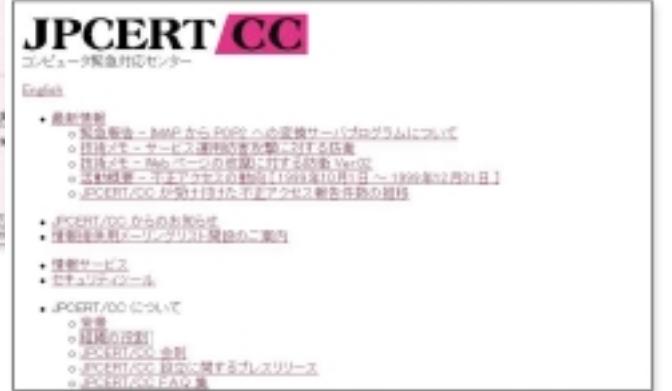
● 問題が発生した場合 ●

警察のハイテク犯罪の相談窓口（89頁参照）に相談するのが良いでしょう。また、Slēr（ページ下*参照）やコンピュータシステムのベンダーが、有償の対策サービスを用意している場合もあるので、相談してみるのも良いでしょう。プロバイダの管理情報に不正アクセスの痕跡が残っていることもあるので、協力を依頼できる場合もあります。

【IPA情報の例】



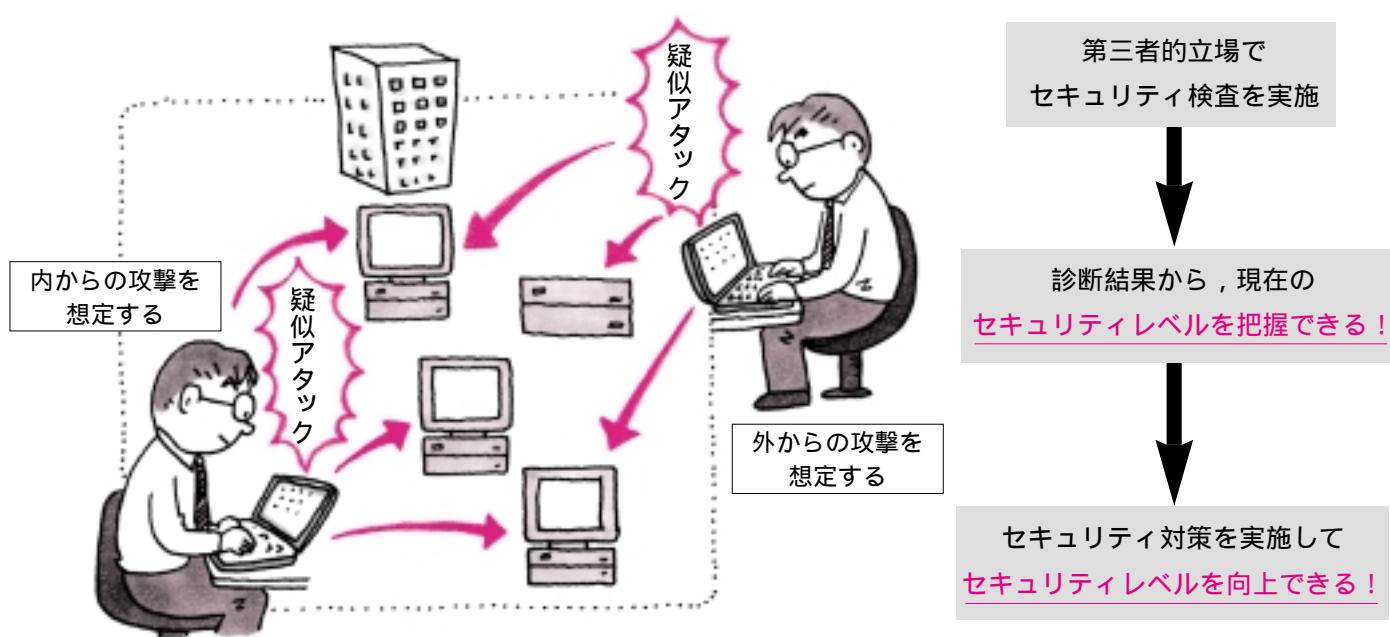
【JPCERT情報の例】



● セキュリティ診断による事前のチェック ●

疑似アタックを行うことによって、事前にコンピュータシステムのセキュリティ上の問題点を洗いだす、有償サービスを行っているSlērがあります。あらかじめ問題点を明らかにして、その対策を施すことができるので、効果があります。

【疑似アタックによるセキュリティ診断】



*システム・インテグレーション、システム・インテグレータ、Slēr（えすあいやー）...多くの機器を組み合わせ、システム全体の設計、構築を行うことを「システム・インテグレーション」（略してSI）と呼び、それを業務とする業者を「システム・インテグレータ」（略してSlēr）と呼ぶ。

**comment
2**

法律的な知識が必要な場合

インターネット上であっても、社会一般のトラブルと同様、被害者になる場合と加害者になる（あるいは加害者としてクレームをつけられる）場合とがあり、正しい法律的な知識と解釈によって慎重に対応する必要があります。

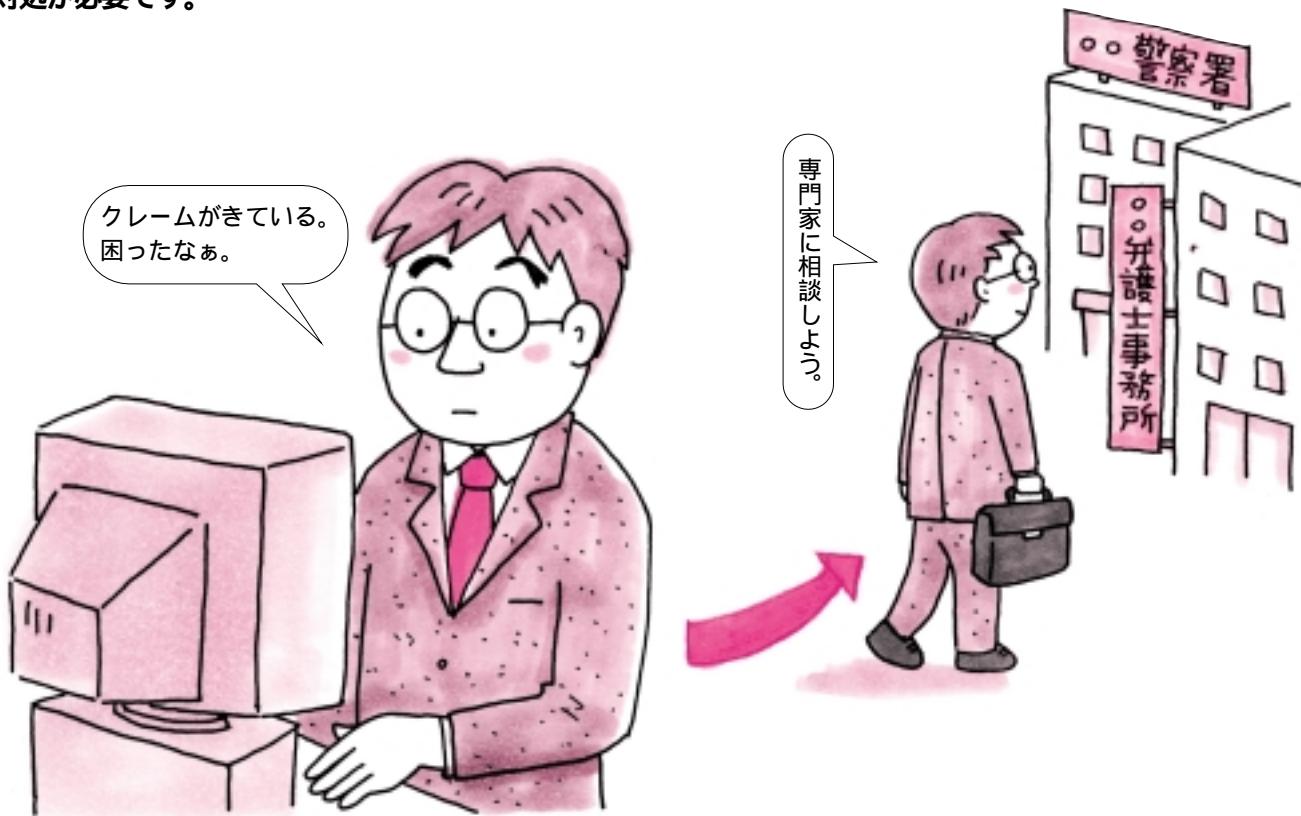
次のような時は、[学校関係でインターネット活用を推進している部門]や弁護士、警察の相談窓口に相談するのが良いでしょう。

● 被害者になる状況 ●

無断で自分たちのWebサーバの画面や文章をコピーされたり、個人情報やプライバシー情報を盗まれたり、その情報をインターネット上で勝手に流されたり、なりすましによる嘘のメールを発信されたり、ストーカー行為を受けたりする場合などがあります。

● 加害者側にたたされる状況 ●

不正アクセスや著作権の侵害、名誉毀損等、何らかの被害を受けているとして、相手から苦情を言われる場合があります。それらは本当に相手がそのような被害を被っている場合もありますが、誤解や思い込みによるクレーム、偏執狂的なクレーム、何らかの利益を得ようとするクレームなどもあるので、冷静な対処が必要です。



【クレームメールの例】

(メールはフィクションです)

××××学校校長殿
 貴校、*****の*****君より脅迫を受けております。
 経緯といましましては、私が*****のホームページ上で*****

 しかし**君は、*****のホームページ上で私を罵倒し、また下記のようなメールを送つ
 てきました。このメールはあきらかに「脅迫」であると考えます。このメールにより多大な精
 神的苦痛を受けましたが、それについて貴校としてはどのようにお考えでしょうか。

【犯罪を紹介する記事】

ネット詐欺で中2男子逮捕 「100件以上」とも
インターネットを悪用して商品の取り込み詐
欺や商品を送らない代金詐欺を繰り返していた
として、中学生の男子生徒が詐欺容疑で逮捕さ
れた。小学生の時から100件以上の詐欺を繰り返
していたという。幼稚園のころからパソコンに
熱中していた電腦少年で、家族に気づかれない
よう自分の部屋の入り口に警報装置を付ける徹
底ぶりだった。

調べでは、少年は昨年、インターネットの電子掲示板に、1個（販売価格約50万円）の広告を出していた業者に「商品到着後、現金を振り込む」と通信し、商品を受け取ったものの、支払いを行わずに詐取。また、人気のペットロボットを安く売るという販売広告を掲示板に掲載し、高3の女子生徒から現金 万円をだまし取った疑い。

少年は幼稚園のころ、ゲームでパソコンの操作方法を習得し、小学生の時にプロバイダー（接続業者）などに年齢や名前を偽ってパソコンで商品取引を始めた。これまでに100件以上の取引をしたが、代金は一度も払ったことがないという。

(以下省略)

高校生、 の曲を違法コピーし送検
 警視庁少年事件課と 署などは、人気歌手の の曲を無断録音し、インターネットのホームページに広告を出して録音テープを販売したとして、高校生の少年Aと私立高校の少年Bの2人を著作権法違反容疑で書類送検した。

調べでは、少年Aは今年、さんのコンサートを録音し、テープを高校生ら2人にそれぞれ1本 円で売った疑い。また、少年Bは、昨年放送されたさんのラジオ番組を音楽とともに録音し、会社員ら2人に1本 円で販売した疑い。

2人は自分のホームページや、不特定多数の利用者が閲覧できるインターネット掲示板などに「 ちゃんのテープ卖ります」などと広告を出していた。日本音楽著作権協会の情報提供を受け、警視庁が捜査していた。少年Aは13人の客から約 円、少年Bは15人から約 万円を銀行口座や自宅に送金させたという。

調べに対し、2人は「テープ販売はインターネット上でよく行われており、いいと思った。もうけた金でCDを買った」などと供述しているという。

comment
3

扱いが微妙な問題

いろいろな考えをもった人たちが利用しているものだから、誠意をもって対応しなくては。



困った時はすぐ専門家に相談ね。



インターネットの分野は法律が未整備な部分がある上に、社会への影響力の大きさや着目性の高さから、扱いが微妙な問題に発展する場合があります。誠意を持って対応すると同時に、早めに〔学校関係でインターネット活用を推進している部門〕や警察、弁護士などに相談し、話がこじれないように注意する必要があります。

● 状況の記録を残しておく ●

インターネット上のトラブルは、物理的な証拠が残りにくい上に、感情的なもつれにエスカレートすることも多いため、問題の事実関係だけでなく、事態の経緯や関係者間の話し合いの内容、相手とのやりとりの記録等もできるだけ正確に残しておくことが必要です。

● 問題発生時の対応に関する相談機関 ●

下記のような機関が相談窓口を開設しています。やみくもに問い合わせをするのではなく、それぞれの機関では、Webページにおいて一般的な情報提供を行っていますので、まずその情報に基づいて対処できる方策を検討し、なおも必要がある場合に具体的な相談をするという手順で利用することが大切です。

詐欺等による財産上の被害

国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/>

危害情報の提供や消費生活相談などのサービスを提供。

都道府県の消費者センター

<http://www.kokusen.go.jp/soudan/map/index.html>

商品やサービスに関する相談のほか、消費者取引をめぐるトラブルの苦情や問合せ等を専門の相談員が受け付け、公平な立場で相談の処理にあたるサービスを提供。

不正アクセス被害・ウィルス被害

情報処理振興事業協会（IPA）セキュリティセンター

<http://www.ipa.go.jp/security/index.html>

コンピュータ緊急対応センター（JPCERT/CC）

<http://www.jpcert.or.jp/>

その他被害と加害の予防等

ジェリック（JERIC）インフォメーションデスク

<http://www.jeric.gr.jp/>

教育でのインターネット利用全般に関するヘルプデスク。

資料：ハイテク犯罪相談窓口連絡先一覧

ハイテク犯罪の被害に遭つたり、遭いそうになったときのご相談、
ハイテク犯罪の情報をつかんだときの通報をお待ちしております。

都道府県名	相談電話（注）	都道府県警察のホームページのURL (多くの都道府県でハイテク犯罪情報を提供したり、メールでの相談も受け付けています。 詳しくは各ホームページをご覧下さい。)
北海道	011-241-9110(総合)	http://www.police.pref.hokkaido.jp
青森	017-735-9110(総合)	http://www.pref.aomori.jp/police/index.html
岩手	019-654-9110(総合)	http://www.pref.iwate.jp/hp0802
宮城	022-262-7777(総合)	http://www.police.pref.miagi.jp
秋田	018-864-9110(総合)	http://www.pref.akita.jp/kenkei/
山形	023-642-9110(総合)	http://www.pref.yamagata.jp/kenkei/
福島	024-533-9110(総合)	http://www.pref.fukushima.jp/police
警視庁	03-3431-8109(専用)	http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/
茨城	029-301-8109(専用)	http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/hightec/intro.html
栃木	028-627-9110(総合)	http://www.pref.tochigi.jp/keisatu/
群馬	027-243-0110(総合)	http://www.police.pref.gunma.jp/
埼玉	048-832-0110(代表)	http://www.pref.saitama.jp/kenkei
千葉	043-227-9110(総合)	http://www1a.mesh.ne.jp/chiba110
神奈川	045-664-9110(総合)	http://www.pref.kanagawa.jp/police/mes/mesd0015.htm
新潟	025-283-9110(総合)	http://www.pref.niigata.jp/police/osirase/hightech/
山梨	055-235-2121(総合)	http://www.pref.yamanashi.jp/police/
長野	026-233-0110(総合)	http://www.avis.ne.jp/police/
静岡	054-254-9110(総合)	http://www.wbs.co.jp/kenkei/htm/haiteku.htm
富山	076-442-0101(総合)	http://www.pref.toyama.jp/kenkei
石川	076-262-9110(総合)	http://www.nsknet.or.jp/kenkei/
福井	0776-26-9110(総合)	http://www.pref.fukui.jp/kenkei/k-index.html
岐阜	058-271-2424(代表)	http://www.pref.gifu.jp/police
愛知	052-951-1611(代表)	http://www.pref.aichi.jp/police/
三重	059-224-9110(総合)	http://www.pref.mie.jp/KENKEI
滋賀	077-522-1231(代表)	http://www.pref.shiga.jp/police/
京都	075-441-8580(総合)	http://www.pref.kyoto.jp/fukei/
大阪	06-6943-1234(代表)	http://www.police.pref.osaka.jp/
兵庫	078-361-2110(総合)	http://www.police.pref.hyogo.jp/
奈良	0742-23-1108(総合)	http://www.mahoroba.ne.jp/keisatsu/
和歌山	073-432-0110(代表)	http://www.police.wakayama.wakayama.jp/
鳥取	0857-27-9110(総合)	http://www1.pref.tottori.jp/police/
島根	0852-24-9110(総合)	http://www2.pref.shimane.jp/police/e_police/
岡山	086-234-0110(代表)	http://www.pref.okayama.jp/kenkei/
広島	082-228-9110(総合)	http://www.police.pref.hiroshima.jp/
山口	083-922-8983(専用)	http://www.pref.yamaguchi.jp/110yp/
徳島	088-622-3101(代表)	http://www.nmt.ne.jp/tpp/
香川	087-833-0110(代表)	http://www.pref.kagawa.jp/police/
愛媛	0120-31-9110(総合)	http://www.dokidoki.ne.jp/home/ehime110/
高知	088-820-6868(専用)	http://www.i-kochi.or.jp/hp/kenkei/
福岡	092-641-9110(総合)	http://www.pref.fukuoka.jp/police/
佐賀	0952-26-9110(総合)	http://www.saganet.ne.jp/SAD/kenkei/index.html
長崎	095-823-9110(総合)	http://www.npp-unet.ocn.ne.jp/
熊本	096-383-9110(総合)	http://www.police.pref.kumamoto.jp/
大分	097-536-2131(専用)	http://www2.pref.oita.jp/keisatu/
宮崎	0985-26-9110(総合)	http://www.pref.miayazaki.jp/police/
鹿児島	099-206-0110(総合)	http://chukakunet.pref.kagoshima.jp/police
沖縄	098-862-0110(代表)	http://www.police.pref.okinawa.jp/

(注) 相談電話の欄の中で、(専用) はハイテク犯罪相談専用電話番号を、(総合) は総合相談窓口電話番号を、(代表) は警察本部の代表電話番号をそれぞれ指します。

資料1 インターネット運用規定

インターネットの安全で効果的な活用を図る上で、重要なのが運用規定です。

運用規定は、個人情報の保護や情報の受信・発信、著作権等の問題についても触れ、子どもたちの健全で安全な使用を図るために整備するものです。策定においては、各学校が創意工夫し、特色ある学校づくりを推進する立場から、教育委員会が管理運用の原則を示し、各学校が校内運用基準を作成する場合が多いのが現状です。

..... インターネット利用における運用規定の例

東京都目黒区立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区立小・中学校（以下「区立学校」という。）におけるインターネットの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(インターネット利用の基本)

第2条 区立学校においてインターネットを利用するに当たっては、児童・生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合学習の視点からの教育の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。

(インターネットの主な利用形態)

第3条 インターネットの主な利用形態は、次の各号に定めるものとする。

- 一 情報発信及び受信 特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を、学校のホームページに発信すると同時に、意見等を受信する。
- 二 情報検索及び収集 学習に関連する情報を検索、収集したり、関連する質問を送り、回答を得る。
- 三 教材作成 授業で活用できる画像データや文書データを収集、加工して、教材作りに活用する。
- 四 国内及び国際交流 電子メールにより、国内及び海外の都市、学校等との交流を行う。

(インターネット利用手続き)

第4条 区立学校の学校長（以下「学校長」という。）は、インターネットを利用しようとするときは、目黒区教育委員会電子計算組織の管理運営に関する規則（平成3年3月教育委員会規則第8号）第9条に規定するシステム等に関する報告をしなければならない。

- 2 学校長は、インターネットの利用の適正を図るため、インターネットの取扱いに係る規程（以下「取扱規程」という。）を定め、インターネット取扱責任者を置くものとする。

(ホームページ等による情報の発信)

第5条 インターネットを利用した区立学校の情報発信は、区立学校の公的名称を使用し、教育委員会が指定したインターネットサービスプロバイダ（インターネットへの接続サービスを提供する企業）等のサーバ（インターネット上における情報の受発信を制御するコンピュータ）において行うものとする。

- 2 学校長は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、本要綱及び取扱規程に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認するものとする。
- 3 区立学校のホームページには、本要綱及び取扱規程を掲載し、情報発信がこれらの規程に基づいたものであることをホームページに明記するものとする。
- 4 区立学校のホームページに発信した情報の著作権については、その帰属先をホームページに明記するものとする。

資料1 インターネット運用規定

インターネットの安全で効果的な活用を図る上で、重要なのが運用規定です。

運用規定は、個人情報の保護や情報の受信・発信、著作権等の問題についても触れ、子どもたちの健全で安全な使用を図るために整備するものです。策定においては、各学校が創意工夫し、特色ある学校づくりを推進する立場から、教育委員会が管理運用の原則を示し、各学校が校内運用基準を作成する場合が多いのが現状です。

..... インターネット利用における運用規定の例

東京都目黒区立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区立小・中学校（以下「区立学校」という。）におけるインターネットの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(インターネット利用の基本)

第2条 区立学校においてインターネットを利用するに当たっては、児童・生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合学習の視点からの教育の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。

(インターネットの主な利用形態)

第3条 インターネットの主な利用形態は、次の各号に定めるものとする。

- 一 情報発信及び受信 特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を、学校のホームページに発信すると同時に、意見等を受信する。
- 二 情報検索及び収集 学習に関連する情報を検索、収集したり、関連する質問を送り、回答を得る。
- 三 教材作成 授業で活用できる画像データや文書データを収集、加工して、教材作りに活用する。
- 四 国内及び国際交流 電子メールにより、国内及び海外の都市、学校等との交流を行う。

(インターネット利用手続き)

第4条 区立学校の学校長（以下「学校長」という。）は、インターネットを利用しようとするときは、目黒区教育委員会電子計算組織の管理運営に関する規則（平成3年3月教育委員会規則第8号）第9条に規定するシステム等に関する報告をしなければならない。

- 2 学校長は、インターネットの利用の適正を図るため、インターネットの取扱いに係る規程（以下「取扱規程」という。）を定め、インターネット取扱責任者を置くものとする。

(ホームページ等による情報の発信)

第5条 インターネットを利用した区立学校の情報発信は、区立学校の公的名称を使用し、教育委員会が指定したインターネットサービスプロバイダ（インターネットへの接続サービスを提供する企業）等のサーバ（インターネット上における情報の受発信を制御するコンピュータ）において行うものとする。

- 2 学校長は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、本要綱及び取扱規程に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認するものとする。
- 3 区立学校のホームページには、本要綱及び取扱規程を掲載し、情報発信がこれらの規程に基づいたものであることをホームページに明記するものとする。
- 4 区立学校のホームページに発信した情報の著作権については、その帰属先をホームページに明記するものとする。

(個人情報の発信とその範囲)

- 第6条 インターネットを利用した児童・生徒及び関係者の個人情報の発信は、学校長が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないよう、必要な対策を講じなければならない。
- 2 児童・生徒の個人情報を発信しようとするときは、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、同意を得た上で、教師の指導のもとに発信するものとする。
 - 3 区立学校のホームページに発信した個人情報について、本人若しくは保護者から、訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。
 - 4 インターネットで発信する児童・生徒の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。
- 一 氏名 原則として姓を用い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、姓名を使うことも可とする。
 - 二 意見等 児童・生徒の意見等については、教育上の効果を斟酌し、発信することができる。
 - 三 写真 児童・生徒の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができる。
 - 四 住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報 これらは発信しないものとする。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、必要に応じて、年齢、趣味・特技等を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。

(教師による指導の徹底)

- 第7条 教師は、インターネットを利用した教育活動を通して、他人の中傷をしないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮することなど、ネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分に指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童・生徒が正しく理解できるように努めるものとする。
- 2 児童・生徒が発信する情報は、原則として、教師の確認を経て発信することとする。
 - 3 教師は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

(個人情報及びデータ等の保護)

- 第8条 学校長は、次の各号に定めるところにより、個人情報及びデータの保護に努めるものとする。
- 一 インターネットに接続するコンピュータを特定し、それ以外のコンピュータはインターネットに接続しない。
 - 二 インターネットの接続環境に応じて、回線を通じた外部からの不正侵入を遮断する対策を講じる。
 - 三 インターネットに接続するコンピュータを他の用途に利用するときは、個人情報を含むデータは、フロッピーディスク等の外部記憶装置により管理することとし、コンピュータ内部の記憶装置には蓄えない。
 - 四 コンピュータウイルス（コンピュータシステムの動作を妨害する目的でつくられたプログラム）の発見、駆除、予防に努める。
- 2 学校長は、コンピュータシステム若しくはデータの改ざん等の異常が認められたときは、直ちにインターネットの利用を中止し、教育委員会に報告しなければならない。

(受信した個人情報の取り扱い)

- 第9条 インターネットを利用して受信した個人情報については、目黒区個人情報保護条例（昭和63年10月目黒区条例第16号）の定めるところにより取り扱うものとする。

(インターネット利用状況の報告及び指導)

- 第10条 学校教育部長は、インターネットの利用状況について学校長に報告を求め、必要に応じて指導を行うものとする。

(インターネット利用基準の見直し)

- 第11条 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この要綱に規定した事項の見直しの必要が生じたときは、公文書公開・個人情報保護審議会への諮問等必要な手続きを経て、第3条から第8条に規定する基準の見直しを行うものとする。

(委任)

- 第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、学校教育部長に委任する。

付則

- 1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 区立学校におけるインターネットの利用に関する要綱（平成8年10月14日目教学庶第715号）は廃止する。

東京都品川区立日野中学校の校内運用基準

インターネットの利用に関する校内運用基準

品川区立日野中学校

(本基準のねらい)

第1条 この基準は、「品川区立学校等におけるOA機器の運用および管理に関する要項」(平成11年4月1日)及び「品川区立学校等におけるインターネット利用規程」(平成11年7月15日)に基づき、品川区立日野中学校におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターネットの利用のねらい)

第2条 生徒及び教職員は、以下に掲げるような事項をねらいとしてインターネットを利用することができる。この他に新たな事項が発生した場合は、関係部局と協議する。

(1) 各教科や特別活動での学習。

(2) 地域社会との連携。

(3) PTA活動。

(4) 教職員の研修。

(5) 国際理解教育の推進。

(6) 国内や海外の学校・諸機関との交流。

(個人情報の保護)

第3条 インターネットで個人情報を送信する場合、生徒本人及び保護者等関係者の同意を前提とする。また、その範囲は、必要最小限度のものとする。

第4条 個人情報の送受信の範囲は、別表の通りとする。

第5条 ホームページ上で教科やクラブ・部活動等における生徒の作品や活動の成果を送信する際に、氏名を併記することができる。

第6条 生徒及び教職員は、受信した個人情報を編集・加工しない。また、再発信しない。

第7条 インターネットを利用して生徒の個人情報を特定の相手に対して送信する場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しない。

(教職員による指導の徹底)

第8条 教職員は、著作権、知的所有権に配慮し、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、生徒の情報モラルの涵養を図る。

第9条 教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

(禁止事項)

第10条 発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮して発信しなければならない。

第11条 非合法的な情報や公序良俗に反する情報等、学校教育において望ましくない情報の送受信が行われないようしなければならない。

第12条 インターネットに接続した小型電算機等の機能、公共のネットワーク、あるいはインターネットに支障を与えてはならない。

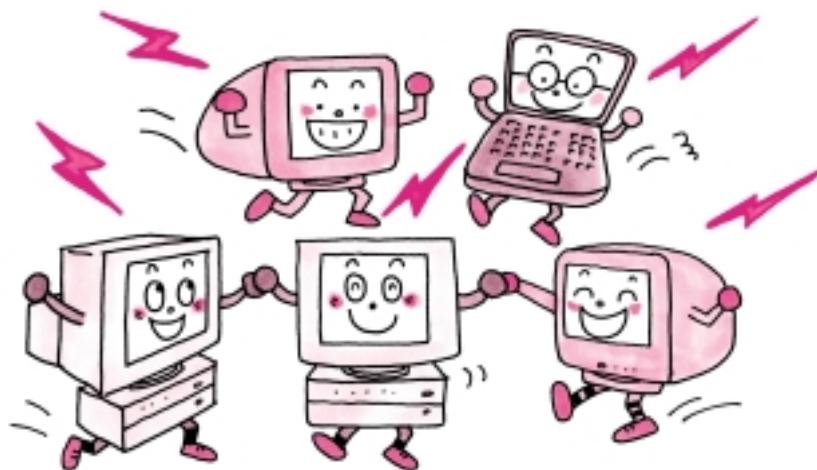
第13条 インターネットを通して得られた情報における知的所有権を侵害してはならない。

第14条 インターネットを通して商用その他営利活動をしてはならない。

第15条 個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信してはならない。

(ホームページ上の基準の明記)

第16条 本基準をホームページ上で必ず明記するものとする。



「個人情報の送受信の範囲」　は可，×は不可，　は条件付

項目	内容	不特定の相手	特定の相手
生徒基本情報	生徒氏名 クラス名 出席番号 性別 生年月日 年齢 住所 電話番号 クラブ・部活動名 出身小学校	(1) × × × × × × × × ×	× × × × ×
評価用資料	定期考查得点 校内学力考查の得点 評定 小テスト得点，提出物の評価	× × × ×	× × × ×
名簿・緊急連絡先	学年・学級別名簿一覧 保護者住所氏名一覧 P T A 名簿 電話緊急連絡網一覧	× × × ×	× × × ×
写真	写真	(2)	
教育相談用資料	教育相談資料	×	×
進路指導資料	進路面接結果 職業適正検査調査結果 進路希望調査 上級学校の募集人員及び応募人員 上級学校の受験者数 入学試験得点・合否・進学先	× × × × × ×	× × × × × ×

1...教科やクラブ・部活動等における生徒の作品や活動の成果を送信する際に，氏名を併記することができる。

2...不特定の相手と送受信をする場合は，写真と氏名を同時に併記してはならない。

参考にしたい運用規定にかかるURL

東京都目黒区立教育委員会	http://www.city.meguro.tokyo.jp/gakko/edu/int_yoko.htm
兵庫県立教育研修所	http://www.hyogo-edu.yashiro.hyogo.jp/kenshusho/guide/index.html
千葉県木更津市教育委員会	http://www.center.kisarazu.chiba.jp/center/kitei/youkou.htm
東京都江東区立第四大島小学校	http://www.koto-cabletv.co.jp/4dai-es/h10nendo/gaido.htm
東京都品川区立日野中学校	http://www1.cts.ne.jp/%7Ehino-chu/gaido/hino1.htm
福島県葛尾村立葛尾中学校	http://www.katsurao-jhs.katsurao.fukushima.jp/REPORT/rule.htm
三重大学教育学部附属中学校	http://www.fuzoku.edu.mie-u.ac.jp/naiki/shozoken.html
滋賀県長浜市立長浜北中学校	http://www.biwa.ne.jp/kita-jhs/kenkyu/tebiki.htm

資料2

ホワイトリスト作成

インターネットは、教育や学習に役立つ最新の情報を豊富に得られるというメリットがある反面、暴力やポルノ、ドラッグ、人権侵害、残虐な描写など、児童生徒の健全な育成を妨げるような、違法・有害な情報があることも事実です。インターネットは現実社会の一部であり、現実社会のルールが適用される場ですから、違法な情報については、法律に基づいて情報発信を止めることができます。

不適切な情報から児童生徒を守るために、学校でインターネット接続をする場合には、こうした情報を閲覧できないようにするためのソフトウェア（フィルタリングソフト）を設定するなど、技術的な対応を行うことができますが、市販のソフトウェアを使えば100%安全である、というわけではありません。

フィルタリングは、インターネットの個々の情報内容についての評価リストを利用して、あらかじめ指導者・管理者が設定した閲覧可能レベルに沿った情報だけを、自動的に選別する機能です。専用ソフトをコンピュータやサーバに組み込む方法が一般的ですが、WWWブラウザの機能を使う方法もあります。

フィルタリングには、次の2種類があります。

ブラックリスト方式

ホワイトリスト方式

「ブラックリスト方式」は、子どもに見せたくないページをあらかじめブラックリストとして登録しておき、記載されたURLへのアクセスだけを禁止する方式です。

「ホワイトリスト方式」は反対に、教師が推奨するページをあらかじめ登録しておき、リストに記載されたURLへのアクセスだけを許可するものです。インターネットの利用方法に慣れる初期の段階では、安全性が高く有効ですが、あらかじめ教師が準備した範囲内のページの閲覧に限定されてしまうという欠点があります。また、ホワイトリストからもれた情報はすべて禁止されるため、有用な情報を得ることができなくなる欠点もあります。ホワイトリスト方式は、一つの学校などでこの方式を探ることは現実的ではなく、多くの機関の間で広範な協力体制を確立して初めて現実的な対策となりうるものです。

いずれにしても、このようなリスト方式はリストのメンテナンスに多くの労力が必要となります。

横浜市の例：教育情報ネットワークでは、「生徒を守る」という視点にたち、また授業で必要となるホームページは事前に教員が教材研究を行うという前提にたち、閲覧の必要のあるURLをあらかじめ登録しておき、そのページのみ閲覧可能とする「ホワイトリスト方式」によるアクセス制御を行っています。登録の必要なURLは、画面上で申請することができ、情報教育課でふさわしいかどうかを判断し、必要性の高いものから順にアクセス制御用のデータベースに登録を行います。登録と同時に、「リンク集」にも、整理された形で付け加えることが可能となっており、子どもたちの学習効果を高めるリンク集ができあがります。

大阪市の例：教育センターでは、接続できない有害ホームページ7000か所のアドレスリストを教育委員会のサーバーに登録しています。ブラックリストにのせるアドレスは、同センターの担当者が探したり、学校の先生の通報をもとに同センターで判断します。

..... ホワイトリストに登録したいお薦めリンク集

横浜市教育情報ネットワーク（教育委員会教育情報部）
<http://www.edu.city.yokohama.jp/wondersquare/manabi/index.htm>

日立市視聴覚センター：学習情報「まねっと」
<http://www.jsdi.or.jp/havc/manet/gakusyu.htm>

先生の部屋：こねっと教科別リンク集
<http://konet.wwn.or.jp/cgi-bin/subject/search.cgi>

東京工業大学：学習情報図書館
<http://gakusyu.cradle.titech.ac.jp/cgi-bin/library/list.cgi>

東京都豊島区立大成小学校：インターネットでお勉強
<http://member.nifty.ne.jp/toshimaku-taisei/kids-frame.htm>

資料3

ネットマナー

学校でのインターネット利用は、児童生徒の情報活用能力を育成するために行うものです。児童生徒の情報活用能力は、単にコンピュータ機器の操作・技能を身につけることだけではありません。高度情報通信社会を生きていく上では、機器の操作法以上に、あふれる情報を主体的に選択・活用し、自ら情報を発信できるとともに、人間尊重の考え方やプライバシー、知的所有権・個人情報の保護といったモラルやマナーを身につけることがとても大切です。

ネットマナー

インターネットの世界では、利用者が守るべき基本的なモラルやマナーのことを「ネットマナー」(netiquette)と呼んでいます。「ネットマナー」とは、ネットワーク(network)とエチケット(etiquette)の合成語で、法律のように拘束力はなく、決められた条文もありませんが、インターネットに参加する人々が、一般社会と同様にお互いの立場を尊重し、優しさと思いやりをもって行動できるように、最低限のマナーを自主的に決めたものです。主なネットマナーの内容には、次のようなものがあります。

主なネットマナーの内容

- ・他人に迷惑をかけないこと
- ・他人の誹謗や中傷を行ってはならないこと
- ・嘘の発言をネットワーク上に流してはならないこと
- ・著作権、肖像権、知的所有権に配慮すること
- ・個人情報を掲載することの危険性など

児童生徒のインターネット利用に際して、児童生徒が情報を発信する場合には、ネットワーク利用における基本的なモラルやマナーについて十分指導し、情報発信者としての自覚と責任について正しく理解できるように努めることです。また、児童生徒が第三者から誹謗・中傷を受けたり、不快な内容を含む情報を受信したときには、教師に報告・相談するように指導しておくことも大切です。学校として、コンピュータをインターネットに接続する場合には、児童生徒の健全な育成を妨げる恐れのある情報に、児童生徒が不用意に触れることがないよう万全の配慮を行うことが求められています。

Eメール

Eメールは、手軽なコミュニケーションの手段で、便利な機能ですが、手軽するために逆に単純なミスを犯しやすく、知らないうちに人に迷惑をかけたり、人を不快にさせたりすることもあります。お互いに気持ちよくコミュニケーションをとるためのEメールのマナーには、次のようなものがあります。

Eメールのマナー

- ・文章は簡潔に書くこと。
- ・Eメールは確実な手段でないことを理解する。(Eメールは、手紙の「封書」ではなく「葉書」のようなもの、誰かに読まれる可能性がある)
- ・誹謗・中傷にあたるような内容を送信しない。
- ・相手のアドレスを確かめてから送信する。
- ・チェーンメールを出さない。
- ・その他：半角カタカナや特殊文字を使わない。送信するメールのサイズにも気をつけるなど。

..... ネチケットに関するホームページ

ネチケットとしてよく利用されているのが、千葉学芸高等学校の「ネチケットホームページ」です。「ネチケットガイドライン」はアメリカのインターネット技術特別調査委員会のネチケット責任者作業部会の成果著作物で、日本語版の翻訳は千葉学芸高等学校の高橋邦夫先生の手によるものです。



ネチケット情報（ネチケットホームページ）千葉学芸高等学校
<http://www.cgh.ed.jp/>

インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集
(電子ネットワーク協議会)
<http://www.enc.or.jp/enc/code/rule4child/a-main.html>



インターネット利用ガイド（教育ソフト開発・利用促進センター）
<http://www.edu.ipa.go.jp/kyouiku/internet/caution/caution.htm>

資料4

子ども用検索エンジン

児童・生徒がWWWを使って調べ学習などを行っているときに、誤ってわいせつ画像や暴力表現など、有害な情報を掲載したホームページを検索してしまうことがあります。ほとんどの場合は、一般社会人向けの検索サービスやリンク集などからリンクをたどることで発生しています。膨大な情報があふれているインターネットの中から、目指す情報を手に入れる有力な手段が、検索エンジンです。あらかじめ不適切な情報を排除してあり、児童生徒を有益なページに誘導する検索エンジンやリンク集を利用することで、このような偶然の“事故”を防ぐことができます。

Webページを探す検索エンジンは、「カテゴリ型」と「全文検索型」に大別できます。カテゴリ型の検索エンジンは、Webページを階層状のカテゴリに分類して登録しています。Webページの抽出や登録は人手で行うため、質が高い情報が多いようです。もう一方の全文検索型の検索エンジンは、専用ソフトが、インターネットを巡回して情報を収集するタイプで、カテゴリ型と比較して情報量が多いのが特徴です。特定の話題について調べるなら、全文検索型が向いています。ただし、ありふれたキーワードでは、Webページが必要以上に多く見つかり選択に苦労することがあります。

カテゴリ型検索エンジン

(学校や団体の情報を検索)
(漠然としたテーマを検索)
例(yahoo!きっず)



全文検索型検索エンジン

(特定の話題を検索)
例(こねっとgoo)



.....子ども向け検索エンジン.....

カテゴリ型検索エンジン

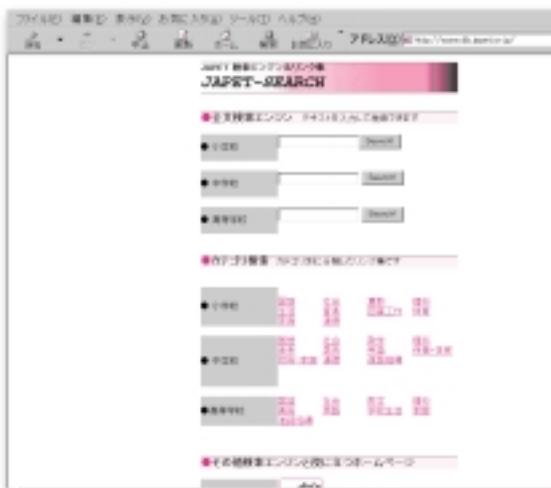
yahoo!きっず
C R Nナビゲータ
J E R F I
ネットクラスルーム図書館
yahooligans

<http://kids.yahoo.co.jp/>
http://www.crn.or.jp/NAVI/MENU_F.HTM
<http://www.jerfi.ne.jp/>
<http://www.education.ne.jp/toshokan/>
<http://www.yahooligans.com/>

全文検索型検索エンジン

こねっとgoo
学校検索
C R N学校検索
Super Snooper
Ask Jeeves Forkids

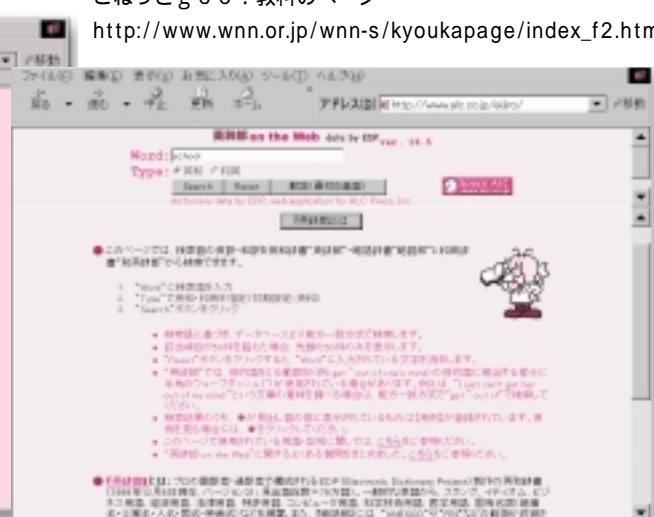
<http://www.goo.wnn.or.jp/>
<http://sagasu.jr.chiba-u.ac.jp/>
http://www.crn.or.jp./NAVI/SEARCH1_F.HTM
<http://snooper.com/>
<http://www.ajkids.com/>



日本教育工学振興会：JAPET検索エンジン
<http://www.db.japet.or.jp/>

こねっとg o o : 教科のページ

http://www.wnn.or.jp/wnn-s/kyoukapage/index_f2.html



文部省：子どもホームページ
<http://www.monbu.go.jp/kodomohp/index.htm>

英辞郎：英和辞典・和英辞典
<http://www.alc.co.jp/eijiro/>

資料5

情報モラル セキュリティ指導

ネットワーク上の不適切な行為の例

情報モラルの指導にあたっては、ネットワーク上あるいは日常生活で発生する不適切な行為の例を把握しておくことが必要です。授業の場面に応じて事例を紹介していくことは、罪の重さを知らずに犯罪的な行為を犯すこと、また詐欺などの犯罪の被害にあうことの防止を図り、健全かつ安全に生活を送る資質を身につけさせる上で有効です。

不適切な行為の例

ネットワーク上の不適切な行為には、例えば次のようなものがあります。

不正アクセス

他人のパスワードを盗用するなどして、不正にコンピュータにアクセスすること。不正アクセス行為、および他人にパスワードを教えるなどして、不正アクセスを助長する行為は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律によって禁じられています。

クラッキング

不正にコンピュータにアクセスし、データの破壊などの被害を与える行為。

クラッカー

クラッキングを行う者。不正アクセスを行う者をハッカーと呼ぶこともあるが、ハッカーという呼称は単にコンピュータシステムに詳しい者という意味で用いられる場合もあります。その場合には不正アクセスを行う者はクラッカーとして区別されて呼称されます。

ソーシャル・エンジニアリング

管理者を名乗ったり、親切な助言者を装うなどして近づき、正規のコンピュータユーザーの信頼を得て、不正アクセスのための情報を得る行為。詐欺。

不正コピー

著作物を著作者に無断で違法に複製する行為。

ソフトウェアの不正使用

不正に複製したソフトウェアや、不正に入手した起動パスワードを使用して、ソフトウェアを使用することは、著作権を侵害する行為。

プライバシー侵害

個人の秘密を不正に入手したり、不正にあばく行為。

誹謗（ひぼう）

他人を悪くいう行為。

中傷

ありもしないことを故意に言って他人の名誉を傷つける行為。

差別

正当な理由なしに、ある者を他の者よりも低く扱う行為。

なりすまし (spoof)

他人の名前やE・メールアドレスをかたって偽造のメッセージを送るなど、他人になります行為。
くもがくれ

Webページで商品の販売を行う商店などが、代金の支払いを受けた後で商品を引き渡さず、連絡もとれなくなってしまうこと。

メール爆弾 (mail bomb)

個人に大量のE・メールを送りつけ、通常のE・メールを受け取れなくさせたり、E・メールサーバのシステムを使えなくさせる行為。

スパム (spam)

広告などほとんどの受信者にとって不要な情報を広範囲にE・メールで送りつける行為。

掲示板荒し

電子掲示板などに下品な言葉などの無関係なメッセージを大量に投稿し、正常な議論の進行を妨害する行為。

デマ (hoax)

真実ではない情報を流布する行為。

トロイの木馬

使用者に知られずに外部の侵入者が、コンピュータを操作できる機能を潜ませたソフトウェア。

ポートスキャン

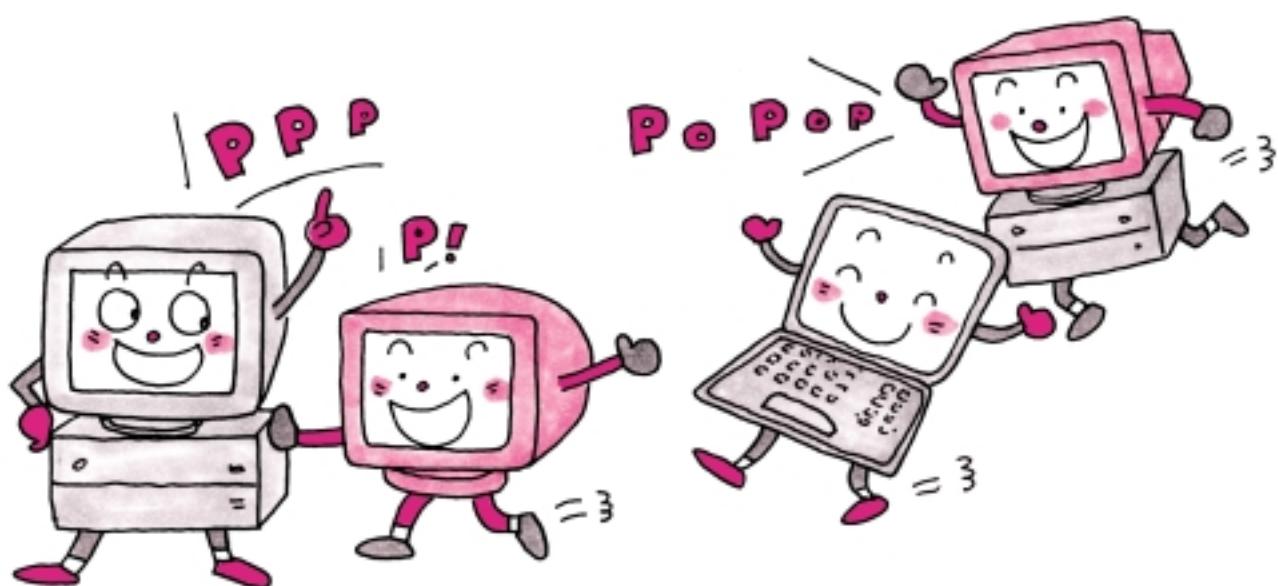
不正アクセスに利用可能なコンピュータシステムの弱点を探るために、コンピュータのネットワークポートの状態を次々と調べる行為。

デナイアル・オブ・サービス

コンピュータシステムが提供しているサービスの機能を使えなくさせる目的で、大量のアクセスを集中的に行うなどの行為。

マルチ商法 (ねずみ講, pyramid scheme), マルチまがい商法

新規会員から上納金を徴収する方式で、会員を増やせば金儲けができると偽って、次々に参加者を募集する行為。



関連する法令

不法行為全般

民法709条（不法行為の一般的要件・効果）の規定により、故意又は過失によって他人の権利を侵害した者は、これによって生じる損害を賠償する責任が課される。不法行為にはプライバシー侵害なども含まれる。

虚偽の情報の公表等

【刑法】230条名誉毀損（きそん）罪、231条侮辱罪、233条信用毀損罪、業務妨害罪
【証券取引法】158条相場の変動を図る目的での風説の流布の禁止

わいせつな表現

【刑法】175条わいせつ物頒布・公然陳列罪
【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律】映像送信型風俗特殊営業者の届け出義務
【関税定率法】輸入禁制品の指定

不正アクセス、パスワード、【不正アクセス行為の禁止等に関する法律】

漏洩

電子商取引など

【民法】95条要素の錯誤、96条詐欺脅迫
【訪問販売法】
【割賦販売法】
【刑法】246条詐欺罪、電子計算機使用詐欺罪、185条賭博罪
【無限連鎖講の防止に関する法律】

業務妨害、窃盗、恐喝、
偽造

【刑法】233条信用毀損罪、業務妨害罪、234条電子計算機損壊等業務妨害罪、249条恐喝罪、235条窃盗罪、134条秘密漏示罪、155条公文書偽造、157条公正証書原本不実記載、158条偽造公文書行使、159条私文書偽造、161条偽造私文書等行使、電磁的記録不正作出及び供用
【電波法】106条虚偽の通信

知的所有権

【著作権法】【特許法】【意匠法】、
【実用新案法】【商標法】【不正競争防止法】など

セキュリティに関するユーザー教育

コンピュータシステムのセキュリティを保つには、システム面での技術的な対策と運用面における対策とが車の両輪のように補い合うことが必要です。技術的に高度なセキュリティシステムを導入しても、過失や故意によりセキュリティを損なう行為をする人間がいる限り完全ではありません。指導者は運用面でのセキュリティ対策のために、ユーザー教育が特に重要であることを認識し、授業の場面においてセキュリティを損なう行為を慎むよう、適切な機会をとらえて隨時指導することが必要です。

平成11年度 文部省 情報教育の改善に資する調査研究委託事業

「インターネット活用ガイドブック、モラル・セキュリティ編」 作成に関する調査研究分科会

【委 員】

主査 浦川 朋司	江戸川大学社会学部
大川原幸生	目黒区立原町小学校
鎌木 良夫	草加市立松江中学校
小泉 憲也	北区立桜田小学校
坂本 仁	八千代市教育センター
坂本 正彦	筑波大学附属中・高等学校
嶋 治行	東京都立教育研究所
杉浦 昌	日本電気株式会社C & C ネットワークシステム事業部
高橋 邦夫	千葉学芸高等学校
田中 孝宏	江東区立第二亀戸小学校
山本 有一	警察庁生活安全局生活安全課セキュリティシステム対策室
米村 明彦	小学館教育編集部

【助 言】

亀田 意統	文部省初等中等教育局中学校課情報教育室	室長
太田 恵雄	文部省初等中等教育局中学校課情報教育室	課長補佐
太田 知啓	文部省初等中等教育局中学校課情報教育室	主任

【事務局】

伊藤 公紘	財団法人コンピュータ教育開発センター	常務理事
中村 浩政	財団法人コンピュータ教育開発センター	業務部部長
佐々木秀一	財団法人コンピュータ教育開発センター	業務部管理課長
鈴木勢津子	財団法人コンピュータ教育開発センター	調査員

インターネット活用ガイドブック

モラル・セキュリティ編

平成12年3月31日発行

著作権者 文部省

発 行 財団法人 コンピュータ教育開発センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-11

TEL 03-3593-1801(代表) FAX 03-3593-1806

URL <http://www.cec.or.jp/>

印 刷 有限会社 ヒラタメジャー企画

表紙デザイン / LUM Design 永井 俊彦

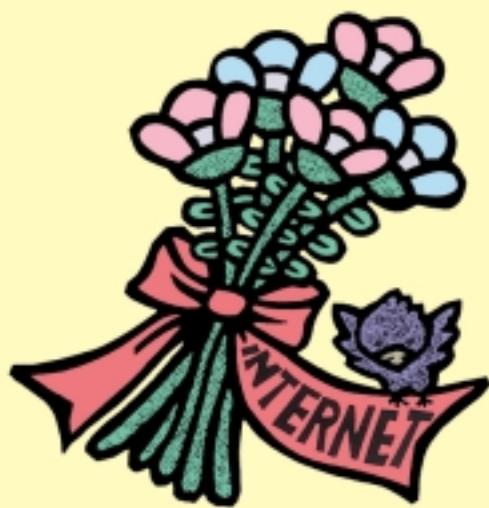
表紙イラスト / 有賀 忍

本文デザイン / おーく舍

本文イラスト / 小沢 恵子・幸月さちこ

畠山 恭子・佐藤 道子

編集協力・DTP入力 / おーく舍



Center for Educational Computing